

平成30年度 政務活動費 預金出納帳

収支 番号	収支年月日	項目	摘 要	収入金額	支払金額	差引残高
1	2018/4/20	交 付 金	平成30年度政務活動費交付金	2,160,000	0	2,160,000
2	2018/6/21	研 修 費	ローカルマニフェスト連盟セミナー 参加費		80,000	2,080,000
3	2018/6/21	研 修 費	手数料		540	2,079,460
4	2018/6/21	研 修 費	多摩住民自治研究所セミナー		194,400	1,885,060
5	2018/7/4	研 修 費	ローカルマニフェストセミナー 宿泊費		57,456	1,827,604
6	2018/7/4	研 修 費	手数料		540	1,827,064
7	2018/7/4	研 修 費	多摩住民自治研究所セミナー 宿泊旅費		66,360	1,760,704
8	2018/7/4	研 修 費	手数料		540	1,760,164
9	2018/7/9	研 修 費	交通費		86,240	1,673,924
10	2018/7/17	視 察 費	東京都、神戸市、京都市、交通費、宿泊費		650,960	1,022,964
11	2018/7/17	視 察 費	手数料		216	1,022,748
12	2018/7/17	研 修 費	交通費(7/11セミナー分立替)		4,480	1,018,268
13	2018/8/3	視 察 費	岩手県紫波町、滝沢市、交通費		139,560	878,708
	2018/8/18	そ の 他	利息	5		878,713
14	2018/8/27	視 察 費	視察先手土産+送料		6,830	871,883
15	2018/8/27	視 察 費	岩手県紫波町、滝沢市、交通費		4,800	867,083
16	2018/8/27	資料購入費	市町村要覧300円×9冊		2,700	864,383
17	2018/8/27	視 察 費	交通費(7/25、26、交通費立替分)		8,320	856,063
18	2018/11/29	視 察 費	交通費		9,430	846,633
19	2018/11/29	視 察 費	レンタカー(燃料代含)		25,216	821,417
20	2018/12/11	視 察 費	熊本県、長崎市、大牟田市、交通費、宿泊費		708,720	112,697
21	2018/12/11	視 察 費	手数料		216	112,481
22	2019/1/15	視 察 費	視察先手土産送料		3,717	108,764
23	2019/1/15	視 察 費	視察先手土産		9,720	99,044
24	2019/2/1	視 察 費	視察切符返金分(キャンセル1名分)	13,640		112,684
25	2019/2/1	視 察 費	視察返金分(キャンセル1名分)	33,000		145,684
26	2019/2/1	視 察 費	交通費(1/21~23、交通費立替分)		13,010	132,674
	2019/2/16	そ の 他	利息	2		132,676
27	2019/3/20	視 察 費	交通費(7/11、交通費立替分)		2,720	129,956
28	2019/3/20	視 察 費	交通費(7/12、交通費立替分)		1,190	128,766
29	2019/3/20	視 察 費	交通費(7/12、交通費立替分)		2,730	126,036
30	2019/3/20	視 察 費	交通費(7/25、交通費立替分)		5,760	120,276
31	2019/3/20	視 察 費	交通費(7/27、交通費立替分)		4,470	115,806
32	2019/3/22	視 察 費	視察過払い返金分(アサノトラベル)	4,130		119,936
	2019/3/22	そ の 他	利息		7	119,929
33	2019/3/22	交 付 金	平成30年度政務活動費精算金 ※【金額訂正:収支番号26】 (誤)13,010円 (正)13,110円のため、 精算金は119,829円となります。		119,929	0
計				2,210,777	2,210,777	0

普通預金通帳

那須塩原クラブ
経理責任者 齊藤 誠之様

足利銀行



普通預金

2

年月日	記号	お支払金額	お預り金額	差引残高	取扱店
1 29-12-21	200	お中元 *26,700	A T M 支払(3人)	*272,495	183
2 30-01-09	200	お歳暮 *9,720	A T M 支払	*262,775	183
3 30-01-09	200	お歳暮 *3,984	A T M 支払	*258,791	183
4 30-01-25	200	お歳暮 *17,064	A T M 支払 レジャー代	*241,727	183
5 30-01-25	200	お歳暮 *2,507	A T M 支払 レジャー代	*239,220	183
6 30-01-25	200	お歳暮 *5,530	A T M 支払 旅行代	*233,690	183
7 30-02-17	100	お利息	*4	*233,694	183
8 30-03-01	200	*4,968	A T M 支払 書籍(2冊)	*228,726	183
9 30-03-09	200	*2,090	A T M 支払 ファイル購入	*226,636	183
10 30-03-20	200	*226,636	A T M 支払	*0	183
11 30-04-20	振込	スシオキ シシヨ	*2,160,000	H30 *2,160,000	184
12 30-06-21	200	*80,000	イッパフ シヤタツ ホウシ	*2,080,000	183
13 30-06-21	200	*540	振込手数料	*2,079,460	183
14 30-06-21	200	*194,400	A T M 支払 目録セ	*1,885,060	183
15 30-07-04	200	お *57,456	ヨウシ カンゴウ(カ)	*1,827,604	183
16 30-07-04	200	お *540	振込手数料	*1,827,064	183
17 30-07-04	200	お *66,360	カ) マイステイズ". ホテル.	*1,760,704	183
18 30-07-04	200	お *540	振込手数料	*1,760,164	183
19 30-07-09	200	お *86,240	A T M 支払	*1,673,924	184
20 30-07-17	200	*650,960	アサノトラベル	*1,022,964	189
21 30-07-17	200	*216	振込手数料	*1,022,748	189
22 30-07-17	200	お *4,480	A T M 支払	*1,018,268	189
23 30-08-03	200	お *139,560	A T M 支払	*878,708	183
24 30-08-18	100	お利息	*5	*878,713	183

。アジ -
。バス代
。お中元



他店払いの小切手類をお預入になった場合、その入金が
確定する予定の日付を「夕テンケン〇〇(日付)」と
表示いたします。確定日の午後4時からお引出が可能と
なります。





普通預金

3

年月日	記号	お支払金額	お預り金額	差引残高	取扱店
1 30-08-27	200	お礼 *6,830	A T M 支払	*871,883	183
2 30-08-27	200	流火(小)端 *4,800	A T M 支払	*867,083	183
3 30-08-27	200	お礼 *2,700	A T M 支払	*864,383	183
4 30-08-27	200	お礼 *8,320	A T M 支払 7/26 772 -	*856,063	183
5 30-11-29	振替	1/9 交通 *9,430	A T M 振替	*846,633	183
6 30-11-29	振替	1/9 レナ *25,216	A T M 振替	*821,417	183
7 30-12-11	200	会報費 *708,720	7) アサノトラベル	*112,697	184
8 30-12-11	200	お礼 *216	振込手数料	*112,481	184
9 31-01-15	200	お礼 *3,717	A T M 支払	*108,764	183
10 31-01-15	200	お礼 *9,720	A T M 支払	*99,044	183
11 31-02-01	100	A T M 入金	お礼 *13,640	*112,684	184
12 31-02-01	100	A T M 入金	お礼 *33,000	*145,684	184
13 31-02-01	振替	*13,010	A T M 振替	*132,674	184
14 31-02-16	100	お利息	*2	*132,676	183
15 31-03-20	振替	*2,720	A T M 振替	*129,956	183
16 31-03-20	振替	*1,190	A T M 振替	*128,766	183
17 31-03-20	振替	*2,730	A T M 振替	*126,036	183
18 31-03-20	振替	*5,760	A T M 振替	*120,276	183
19 31-03-20	振替	*4,470	A T M 振替	*115,806	183
20 31-03-22	100	A T M 入金	*4,130	*119,936	184
21 31-03-22	200	*7	A T M 支払	*119,929	184
22 31-03-22	200	*119,929	A T M 支払	*0	184
23					
24					



他店払いの小切手類をお預入になった場合、その入金が確定する予定の日付を「タテシケン-〇〇(日付)」と表示いたします。確定日の午後4時からお引出が可能となります。



調査研究活動記録票

会派名: 那須塩原クラブ

月日	平成30年7月11日(水)から12日(木)			
場所	早稲田大学大隈記念講堂 大講堂(東京都新宿区戸塚町1丁目104)			
相手方	主催: ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟、マニフェスト大賞実行委員会 共催: 早稲田大学マニフェスト研究所			
参加した議員	伊藤豊美、相馬剛、齊藤誠之、佐藤一則、松田寛人、山形紀弘、森本彰伸、中里康寛			
目的・内容・結果等	○「全国地方議会サミット2018」「議会のチカラで日本創生」 ○地方創生時代を議会がリードする、新時代への大きな場面転換の場に、これからの議会のあり方について学ぶことが出来た			
上記活動に要した経費	使途項目	経費の内容・積算基礎等	金額(円)	領収書番号 (収支番号を記載)
	(該当項目を選択)	研修費	受講料80,000円(10,000円×8名)	80,000 2
	研 修 費	その他	振込手数料(ローカル・マニフェスト)	540 3
		その他	振込手数料(ホテル代)	540 6
		宿泊料金	ホテル(7,182円×8名)	57,456 5
		JR・私鉄等	那須塩原⇄東京(10,780円×8名分)	86,240 9
		地下鉄・バス	東京⇒大手町(170円×8名) 大手町⇒早稲田(170円×8名)	2,720 27
	【合計】		227,496	

(様式第4号)

会派研修実施計画書

那須塩原市議会議員 君島 一郎 様

標記につきまして、下記のとおり実施したいので、許可くださるようお願いいたします。

平成30年5月22日

会派名 那須塩原クラブ 代表 伊藤 豊美



記

1 期 日	平成30年7月11日(水)～12日(木)			
2 参 加 者	代 表	伊藤豊美	副 代 表	松田寛人
	幹 事 長	佐藤一則	副幹事長	相馬 剛
	経理責任者	齊藤誠之	会 員	山形紀弘
	会 員	森本彰伸	会 員	中里康寛
3 研 修 内 容	研修先及び内容: 研修先 早稲田大学大隈記念講堂大講堂 〒169-0071 東京都新宿区戸塚町1-104 内容:「全国地方議会サミット2018」「議会のチカラで日本創生」 1日目・基調講演「地方議会から日本を変える」・特別講演「地方創生の展望」 ・講演、ディスカッション「真の地方創生とは何か」 ・パネルディスカッション「議会力強化のための、議会事務局の変革」 2日目・先進事例発表「政策を実現する議会へ」 ・先進事例発表「地方創生をリードする議会へ」			
4. 宿 泊 先	1日目 ホテルリステル新宿 〒160-0022 東京都新宿区新宿5-3-20 TEL:03-3350-0123			
5 緊急連絡先				
6 備 考				

7/11-12

早稲田大学大隈記念講堂大講堂

全国地方議会サミット2018

議会のチカラで日本創生



野田聖子
総務大臣



北川正恭
早稲田大学名誉教授



片山善博
早稲田大学教授



中林美恵子
早稲田大学教授



江藤俊昭
山梨学院大学教授



廣瀬克哉
法政大学教授

少子高齢化、人口減少など、深刻な課題が自治体に突き付けられています。そのなかで、**議決権をもつ議会**は、魅力的な地域づくりを行うための**重大な責任と豊かな可能性**をもっています。サミットでは、早稲田大学大隈記念講堂に先進的な議会が集結し、政策で地域に貢献するための実践について議論します。「**地方創生時代を議会がリードする**」そんな新時代への大きな場面転換の場に、これからの議会のあり方を全国に向けて発信します。

《 概 要 》

【日 時】 2018年7月11日（水）13：00～17：30
2018年7月12日（木）09：30～16：00

【場 所】 早稲田大学大隈記念講堂大講堂
（東京都新宿区戸塚町1丁目104）

【対 象】 議会議員、議会事務局職員、一般 1,000名

【主 催】 ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟
マニフェスト大賞実行委員会

【共 催】 早稲田大学マニフェスト研究所

【参加費】 現職議員 10,000円
議会事務局職員、一般 5,000円



※参加費は7月5日までに名前を明記しお振込みください。手数料はご負担ください。

三菱UFJ銀行・日本橋中央支店・普通・0200471 一般社団法人マニフェスト研究会

※1日目終了後、18:00～意見交換会を大隈ガーデンハウスにて開催します。

先着200名様。参加費（一人4,000円）は、意見交換会会場にて当日お支払いください。

※参加費に宿泊費は含まれていません。宿泊は各自で手配ください。

《お申込み》

裏面FAX用申込み用紙またはwebサイトからお申込みください
<http://www.local-manifesto.jp/gikaigiin/>

《お問合せ》

早稲田大学マニフェスト研究所（担当：永尾、中村）
TEL:03-6214-1315 / E-Mail: mani@maniken.jp

■ 1日目：7月11日（水）13:00-17:30

※プログラムは変更の可能性がございます

【基調講演】「地方議会から日本を変える」

北川正恭 早稲田大学名誉教授、元三重県知事

【特別講演】「地方創生の展望」

野田聖子 総務大臣

【講演、ディスカッション】「真の地方創生とは何か」

片山善博 早稲田大学教授、元総務大臣／地方創生と地方議会の役割

大西一史 熊本市長／震災復興と地方創生

【課題整理】「地方創生時代に求められる議会力」

江藤俊昭 山梨学院大学教授

【パネルディスカッション】「議会力強化のための、議会事務局の変革」

小林宏子 東京都羽村市議会事務局長

清水克士 滋賀県大津市議会局次長

▽進行：千葉茂明 月刊『ガバナンス』編集長

※終了後、意見交換会を開催

■ 2日目：7月12日（木）9:30-16:00

【先進事例報告①】「地方創生をリードする議会へ」

目黒章三郎 福島県会津若松市会議長／住民との対話から課題解決へ

子籠敏人 東京都あきる野市会議長／広報改革から展開する議会改革

ビアンキ・アンソニー 愛知県犬山市会議長／自由討議で委員会提言へ

川上文浩 岐阜県可児市会議長／委員会代表質問と政策サイクル

▽進行：廣瀬克哉 法政大学教授

【先進事例報告②】「政策を実現する議会へ」

尾崎大介 東京都議会議長／条例マニフェストと議会改革

松本研 横浜市会議長／議員提案条例による政策実現

【講演】「海外の議会制度から議会の多様性を考える」

中林美恵子 早稲田大学教授

【パネルディスカッション】「多様性ある議会に向けた実践と課題」

本間まさよ 東京都武蔵野市議会議長

岩永ひさか 東京都多摩市議会議長

白川 静子 神奈川県茅ヶ崎市議会議長

【提言、総括】「政策型選挙の実現に向けて」

北川正恭 早稲田大学名誉教授、元三重県知事、ほか ※終了後、参加者全員で記念撮影

《 FAX用 申込み用紙 》

お名前		電話番号	
ご所属		メールアドレス	
参加内容	☐ 1日目研修会 ☐ 意見交換会 ☐ 2日目研修会		

FAX送信先



03-6214-1186

(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 6月2日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 2

ローカルマニフェストセミナー 参加費 8人分

領 収 書

那須塩原クラブ 様

¥ 10,000

但 : 「全国地方議会サミット2018」参加費 として

2018年 7月 11日

一般社団法人マニフェスト研究会
ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟事務局
〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1
日本橋一丁目三井ビルディング
電話 : 03-6214-1315



領 収 書

那須塩原クラブ 様

¥ 10,000

但 : 「全国地方議会サミット2018」参加費 として

2018年 7月 11日

一般社団法人マニフェスト研究会
ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟事務局
〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1
日本橋一丁目三井ビルディング
電話 : 03-6214-1315



(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 6月2日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 2

領 収 書

那須塩原クラブ 様

¥ 10,000

但 : 「全国地方議会サミット2018」参加費 として

2018年 7月 11日

一般社団法人マニフェスト研究会
ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟事務局
〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1
日本橋一丁目三井ビルディング
電話 : 03-6214-1315



領 収 書

那須塩原クラブ 様

¥ 10,000

但 : 「全国地方議会サミット2018」参加費 として

2018年 7月 11日

一般社団法人マニフェスト研究会
ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟事務局
〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1
日本橋一丁目三井ビルディング
電話 : 03-6214-1315



(様式第5号別紙)

平成30年

[別紙] 6月2日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳

収支番号

2

領 収 書

那須塩原クラブ 様

¥ 10,000

但 : 「全国地方議会サミット 2018」 参加費 として

2018 年 7 月 11 日

一般社団法人マニフェスト研究会
ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟事務局
〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1
日本橋一丁目三井ビルディング
電話 : 03-6214-1315



領 収 書

那須塩原クラブ 様

¥ 10,000

但 : 「全国地方議会サミット 2018」 参加費 として

2018 年 7 月 11 日

一般社団法人マニフェスト研究会
ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟事務局
〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1
日本橋一丁目三井ビルディング
電話 : 03-6214-1315



(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 6月 2 / 日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 2

領 収 書

那須塩原クラブ 様

¥ 10,000

但 : 「全国地方議会サミット2018」参加費 として

2018年 7月 11日

一般社団法人マニフェスト研究会
ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟事務局
〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1
日本橋一丁目三井ビルディング
電話 : 03-6214-1315



領 収 書

那須塩原クラブ 様

¥ 10,000

但 : 「全国地方議会サミット2018」参加費 として

2018年 7月 11日

一般社団法人マニフェスト研究会
ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟事務局
〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1
日本橋一丁目三井ビルディング
電話 : 03-6214-1315



(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 6月2日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 3

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店番	種別
30-06-21	0183	T22
お取引種別 お引出し		
お取引口座(口座番号)	お取引通帳	
100-183-****475	008459	
お取引金額	カード銀行種別	同支店振替
¥80,000	0129	0183
残高		
15:05	説明コード	カード入金取引番号

ご利用手数料 ¥540
お受取人 三菱UFJ銀行
日本橋中央
普通 0200471
イツハ・ンシヤタ・ンホウシ・ン マニフェスト様
ご依頼人
ナスシオハ・ラクラフ様

振込予約(30. 6. 22扱)

2019年	6月	21日	15時05分
10000	0000	0000	0000

足利銀行

●このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

ローカルマ=フェストセミナー
参加費

8人分

+

手数料 540円

(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 7月4日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 5.6

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店番	振替
30-07-04	0183	T22
お引出し		
カード番号(口座番号)	取引通番	
100-183-****475	004309	
お取引金額	カード残高(残高)	同支店番号
¥57,456	0129 0183	
残高		
お取引時刻	説明コード	カード入金取引番号
11:35		

ご利用手数料 ¥540
お受取人 みずほ銀行
新宿中央
普通 1541857
チヨウジカンゴウ(カ)様
ご依頼人 ナスシオバ「ラクラブ」様

ホテル代 8名分

+

手数料 540円

印紙税申告納				
付につき郵送				
税務署へ送付				
100円	50円	10円	5円	1円

足利銀行

※ ホテル代の詳細については別添請求書とあり。

長治観光(株) ホテルリステル新宿

(様式第5号別紙)

[別紙]

平成30年

7月9日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 9

領 収 証

2018年 7月 9日

那須塩原クラブ 様

金86,240円

ただし、乗車券類代
として、上記金額を受領しました。

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

印 紙 税 申 告 納
付 に つ き 渋谷
税 務 署 承 認 済

東日本旅客鉄道株式会社
那須塩原801 No.000010



7/11) 那須塩原 ↔ 東京、
7/13

(様式第5号別紙)

[別紙]

平成30年 3月 20日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳

収支番号 27

大手町 ⇒ 早稲田



領収書

- ご利用ありがとうございます。
- この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥510

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2018年07月11日
時刻 11時16分

伝票番号: 59729
東京地下鉄株式会社
東京駅 券04発行



領収書

- ご利用ありがとうございます。
- この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥510

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2018年07月11日
時刻 11時15分

伝票番号: 59728
東京地下鉄株式会社
東京駅 券04発行



領収書

- ご利用ありがとうございます。
- この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥170

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2018年07月11日
時刻 11時15分

伝票番号: 59727
東京地下鉄株式会社
東京駅 券04発行

(170円 × 3名分)

(170円 × 3名分)



領収書

- ご利用ありがとうございます。
- この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥170

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2018年07月11日
時刻 11時15分

伝票番号: 59726
東京地下鉄株式会社
東京駅 券04発行

◆研修会や会議等の開催通知や日程等のほか、視察報告書等も整理し保管すること◆

(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 3月20日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 27

東京 → 大手町



領収書

- ・ご利用ありがとうございます。
- ・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥510

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2018年07月11日
時刻 12時34分

伝票番号: 17409
東京地下鉄株式会社
日本橋駅 券02発行

(170円 × 3名分)



領収書

- ・ご利用ありがとうございます。
- ・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥510

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2018年07月11日
時刻 12時34分

伝票番号: 64708
東京地下鉄株式会社
日本橋駅 券03発行

(170円 × 3名分)



領収書

- ・ご利用ありがとうございます。
- ・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥340

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2018年07月11日
時刻 12時34分

伝票番号: 64709
東京地下鉄株式会社
日本橋駅 券03発行

(170円 × 2名分)

調査研究活動記録票

会派名: 那須塩原クラブ

月日	平成30年7月12日(木)～13(金)			
場所	たましんrisuruホール (東京都立川市錦町3丁目3-20)			
相手方	NPO法人 多摩住民自治研究所			
参加した議員	伊藤豊美、相馬剛、齊藤誠之、佐藤一則、山形紀弘、森本彰伸、中里康寛			
目的・内容・結果等	EXCELで学ぶ財政分析講座/歳入+歳出編について ※財政の基本から入り、財政状況を読み解くための基礎を学び、現在の市の財政の状況をより明確にすることができた。			
上記活動に要した経費	使途項目	経費の内容・積算基礎等	金額(円)	領収書番号 (収支番号 を記載)
	(該当項目を選択)	研修費	受講料27,000円(*7名)+テキスト代(2冊)5,400円	194,400 4
	研 修 費	宿泊料金	ホテル9,480円(7名)	66,360 7
		その他	振込手数料(ホテル代)	540 8
		JR・私鉄等	立川⇒東京(640円×7名)	4,480 12
		地下鉄・バス	早稲田⇒中野(170円×7名)	1,190 28
		JR・私鉄等	中野⇒立川(390円×7名)	2,730 29
	【合計】		269,700	

(様式第4号)

会派研修実施計画書

那須塩原市議会議員 君島 一郎 様

標記につきまして、下記のとおり実施したいので、許可くださるようお願いいたします。

平成30年5月22日

会派名 那須塩原クラブ 代表 伊藤 豊美



記

1 期 日	平成30年7月12日(木)～13日(金)			
2 参 加 者	代 表	伊藤豊美	幹 事 長	佐藤一則
	副幹事長	相馬剛	経理責任者	齊藤誠之
	会 員	山形紀弘	会 員	森本彰伸
	会 員	中里康寛		
3 研 修 内 容	研修先及び内容: 研修先 たましんRISURUホール(立川市市民会議) 〒190-0022 東京都立川市錦町3丁目3-20 内 容 : 財政分析ステップアップ講座(全6講を2日間) ・自治体の自制を健全にしていくのに何が大切か ・行財政改革の手順、施策の展開や施策の優先順位について具体的な流れを学ぶ ・中長期財政計画の作り方			
4. 宿 泊 先	1日目 ホテルマイステイズ立川 〒190-0022 東京都立川市錦町1-8-14 TEL:042-529-3111 2日目 〒 TEL: FAX:			
5 緊急連絡先				
6 備 考				

自分の自治体の財政を知り、その展望を探る—

財政分析ステップアップ講座

「よくわかる市町村財政分析基礎講座」で使用した分析用紙をもとに、経年的な財政の把握や、他の自治体との比較から、自分の自治体の財政を知り、今後の課題や展望を学びます。地方財政の真の健全化とは—。

◆日時 2018年7月12日(木), 13日(金)

◆時間 1日目 午後1時～午後7時30分 2日目 午前9時15分～午後3時
(時間のある方は、2日目終了後、午後4時まで質疑や演習が可能です。)

◆会場 たましんRISURUホール(立川市市民会館)
*JR中央線・立川駅南口 徒歩13分。
東京駅—立川駅は中央特快・青梅特快で約41分・快速で約50分

◆定員 45名

◆講師 大和田一紘 NPO法人 多摩住民自治研究所

◆受講料 27,000円(消費税込、以下同様)
*当講座の再受講者 25,000円、町村議員 24,000円、
当研究所会員 22,000円

◆宿泊 宿泊は、各自でお手配ください。
(お申込みをいただいた方には、立川駅周辺ホテル等案内を送付いたします。)

◆テキスト 『四訂版 習うより慣れろの市町村財政分析』
(大和田一紘・石山雄貴 著 2,700円 自治体研究社) テキストは必ずお持ちください。

◆申込方法 右記の申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたはe-mailでお申込下さい。



「財政分析ステップアップ講座」参加申込書

フリガナ
◇氏名

◇領収書宛名

※政務活動費をお使いの方は正確にお書きください

◇住所 〒

◇電話

◇FAX

◇携帯電話

◇e-mail

◇割引 町村議員 再受講 当研究所会員 (該当するものを○で囲んで下さい)
※再受講とは、以前「財政分析ステップアップ講座」を受講された方です。

◇今後の多摩研の催しのご案内 ☐希望する(e-mail・FAX・郵送) ☐希望しない

◇その他、申込書の必要事項以外のどんなことでもきがついたことをお書きください。

主催 NPO法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明3-10-5 エスプリ日野103号室
TEL: 042-586-7651 FAX: 042-514-8096
e-mail: tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp
URL: http://www.tamaken.org/



講師：大和田 一蔵(おおわだ いっこう)

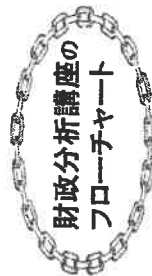
【プロフィール】1943年、青森県弘前市生まれ。北海道立札幌南高校卒。東京学芸大学大学院教育学研究科修了。東京都自然環境保全審議会委員を6期12年、東京都環境科学研究所研究員、中央大学社会科学研究所客員研究員、埼玉大学と法政大学などを歴任。

現在、NPO法人多摩住民自治研究所理事、多摩学会と日本環境学会に所属、専門は環境教育、環境政策、まちづくり論、地方自治、地方財政。そのほかわが国自治体財政の発展、専門は環境教育活動として毎年ネパールに滞在し、環境NGOの自立をサポートするためにリーダーズ・ネパールの代理人を務めている。また『日経クロニクル』、『実例で見る自治体財政』を連載中。

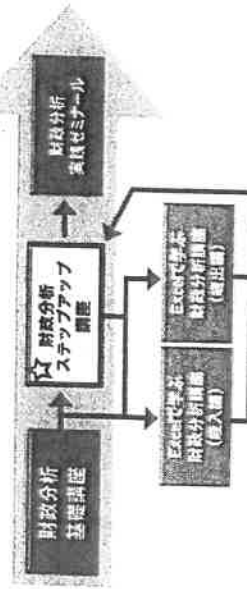
著書『習うより慣れろの市町村財政分析』(単著)、『市民による市民のための合併検証』(編著)、『広域連合と一括事務組合』(共著)、『市民が財政白書をつくった』(編著)他多数

財政分析ステップアップ講座の特徴

- 自治体の財政を健全化していくのに何が大切なのか、それぞれのデータが示す、本来の意図を検証し、正確な判断ができるよう、そのポイントを学びます。
- 行財政改革の手順、施策の展開や施策の優先順位について、具体的な流れを学習します。
- 自治体の基本計画こそが最上位計画であり、それを踏まえて、どういった財政フレームをつくるのがいいのか、中長期財政計画の作り方を学びます。



財政のことがまったくわからない人が、下記の一連の講座を受講することにより、最終的にご自分の自治体の財政状況をプレゼンテーションできるようになります。



※Excelで学ぶ財政分析講座は、財政分析基礎講座をご受講されている方、どちらも単独で受講できます。

財政分析ステップアップ講座 カリキュラム

第1講 財政状況資料集で地方財政の健全化が図れるのか

経費省のホームページが10年ぶりに変わり、5月には「平成28年度財政状況資料集(12頁)」が公開された。決算カード以外に全国の類似団体比較カードが公開された、財政の健全性を確保するうえで類似した案件にある自治体の財政運営の実態把握する上での重要な、その生かし方を解説する。

第2講 地方交付税算定台帳を使ってわがまちの地方交付税に強くなる

- ① 基礎財政需要額が増えたり基準財政収入額が減ったりすると、普通交付税はなぜ増えるのか。
- ② 地方交付税で措置する(理論値)と実態値とは。
- ③ 臨時財政対策債をなぜ「実質的交付税」というのか。
- ④ 合併後11年目から始まる合併算定替えの段階的縮小にどのように対応するか。

第3講 財政健全化法、施行10年。わがまちを振り返る

「健全化法」でわがまちを健全段階と判断したり、早期健全化判断比率をクリアしたから問題なしと早計な結論を出していないだろうか。これまでの見えにくい債務や赤字を早期に見出し、自治体の財政健全化を促すために ①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率の4指標だけでなく、発生主義に基づき複式簿記による会計処理を行う「新しい会計制度」導入の現状にふれる。さらに平成29年度健全化判断比率をめぐって9月の議会の議決と住民の周知は十分かを考える。改めて健全化法が施行された原点はどこにあり、その目的が果たされているのだろうか。

第4講 行財政改革の手順と、平成30年9月議会から平成31年度予算議会に向けた循環と～行財政改革の聖域にメスを～

都市の持続的発展を可能にするため性質別編成の手法を学ぶ。分析の視点は ○財政運営の適否を診断する上で、注目すべき補助費等の改革 ○地域循環型経済からの物産費の見直し ○繰出金から見た特別会計 ○維持補修費、扶助費、公債費、人件費等

第5講 決算と予算の連結や政策マネジメントを考える

長期総合計画の立案には財政見通しの明確化が必要。各自治体の計画を例に、財政フレームと財政指標を検討する。また、中長期の財政計画のつくり方や各分野別基本計画の財政的裏づけとその手順を考える。

第6講 地方版総合戦略や公共施設再編計画のあり方を考える

地方版総合戦略プランの到達点や公共施設再編計画の見直しなど、投資的経費のあり方を学ぶ

1 目		2 目	
第1講	13:00～14:00	第5講	19:15～22:00
第2講	14:15～15:45	昼食	12:00～13:00
第3講	16:00～18:00	第6講	13:00～15:00
第4講	18:15～19:30		

お申込からご受講までの流れ

1. 講座の申込
FAXまたはE-mailにて、お申込ください。電話では受付を行っておりません。
2. 受講のご案内
受講のご案内と郵便局での払込用紙をご送付いたします。10日以上たっても届かない場合は、お問合せください。
3. 受講料等のお支払
ご指定日までに指定の郵便振替口座(振込手数料当方負担)または銀行口座(振込手数料各自負担)に受講料等をご入金ください。詳細につきましては、お送りする「受講のご案内」をご参照ください。
4. 宿泊のお手配
各自、ご宿泊先をご用意ください。ご参考までに、受講案内と共に立川駅周辺のホテル一覧をお送りします。
5. 資料のご案内
「受講のご案内」の「持ち物」に記載してある、ご自分の自治体の各種資料をご用意ください。
6. 受講
日時、会場等をご確認の上、直接お越しください。ご欠席される場合は、必ずご連絡ください。

(様式第5号別紙)

平成30年 6月21日 分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号

4

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	00120	※4	通常払込 料金加入 者負担
※	559389		
加入者名	※ NPO法人 多摩住民自治研究所		
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 ※ 194400		
ご依頼人	※ 那須塩原クラブ 様		
料 金	日 附 印 30-06-21 西那須 野下永田 郵便局 (07312) N94140018		
備 考			

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

受講料 27,000円(17名分)

+

テキスト代 5,400円(2冊)

領 収 証

NO.2018.7.12-35-1

那須塩原クラブ 様

¥27,000-

但し 財政分析ステップアップ講座参加費として

2018年 7月12日 上記正に領収いたしました

NPO 法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明 3-10-5
TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096



◆研修会や会議等の開催通知や日程等のほか、視察報告書等も整理し保管すること◆

(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 6月21日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 4

領 収 証

NO.2018.7.12-13-1

那須塩原クラブ 様

¥27,000-

但し 財政分析ステップアップ講座参加費として

2018年 7月12日 上記正に領収いたしました

NPO 法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明 3-10-5

TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096



領 収 証

NO.2018.7.12-5-1

那須塩原クラブ 様

¥27,000-

但し 財政分析ステップアップ講座参加費として

2018年 7月12日 上記正に領収いたしました

NPO 法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明 3-10-5

TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096



(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 6月21日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・~~預金~~ 出納帳
収支番号 4

領 収 証

NO.2018.7.12-15-1

那須塩原クラブ 様

¥27,000-

但し 財政分析ステップアップ講座参加費として

2018年 7月12日 上記正に領収いたしました

NPO 法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明 3-10-5

TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096



領 収 証

NO.2018.7.12-22-1

那須塩原クラブ 様

¥27,000-

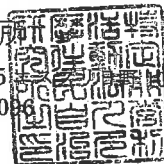
但し 財政分析ステップアップ講座参加費として

2018年 7月12日 上記正に領収いたしました

NPO 法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明 3-10-5

TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096



(様式第5号別紙)

[別紙]

平成30年

6月21日

分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号

4

領 収 証

NO.2018.7.12-25-1

那須塩原クラブ 様

¥27,000-

但し 財政分析ステップアップ講座参加費として

2018年 7月12日 上記正に領収いたしました

NPO 法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明 3-10-5

TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096



領 収 証

NO.2018.7.12-34-1

那須塩原クラブ 様

¥27,000-

但し 財政分析ステップアップ講座参加費として

2018年 7月12日 上記正に領収いたしました

NPO 法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明 3-10-5

TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096



(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 6月21日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 4

テキスト代 2冊

領 収 証

NO.2018.7.12-13-2

那須塩原クラブ 様

¥2,700-

但し 財政分析講座テキスト代として

2018年 7月12日 上記正に領収いたしました

NPO 法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明 3-10-5

TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096



領 収 証

NO.2018.7.12-5-2

那須塩原クラブ 様

¥2,700-

但し 財政分析講座テキスト代として

2018年 7月12日 上記正に領収いたしました

NPO 法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明 3-10-5

TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096



(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 7月4日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 7.8

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	30-07-04	0183	T22
お取引店名	お引出し		
カード番号(口座番号)	100-183-****475	004313	
お取引金額	¥66,360	0129	0183
残高			
お取引時刻	11:37	カード入金取引番号	
ご案内 お受取人	ご利用手数料	¥540	

ホテル代 66,360円 ※別添あり
+
手数料 540円

カ) マイステイズ・ホテル・マネジメント様
ご依頼人
ナスシオバ・ラクラフ様

印紙税申告納
付につき宇都宮
税務署へ提出

100	0000	0000	0000	0000	0000
100	0000	0000	0000	0000	0000

足利銀行 ●このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

領収書 <RECEIPT>

2018/07/13

No. 067806

お名前(Name) 那須塩原クラブ

様

但書 宿泊料として

金額(Total) 66,360 円(yen)

<内消費税(Tax) 4,914 円(yen)>

上記金額正に領収いたしました。

ホテルマイステイズ立川
HOTEL MYSTAYS Tachikawa
〒190-0022 東京都立川市錦町1-8-4
Tel.042-529-1111 (代) Fax.042-529-4730
㈱マイステイズ・ホテル・マネジメント
(MYSTAYS HOTEL MANAGEMENT CO., Ltd.)
〒106-0032 東京都港区六本木1-10-2
Tel.03-3434-3939 (代) Fax.03-3434-4131



作成地: 東京都港区六本木

(領収印のないものは無効)

◆研修会や会議等の開催通知や日程等のほか、視察報告書等も整理し保管すること◆



御請求書

No. 7200-18102
Date 2018/06/21

那須塩原クラブ

御中

御請求金額 66,360 円 お支払いは 7 月 11 日 までにお願い致します。

御利用ホテル名 ホテルマイステイズ立川

担当 菊田

日付	摘要	単価	数量	金額	備考
7/12	スタンダードダブルルーム(朝食付)	9,480	7	66,360	
合計				66,360	
内消費税				4,914	

〈お振込先〉

みずほ銀行 新宿中央支店
口座名義 株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント

※振込み手数料はお客様ご負担でお願い申し上げます。

ホテルマイステイズ立川

〒190-0022 東京都立川市錦町1-8-14
TEL:042-529-3111 FAX:042-529-5730

株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント
〒106-0032 東京都港区六本木6-2-31



(様式第5号別紙)

〔別紙〕平成 30 年 7 月 17 日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 12

領 収 証

那須塩原クラブ 様

2018年 7月12日

金4,480円

ただし、乗車券類代
として、上記金額を受領しました。

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

印 紙 税 申 告 納
付 に つ き 渋 谷
税 務 署 承 認 済

東日本旅客鉄道株式会社
立川805 No.000003

立川駅から東京(帰ッ分)

640円 × 7名分

◆研修会や会議等の開催通知や日程等のほか、視察報告書等も整理し保管すること◆

(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 3月20日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 28



領収書

- ・ご利用ありがとうございます。
- ・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥510

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2018年07月12日
時刻 10時35分

印紙税申告納
付につき東京上野
税務署承認済

伝票番号: 76172
東京地下鉄株式会社
早稲田駅 券04発行

170円×3名分



領収書

- ・ご利用ありがとうございます。
- ・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥510

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2018年07月12日
時刻 10時34分

印紙税申告納
付につき東京上野
税務署承認済

伝票番号: 76171
東京地下鉄株式会社
早稲田駅 券04発行

170円×3名分



領収書

- ・ご利用ありがとうございます。
- ・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥170

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2018年07月12日
時刻 10時35分

印紙税申告納
付につき東京上野
税務署承認済

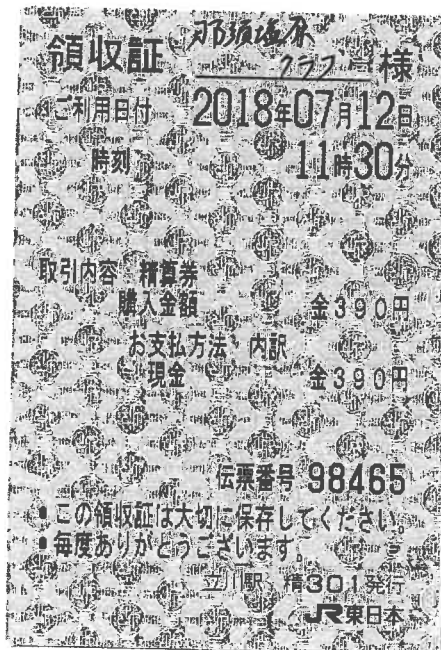
伝票番号: 65844
東京地下鉄株式会社
早稲田駅 券03発行

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徹し、重ならないように貼付すること)

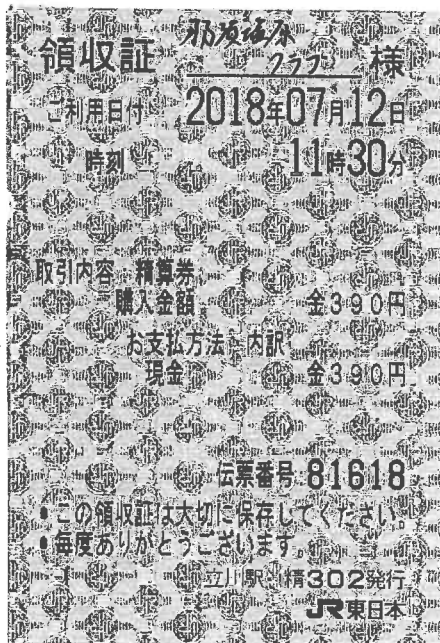
現金・預金 出納帳

収支番号

29



中野⇒立川 乗り越し精算
390円×4名



(様式第5号別紙) 平成31年
[別紙] 3月20日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 29

(様式第6号)

政務活動費支出証明書

使途項目	支出年月日	政務活動費 充 当 額	支 出 先	支出内容及び領収書を 徴し得なかった事情等
研 修 費	2019年7月12日	1, 170円 (390円×3枚)	J R	発行忘れ

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 那須塩原クラブ
代表者 伊藤 豊美



◆研修会や会議等の開催通知や日程等のほか、視察報告書等も整理し保管すること◆

調査研究活動記録票

会派名： 那須塩原クラブ

月日	平成30年7月25日（水）～27日（金）					
場所	東京都、兵庫県、京都府					
相手方	東京都各省庁					
	兵庫県神戸市					
	京都府京都市					
参加した議員	伊藤 豊美 松田 寛人 佐藤 一則 相馬 剛 齊藤 誠之 山形 紀弘 森本 彰伸 中里 康寛					
目的・内容・結果等	○文科省「学習指導要領の改定ポイント、教員の働き方改革、部活動、児童虐待・不登校・引きこもり対策」について ○厚生労働省「引きこもり者の就労支援、放課後児童クラブ、介護保険制度の今後、学童支援員の待遇改善」について ○内閣府「引きこもり者の実態調査、保育士の待遇改善」について ※結果等は別紙報告書 ○国土交通省「日本遺産、水害対策」について ○東京都「防災の取組」について ○兵庫県神戸市「公民連携推進事業」について ○京都市「オープンデータ推進及び新産業戦略」について					
上記活動に要した経費	使途項目	経費の内容・積算基礎等		金額（円）	領収書番号 （収支番号 を記載）	
	（該当項目を選択）	視察費	アサノトラベル （内訳は下記のとおり）		650,960	10
		JR・私鉄等	那須塩原⇒東京（8名分） 東京⇒新神戸、新神戸⇒京都、京都⇒那須塩原		346,960	10 （内訳）
		宿泊料金	ホテルー泊12,000円×1泊×8人		96,000	
		宿泊料金	ホテルー泊12,000円×1泊×8人		96,000	
		その他	空港券取消料・取消手配料 12,000円×8人		96,000	
		その他	保険料8,000円、手配料8,000円		16,000	
		その他	振込手数料216円		216	11
		お土産代	土産代5,000円+送料1,830円		6,830	14
		タクシー	ホテル⇒東京駅 3,940円 新神戸駅⇄神戸市役所 4,380円		8,320	17
		地下鉄・バス	東京⇒国会議事堂前 1,360円 国会議事堂前⇒浜松町 1,360円 浜松町⇒有明 3,040円		5,760	30
		タクシー	京都市役所⇒京都駅 4,470円		4,470	31
	【合計】			676,556		

会派行政視察実施計画書

那須塩原市議会議員 君島 一郎 様

標記につきまして、下記のとおり実施したいので、許可くださるようお願いいたします。

平成30年7月23日

会派代表者 那須塩原クラブ 伊藤 豊美



記

1 期 日	平成30年7月25日(水)～平成30年7月27日(金)			
2 参 加 者	代 表	伊藤 豊美	副 代 表	松田 寛人
	幹 事 長	佐藤 一則	副 幹 事 長	相馬 剛
	経理責任者	齊藤 誠之	会 員	山形 紀弘
	会 員	森本 彰伸	会 員	中里 康寛
3 視 察 内 容	視察先及び内容: ① 学習指導要領の改訂ポイント、教員の働き方改革、部活動、児童虐待・不登校・引きこもり対策について(東京都:文部科学省) ② 引きこもり者の就労支援、放課後児童クラブ、介護保険制度の今後、学童支援員の待遇改善について(東京都:厚生労働省) ③ 引きこもり者の実態調査、保育士の待遇改善について(東京都:内閣府) ④ 日本遺産、水害対策について(東京都:国土交通省) ⑤ 防災の取組について(東京都:そなエリア東京) ⑥ 公民連携事業(PPP)について(兵庫県神戸市) ⑦ オープンデータ推進について(京都府京都市) ⑧ 産業戦略ビジョンについて(京都府京都市)			
4 宿 泊 先	1日目 マロウドイン赤坂 〒107-0052 東京都港区赤坂6丁目15番17号 TEL:03-3585-7611 FAX:03-3585-7191 2日目 ハートンホテル京都 〒604-0836 京都府中京区東洞院通御池上る船屋町 405番地 TEL:075-222-1300 FAX:075-522-1313			
5 緊急連絡先	齊藤 誠之			
6 備 考				

行程 (那須塩原クラブ 行政視察)

7月25日(水)	那須塩原駅 (6:55発の262号) —— 東京駅 (8:04着) —— 移動 ——
	衆議院第一議員会館 (研修) (文部科学省 9:30~11:00) (厚生労働省・内閣府 11:00~12:00) —— 【昼食】
	—— 移動 —— 国土交通省 (研修) (13:00~14:00) —— 移動 —— そなエリア東京 (視察) (15:00~17:00)
	—— 移動 —— 宿泊【ホテル】
7月26日(木)	ホテル発 —— 移動 —— 東京駅 (9:30発のぞみ21号) —— 新神戸駅 (12:17着) —— 移動【昼食】
	—— 神戸市役所 (視察) (14:30~16:00) —— 移動 —— 新神戸駅 (16:49発のぞみ38号) ——
	京都駅 (17:17着) —— 移動 —— 宿泊【ホテル】
7月27日(金)	ホテル発 —— 京都市役所 (視察) (10:00~12:00) —— (京都市内)【昼食】 —— 移動 ——
	京都駅 (15:05発のぞみ232号) —— 東京駅 (17:23着) (17:36発やまびこ215号) —— 那須塩原駅 (18:46着)

【宿泊先】

1日目 マロウドイン赤坂
〒107-0052 東京都港区赤坂6丁目15番17号
TEL: 03-3585-7611 FAX: 03-3585-7191

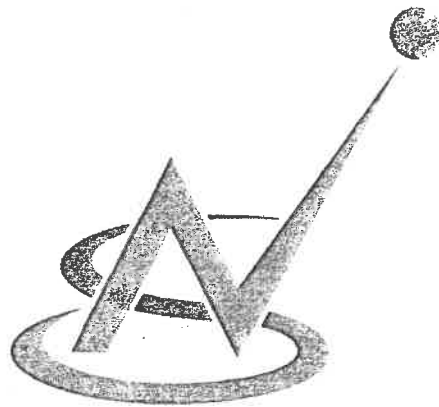
2日目 ハートンホテル京都
〒604-0836 京都府中京区東洞院通御池上る
船屋町405番地
TEL: 075-222-1300 FAX: 075-522-1313

■文部科学省 初等中等教育企画課 様
■厚生労働省 国会連絡室 様
■内閣府子ども・子育て本部 様
■神戸市会事務局 担当: 総務課 様
〒650-8570 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号
Tel 078-322-5853 (直通)

■京都市会事務局 担当: 総務課 様
〒604-8571 京都府京都市中京区寺通御池上る上本能寺前町488番地
Tel 075-222-3700 (直通)

那須塩原市議会 「那須塩原クラブ」

行政視察報告書



視察期間：平成 30 年 7 月 25 日（水）～ 7 月 27 日（金）

- I 視察日：7 月 25 日（水）
視察地：東京都 文部科学省
内 容：「学習指導要領の改定ポイント」について
：「教員の働き方改革」について
：「部活動の目的に対する国の考え方」について
：「児童虐待、不登校、引きこもり対策」について
- II 視察日：7 月 25 日（水）
視察地：東京都 厚生労働省
内 容：「引きこもり者の実態調査」について
：「放課後児童クラブ」について
：「介護保険制度の今後」について
：「保育士・学童支援員への待遇改善」について
- III 視察日：7 月 25 日（水）
視察地：東京都 国土交通省
内 容：「日本遺産」について
：「水害対策」について

IV 視察日：7月25日（水）

視察地：東京都有明 そなエリア東京

内 容：「そなエリア東京」について

V 視察日：7月26日（木）

視察地：兵庫県神戸市役所

内 容：「神戸公民連携推進事業」について

VI 視察日：7月27日（金）

視察地：京都府京都市役所

内 容：「オープンデータの推進」について
：「産業戦略ビジョン」について

参加議員：	伊藤 豊美	松田 寛人	佐藤 一則	相馬 剛
	齊藤 誠之	山形 紀弘	森本 彰伸	中里 康寛

「学習指導要領の改定ポイント」について

視察地 東京都 文部科学省

視察日 平成30年7月25日

報告者 佐藤 一則

【道徳教育】

小・中学校における道徳の「特別の教科」化
(学習指導要領の改正)

教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の
答申を踏まえ、学習指導要領の一部を改正し、
「道徳の時間」(小・中学校で週1時間)を「特別
の教科」(道徳科)(引き続き週1時間)として新
たに位置付ける(平成27年3月27日)

特別の教科

道徳は、学級担任が担当することが望ましいと
考えられること、数値などによる評価はなじま
ないと考えることなど、各教科にない側面があ
るため、「特別の教科」という新たな枠組みを設
け、位置付ける。

具体的なポイント

- 道徳科に検定教科書を導入
- 内容について、いじめの問題への対応の充実
や段階をより一層踏まえた体系的なものに
改善
「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公
平、社会正義」「国際理解、国際親善」「より
よく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加
- 問題解決的な学習や体験的な学習などを取
り入れ、指導方法を工夫
- 数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る
成長の様子を認め、励ます評価(記述式)
指導要録の様式例は示すが、内申書には記載せ
ず、中学校・高等学校の入学選抜に使用しな
い

※私立小・中学校はこれまでどおり。「道徳科」
に代えて「宗教」を行うことが可能
「答えが一つではない課題に子どもたちが道徳
的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への
転換により児童生徒の道徳性を育む。

小・中学校「特別の教科 道徳」に係る評価等
のあり方について

- 改定後の学習指導要領(特別の教科 道徳)
児童(生徒)の学習状況や道徳性に係る成長
の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう
努める必要がある。
ただし、数値などによる評価は行わないもの
とする。



具体的な方法を、道徳科の評価のあり方
に関する専門家会議で検討

(H27.6~H28.7)

基本的な方向性

- 数値による評価ではなく、記述式とすること
- 個々の内容項目ごとではなく、大きくりなま
とまりを踏まえた評価とすること
- 他の児童生徒との比較による評価ではな
く、児童生徒がいかに成長したかを積極的に
受け止めて認め、励ます個人内容評価として
行うこと
- 学習活動において児童生徒がより多面的
な見方へと発展しているか、道徳的価値の理
解を自分自身との関わりの中で深めている
かといった点を重視すること
- 調査票に記載せず、入学選抜の可否判定に
活用する事のないようにする必要



【プログラミング教育】

新学習指導要領におけるプログラミング教育の充実

○予測困難な社会においては、情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、手段として活用していく力が求められているところであり、プログラミング教育を含む情報活用能力を育成していくことはますます重要となっている。

○コンピュータは人々の生活の様々な場面で活用されているが、コンピュータを単に便利な「魔法の箱」ではなく、それがプログラミングなどによって動いていることなど、その仕組みを知ることにより、主体的に活用できるようになることが必要であり、これからの社会を生き抜いていく子供たちにとって、将来どのような職業に就くとしても、極めて重要なこととなっている。

新学習指導要領における情報教育の教科

(小学校:2020年度～、中学校:2021年度～、高等学校:2022年度～実施)

○「情報活用能力」を言語能力と同様に「学習の基礎となる資質・能力」として位置付け、育成。

○情報活用能力の育成を図るため、学校 ICT 環境整備と ICT を活用した学習活動の充実を図ることに配慮。

○小学校でプログラミング教育を必修化するなど、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育を充実。

小学校:文字入力など基本的な操作を習得。新たにプログラミング的思考を育成(プログラミング教育の必修化)

中学校:技術・家庭科(技術分野)においてプログラミング、情報セキュリティの関する内容を充実

高等学校:情報において共通必須科目「情報Ⅰ」を新設、全ての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク(情報セキュリティを含む)やデータベースの基礎等について学習。「情報Ⅰ」に加え、「情報Ⅱ」を新設。

小学校プログラミング教育のねらいと位置付けについて

「情報活用能力」を構成する資質・能力

(「情報活用能力」は、各教科等の学びを支える基礎)

〔知識及び技能〕

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、情報に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理由に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技術を身につけていること。

〔思考力、判断力、表現力等〕

様々な事象を応報とその結び付きの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身につけていること。

〔学びに向かう力、人間性等〕

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身につけていること。

◎「情報活用能力」に含まれる以下の資質・能力を育成すること

〔知識及び技術〕

○身近な生活でコンピュータが活用されていることや問題の解決には必要な手順があることに気付くこと。

〔思考力、判断力、表現力等〕

◎「プログラミング的思考」

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。

〔学びに向かう力、人間性等〕

○コンピュータの働きを、よりよい人生や社会づくりに生かそうとする態度。

【外国語教育】

外国語教育の抜本的強化のイメージ

現状	新たな外国語教育
・ 学年が上がるにつれて意欲に課題 ・ 学校種間の接続が不十分	「何ができるようになるか」という観点から、国際基準(CEFR)を参考に、小・中・高等学校を通じた5つの領域(「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「やり取り・発表」「書くこと」)別の目標を設定
小学校 年間 35 単位時間(週 1 コマ程度) 活動型 ・ 読み書きに対する意欲 ・ 音声から文字への接続に課題がある	小学校 ○ 3・4 年(活動型) 小学校で 600～700 語程度 年間 35 単位時間(週 1 コマ程度) ・ 「聞くこと」「話すこと(やり取り・発表)」を中心とする ・ 外国語に慣れ親しませ、学習への動機付けを高める ○ 5・6 年(教科型) 年間 70 単位時間(週 2 コマ程度) ・ 段階的に「読むこと」「書くこと」を加える ・ 指導の系統性を確保
中学校 年間 140 単位時間(週 4 コマ程度) 中学校で 1200 語程度 英検 3 級程度以上の生徒 36.1%(目標 50%) ・ 学習意欲、積極性の向上 ・ 言語活動が十分でない 高等学校 高校で 1800 語程度 高校卒業レベル 3000 語程度 英検準 2 級程度以上の生徒 36.4%(目標 50%) ・ 学習意欲、発信力に課題 ・ 言語活動が十分でない	中学校 年間 140 単位時間(週 4 コマ程度) 中学校で 1600～1800 語程度 ・ 互いの考えや気持ちなどを外国語で伝えあう対話的な活動を重視 ・ 具体的な課題を設定するなどして、学習した語彙、表現などを実際に活用する言語活動を充実 ・ 授業は外国語で行うことを基本とする 高等学校 高校で 1800～2500 語程度 高校卒業レベル 4000～5000 語程度 ・ 5 領域を総合的に扱う科目群として「コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を、発信力を高める科目群として「論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を設定 ・ 授業は外国語で行うことを基本とする

【インクルーシブ教育】

小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実

幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領(平成 29 年 3 月)、高等学校学習指導要領(平成 30 年 3 月)において、以下のとおり、特別支援教育に関する記述を充実。

- ◎個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う。
- ◎特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考えを示す。
- ◎家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点での児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成、活用を務める。また、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成、活用に努める。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成。
- ◎各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫。
- ◎障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習。
- ◎高等学校における通級における指導の制度化(平成 30 年度から)に伴い、通級による指導における単位の認定などについて規定。

教員の働き方改革について

視察地 東京都 文部科学省

視察日 平成 30 年 7 月 25 日

報告者 山形 紀弘

1. 「学校における働き方改革」の背景・意義

平成 28 年度教員勤務実態調査の集計によると看過できない教師の勤務実態が示されている。教諭の 1 週間当たりの学内総勤務時間は 10 年前に比べると小学校は 57.25 分増、中学校で 63.18 分増となっている。業務内容別では小学校平日授業 27 分増、中学校平日授業 15 分増となっている。土日の部活動も 64 分増となっている。また年齢が若いほど、メンタルの状態が不良となる傾向がみられる。新学習指導要領を着実に実施するためには、教師の業務負担の軽減が喫緊の課題である。「学校における働き方改革」により教師が心身の健康を損なうことのないように業務の質的転換を図り限られた時間の中で、児童生徒に接する時間を十分に確保し教師の日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性を高め、児童生徒に真に必要な総合的な指導を持続的に行う事のできる状況を作りだすことを目指している。

2. 「学校における働き方改革」基本的な考え

勤務時間の長時間化の要因として、授業・部活動に従事する時間が増加、部活動の休養日の設定が浸透していない、子どもたちのためにとという使命感と責任感により業務範囲が拡大、時間管理の概念の希薄化がある。①学校及び教師が担う業務の明確化・適正化②学校の組織運営体制の在り方の見直し③勤務時間に関する意識改革と制度面の検討④学校種や学校の設置者の違いを踏まえた働き方改革となる。

3. 学校・教師が担う業務の明確化・適正化

学校業務は「学習指導」「生徒指導・進路指導」「学級経営・学校運営業務」となっているが範囲が曖昧なまま教師が行っているのが実態で、半ば慣習的に行われてきた業務も存在する。①本来は誰が担うべき業務であるか②負担

軽減のためにどのように適正化を図るのかの2点から、必要な環境整備を行いつつ、学校・教師以外を主体に積極的に移行していくという視点に立って検討していかなければならない。必要性が乏しい慣習的な業務については、思い切って廃止も必要と考える。こうした整理を参考に教育委員会等において、業務の役割分担と適正化を図り、具体的な削減目標を設定の検討等を通じて業務の総量を削減することが重要である。

4. 学校の組織運営体制の在り方の見直し

(〇〇委員会・〇〇主任等)

類似の内容を取り扱う委員会等については、校内の委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を進めるべきである。学校運営を効果的に行う事により学校の教育活動の質を向上させるために、真に効果的な委員会等の組織や主任をはじめとする担当者の在り方、校務分掌の在り方について、引き続き議論することが不可欠である。

5. 勤務時間に関する意識改革と制度面の検討

勤務時間管理は、自己申告方式ではなく、ICTやタイムカード等による勤務時間の把握を徹底すべきである。勤務時間を考慮した登下校時間・部活動・学校の諸会議等の設定。ホームページの活用で保護者からの問い合わせを減らす工夫が重要である。勤務時間の上限の目安の数値化を含むガイドラインを早急に検討して示すべきである。

6. 「学校における働き方改革」実現に向けた環境整備

小学校の英語教育の早期化・教科化に伴う、英語指導を担当する教師の充実、中学校において生徒指導を担当する教師の充実をはじめとする学校指導体制の充実、共同学校事務体制の強化のための事務職員の充実、部活動指導員、見守り活動等の支援などの環境整備が不可欠である。最後に教師を取り巻く環境は年々変化している。効率化、外部委託など今すぐできることから取組を開始して教師の負担を軽減して教師も児童生徒もゆとりある学校生活を楽しく送り、働き方改革を少しでも前進していかなければならないと感じた。



「部活動の目的に対する国の考え方」について

視察地 東京都 文部科学省

視察日 平成30年7月25日

報告者 相馬 剛

少子化が進展する中、本年3月にスポーツ庁において策定された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、「部活動の目的に対する国の考え方」について文部科学省初等中等教育局教育課程課において研修を行った。

部活動は教育課程外の特別活動に位置付けられ、その意義は、学校教育活動の一環として興味関心を同好する児童生徒が教員指導の下、自発的・自主的に高い技能や記録に挑戦する中で学校生活に豊かさをもたらすものである。そして目標は、望ましい集団生活を通して心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、人間としての在り方生き方の自覚を深め、自己を生かす能力を養うことである。

そうした中で、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」では、部活動を持続可能なものとするために抜本的な改革に取組、地域・学校等に応じた多様で最適な実施を目指すことを趣旨とし、5つの項目を策定している。

1. 適切な運営のための体制整備

学校の設置者は、学校に関わる運動部活動の方針、校長は毎年度、運動部活動の活動方針を策定し、顧問は、活動計画及び活動実績を作成し、これを公表する。

また、学校の設置者は、部活動指導員を積極的に任用・配置及び研修を実施する。校長は、適切な指導・運営管理体制を構築し活動内容を把握する。

2. 合理的・効果的・効率的な活動への取組
校長及び顧問は、心身の健康管理、事故防止、体罰の根絶を徹底し、科学的な指導手引きを活用し休養を適切にとり、短時間で効果の得られる指導を実施する。

3. 休養日の設置

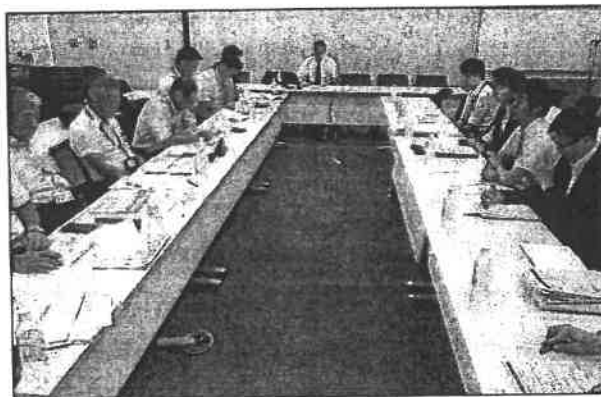
学期中は週 2 日以上休養日を、長期休暇中は週 2 日以上休養日と長期休養期間を設ける。活動時間は、平日は 2 時間、学校休業日は 3 時間程度と設定し、運用を徹底する。

4. 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

季節ごとに異なるスポーツ行う活動、レクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動など多様な運動部の設置、地方公共団体は、合同部活動の取組推進、学校と地域が協働・融合したスポーツ環境の充実、指導者の質の向上に取り組む。

5. 学校単位で参加する大会の見直し

学校の設置者は、学校が参加する大会の全体像を把握し大会数の目安を策定する、また、校長は、大会を精査して参加する。本市においては、ガイドラインの 5 項目について概ね取組は進んでいると考えるが、少子化等により、部員不足が顕著になっているスポーツ種目がある中で、①成果や記録を求める競技スポーツ、②レクリエーション志向のスポーツ、③体力づくりや趣味志向のスポーツ活動、とその目的を明確に生徒や保護者等に公表したうえで、その段階に応じた活動方針を策定し、生徒や保護者の理解のもと活動を実施する必要がある。また、地方公共団体は、学校体育とスポーツ活動の違いを明確にし、学校単位の運動部活動に代わるスポーツ活動の充実方策を早期に検討する必要がある。



「児童虐待、不登校、引きこもり対策」について

視察地 東京都 文部科学省

視察日 平成 30 年 7 月 25 日

報告者 佐藤 一則

【児童虐待対策】

学校等における児童虐待への対応

児童虐待の迅速・的確な対応(平時)

関係機関との連携の強化(虐待防止法第 4 条第 1 項、第 5 条第 2 項)

○学校、教育委員会は、要保護児童対策協議会(児童福祉法第 25 条の 2)へ参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図る。

○児童相談所長会議等へ教育委員会担当等が出席したり、教育委員会等が主催する各種会議への児童相談所等関係機関からの参加、協力を求めたりするなどして、児童虐待の防止等のために関係機関との連携の強化に努めること。

学校等から児童相談所への情報提供(虐待防止法第 13 条の 4 関係)

○学校その他児童の教育に関係する機関及び学校の教職員その他児童の教育の関連する職務に従事する者は、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができる(国立・公立・私立の学校等)。

学校等の間の情報共有

○幼児児童生徒の進学・転学に当たっては、法令にのっとり行くとされている進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、

文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連携を進めること。

- 個人情報保護の観点からどこまで情報を引き継げるかについては、適用される関係法令に基づき各学校等が判断する。

児童虐待等に係る研修の実施

- 教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(文部科学省作成、H21.5配布)の適切な活用などによって教職員研修の充実を図る。



学校等における児童虐待への対応

児童虐待の迅速・的確な対応(発見時)

児童虐待の早期発見(虐待防止法第5条第1項関係)

- 学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要がある。

①幼児児童生徒の心身の状況の把握について(学校保健安全法第9条関係)

児童虐待の早期発見の観点から、幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握。

②健康診断について(学校保健安全法第13条関係)

健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検診や検査が

行われることから、それらを通して身体的虐待及びネグレストを早期に発見しやすい機会であることに留意。

虐待を発見した場合

児童虐待の早期対応(虐待防止法第6条第1項関係)

- 児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない。
- 虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じる。
- 法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されない。

未然防止・早期対応の観点からの家庭教育支援の推進

○家庭教育支援チームについて

地域人材の育成を通じて家庭教育支援チーム(※)の組織化、家庭教育支援員の配置等を行い、身近な地域における保護者への学習機会の提供や親子参加型行事の実施、相談対応等の支援活動を実施することで、家庭教育支援を総合的に推進する。

※家庭教育支援チーム：子育て経験者をはじめとする地域の人材を活用して、保護者への学びの場の提供等地域の実情に応じた多様な支援を行う体制

○訪問型家庭教育支援における取組

児童虐待予防の観点も含め、問題を抱え孤立しがちな家庭等に対し、訪問型家庭教育支援を行う。

・訪問型家庭教育委支援の関係者のための手引の作成(平成27年度)

地方公共団体で訪問型家庭教育支援を実施する際に、役立つと思われる情報や知見、ノウハウ、より良いものとするための提案を取組のヒントとして整理したもの。訪問の結果、児童虐待の恐れがある場合は速やかに児童相談所等に通告を行うこと等についても

記載。

- ・訪問型家庭教育支援の実施(モデル事業)
(平成 28 年度～)

保護者を学びの場や地域とのつながりの場につなぎ、保護者の教育力を高めることを重視しつつ、貧困、不登校等の様々な課題を抱えた家庭に対する類型別の効果的な支援モデルの開発を実施。(平成 29 年度：6 府県 17 市町)

教育と福祉の連携による家庭教育支援事業
(訪問型家庭教育支援等)

事業の概要

家庭教育支援チーム等と子育て支援などの福祉関係機関等との連携体制(プラットフォーム)を構築し、

- ①地域社会における孤立や共働きによる多忙などにより、従来型の家庭教育支援では支援が行き届きにくい保護者、不登校や貧困等の課題を抱える保護者に対しては、個別の訪問型支援によるきめ細かな寄り添う支援を行う。
- ②家庭教育に関心が高い保護者をはじめとするすべての保護者に対しては、日常的な悩みや不安を早い段階で気軽に相談でき、解決できるよう、家庭境域支援、母子保健等に関する相談窓口をワンストップ化するなど、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援体制を整備する。

【不登校対策】

不登校児童生徒の支援に関する法令

- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法基本指針の策定

平成 28 年 12 月、不登校児童生徒に対する教育機会の確保等について定めた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立(平成 28 年 12 月 14 日公布、平成 29 年 2 月 14 日施行、ただし、法第 4 章は公布の日から施行。)。また、平成 29 年 3 月 31 日、法第 7 条第 1 項の規定に基づき、教育機会の確保等に関する施策を総合的に進める基本的な指針として、「義務教育の段階

における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定。

《不登校児童生徒の学校復帰等を支援する取組》

- 教育支援センター(適応指導教室)における取組の推進

不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行うため、「教育支援センター(適応指導教室)」を教育委員会が設置。

【平成 28 年度 1,397 箇所】

- 指導要録上の出席扱いについての措置等

小・中・高等学校の不登校児童生徒が教育支援センター(適応指導教室)や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合について、一定条件を満たした時校長は指導要録上「出席扱い」にできることとする。

また、指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度(いわゆる「学割」)の適用を受けることができることとする。

《不登校児童生徒に対する特別な教育課程の編成や学習機会の拡大に係る取組》

- 不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化

不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められた場合、指定を受けた特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

- IT 活用による不登校児童生徒の学習機会の拡大

不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用して行った学習活動について、その学習活動が学校復帰に向けての取組であって、不登校児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断される場合は、訪問による対面指導が適切に行われていることなどの一定の要件を満たすときに指導要録上「出席扱い」とすることができることとする。

- 高等学校の不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育により単位認定

指定を受けた高等学校の全日制・定時制課程

において、不登校生徒を対象として、通信の方法を用いた教育により、36 単位を上限として単位認定を行うことを可能とする。

○中卒認定試験における受験資格の拡大及び高校入試における配慮

不登校のため中学校を卒業できない生徒が、同年齢の生徒に遅れることなく高校受験が可能となるよう、中学校卒業程度認定試験における受験資格を拡大。高等学校入学選抜に当たって、不登校生徒については、調査書以外の選抜資料の活用を図るなど、適切な評価に配慮。

《不登校児童生徒を支援する主な取組》

○学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究

教育委員会・学校を中心に、関係者間の連携の下、地域の実情に応じて、不登校児童生徒の学校以外の場における教育機会の確保等を支援する体制の整備に向けた研究及び、不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組を支援するための仕組み等に関する調査研究を行う。

○スクールカウンセラー等活用事業

児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を配置するとともに、24 時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制の整備を支援する。

○スクールソーシャルワーカー活用事業

福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて、支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。

【引きこもり対策】

ひきこもりの定義

様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念である。なお、ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状

に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低いことに留意すべきである。

困難を有する・子供・若者に関する調査研究 事業概要

子供・若者期からひきこもりの状態が長期的に継続し、40 歳以上である者について、子供・若者期における就労・就学等の経験、ひきこもりとなった原因、長期化した原因、相談機関の利用状況等を調査することにより、子供・若者がひきこもりの状態となることや、ひきこもりの状態が長期的に継続することを防ぐために、どのような施策が適切であるかを検討します。

事業イメージ

【調査の流れ】

○調査票・回答表の作成

- ・日常生活の状況
- ・子供・若者期における状況
- ・きひこもりとなった原因
- ・ひきこもりが長期化した原因
- ・相談機関の利用状況等

○調査対象

- ・全国の 40 歳から 64 歳まで
- ・5000 人

○調査票・回収票の配布・回収

- ・調査員による訪問留置・訪問回収

○集計・分析と報告書の作成

地域若者サポートステーション

○若者の数が減っているにもかかわらず、若年無業者(ニート)の数は近年、50 万人台半ばで高止まりしている。

○これらの者の就労を支援することは、若者の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域社会の支え手となるとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要。

○このため、若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」

において、地方自治体と協働し職業的自立に向けての専門的相談支援、高校中退者等に対する切れ目ない支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者集中訓練プログラム等を実施。

- さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」や「働き方改革実行計画」等を踏まえ、高校中退者等へのアウトリーチ型の就労支援の充実「就職氷河時代」にあたる無業者への支援のモデルの開発、定着・ステップアップ支援の強化に取り組む。

【サポステの実績(平成29年度末現在)】

- 平成18年事業開始以来の進路決定者数
(累計) 125,296人

- うち、「新成長戦略」に基づく政府目標「進路決定者数10万人」(平成23～32年度)に対する進捗状況108,389人→目標達成

平成29年度地域若者サポステ事業の実績

進路決定者数(人) 10,184

うち就職者数(人) 8,930

登録者数(人) 16,122

就職率(%) 55.4

総利用件数(件) 474,749

相談件数(件) 287,730

セミナー等参加者数(人) 187,019



「引きこもり者の実態調査」について

視察地 東京都 厚生労働省

視察日 平成30年7月25日

報告者 森本 彰伸

【視察目的】

厚生労働省の示すひきこもりの定義では「様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念」と定義(概ね従来通り)。なお、「ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低いことに留意すべき」としている。

全国的に広義のひきこもり者は54.1万人いるとされていて本市でも多くのひきこもり者がいると推測さる。

ひきこもり問題は当事者自身の問題に加え、社会にとっても貴重な労働力の損失にもなり、早急に対応しなければならない。今回、本市のこれからのひきこもり対策に活かすべく、厚生労働省の職員から、国のひきこもり者の実態調査についてレクチャーを受けてきた。

【国の調査の概要】

(1) 調査対象

母集団：全国の市区町村に居住する
満15歳から39歳の者

標本数：本人5,000人と同居する 成人
家族

(2) 調査時期

平成27年12月11日～12月23日

(3) 標本抽出方法

地点数：198市区町村 200地点

(1地点25人)

抽出方法：層化二段無作為抽出法

(4) 回収結果

有効回収数（率）：本人 3,115 人
(62.3%) 家族 2,897 人

【その後の調査】

平成 27 年の調査では、対象が満 15 歳から満 39 歳となっているが、現在ひきこもり者及び家族の高齢年化が進み当事者が 50 代、家族が 80 代になる 5080 問題が現実化している。

厚生労働省としては 29 年度に 0.1 億円 30 年度に 0.2 億円を計上し、「困難を有する子供・若者に関する調査研究」として、子供・若者期からひきこもりの状態が長期的に継続し、40 歳以上である者について、子供・若者期における就労・就学等の経験、ひきこもりとなった原因、相談機関の利用状況等を調査することにより、子供・若者がひきこもりの状態となることや、ひきこもりの状態が長期的に継続することを防ぐために、どのような施策が適切であるかを検討している。

【所感】

今回の厚生労働省によるひきこもり者の実態調査に関するレクチャーを受け、国における全体的な調査に加え、地方におけるきめ細かな調査と対応・対策の必要性を強く感じた。国における調査では、ひきこもりの原因、きっかけ、生活の様子などの傾向を見る事が出来るが、多様なケースのあるひきこもり問題では、市区町村レベルでの個別訪問等によるサポートが欠かせないものであると確信した。個別のケースにおいてきめ細かな支援をすることで、障害に対するケアが必要なのか、それとも就労などの社会復帰に向けての支援が必要なのか、その他色々なケースにおいてそれぞれの対応が考えられるようになる。

ひきこもり対策は当事者や家族の高齢化もあり、早急な対応を行わなければ大きな悲劇を呼ぶことも考えられる。地域包括ケアシステムや社会福祉協議会の対応、自治会、コミュニティ等の地域社会の連携等、あらゆる方法を使った調査、対応が本市にも求められるところである。



「放課後児童クラブ」について

視察地 東京都 厚生労働省

視察日 平成 30 年 7 月 25 日

報告者 齊藤 誠之

放課後児童クラブの現状について厚生労働省子ども家庭局、子育て支援課からのこれまでの経過の説明を受けました。

国の支援を受けて、特にハードの設備に関しては、本市でもより良い環境で子どもたちが児童クラブに通えるように、国の基準に沿って実行している。今後は、ハードから、ソフト的な支援に方向転換し、保育を充実させていくことが必要である。

本市においても公設においては NPO 法人ゆめがくどうが設立され、市内の公設民営の基礎が出来上がりました。今後新たに施設が必要な場所においても、新築なのか既存の施設を使えるようにするのかもしれないと判断をしていくべきだと考えます。また、放課後子ども教室の取組も教育部と連携し、教室が余っている学校については、一部教室の利用をできるように、基準を設けて開放するなど、イニシャルコストを抑えて、良い環境での利用方法も検討するべきであると考えます。

これからの行政サービスには縦割りを越えた分野横断的な連携が必要であると改めて思った内容となりました。

「介護保険制度の今後」について

視察地 厚生労働省

視察日 平成30年7月25日

報告者 松田 寛人

1 地域包括ケアシステムの構築

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。

2 在宅医療の体制

- 地域医療構想や介護保険事業計画と整合性のとれた、実効的な整備目標を設定し、在宅医療の提供体制を着実に整備する。
- 多様な職種・事業者を想定した取組み、市町村が担う地域支援事業と連携した取組みなど、より効果的な施策を実施する。

①実効的な整備目標の設定

- 医療サービスと介護サービスが、地域の実情に応じて補完的に提供されるよう、都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を設置し、介護保険事業計画等における整備目標と整合的な目標を検討。
- 地域医療構想において推計した将来必要となる訪問診療の需要に対応する、具体的な診療所・病院の数値目標を記載することを原則

化。

②多様な職種・事業者を想定した取組

- 在宅医療の提供者側に対する施策に偏重しないよう、多様な職種・事業者が参加することを想定した施策を実施。

(例)・地域住民に対する普及啓発・入院医療機関に対し在宅医療で対応可能な患者像や療養環境についての研修・入院医療機関と、かかりつけの医療機関や居宅介護支援事業所等との入退院時における情報共有のための連携ルール等の策定等。

③地域支援事業と連携した取組

- 医師会等と連携し、また保健所を活用しながら、地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援。

特に、以下のような医療に係る専門的・技術的な対応が必要な取組は、重点的に対応。

(ア) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築

(イ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

(ウ) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

3 地域医療情報連携ネットワーク

- 患者の同意を得た上で、医療機関間において、診療上必要な医療情報（患者の基本情報、処方データ、検査データ、画像データ等）を電子的に共有・閲覧できる仕組み。
- 高度急性期医療、急性期医療、回復期医療、慢性期医療、在宅医療・介護の連携体制を構築。
- 地域の医療機関等の間で、患者の医療情報をICTを活用して共有するネットワークを構築することにより、医療サービスの質の向上や効率的な医療の提供が期待される。

4 医療・介護・福祉サービスの生産性向上に向けて

- 引き続き需要が増加する医療・介護等のサービスを安定的に提供するため、マンパワーの確保が課題。
- 一方、生産年齢人口の急速な減少により労働力制約が強まる中で、他の高付加価値産業への人材輩出も考慮すれば、医療・介護・福

社の専門人材が機能を最大限発揮することが不可欠。また、2040年までを展望すれば、AI・ロボット・ICTといったテクノロジーが急速に発展。

- このため、健康寿命の延伸に向けた取組に加えて、医療・介護・福祉サービスの生産性改革を進める。

① 従事者の業務分担の見直し・効率的な配置の推進

- 医師の働き方改革を踏まえたタスク・シフティングの推進（モデル事業の実施と全国展開）

（例）「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」によれば、医師の業務のうち、1日当たり47分は他職種への移管やICT等の活用により効率化が可能。

② テクノロジーの最大活用

- 医療機関におけるAI・ICT等の活用推進、診断等の質の向上や効率化に資する医療機器等の開発支援。

（例）オンライン診療の推進やICTを活用した勤務環境改善（テレICU（複数のICUの集中管理）やタブレット等を用いた予診、診断支援ソフトウェア等）、多職種連携のためのSNS活用の推進等。

- 介護サービス事業所間の連携等に係るICT標準仕様の開発・普及。
- 保育所等におけるICT化の推進。
- 病院長研修など医療機関のマネジメント改革への支援推進
- 介護分野、障害福祉分野における生産性向上ガイドラインの作成・普及
- 保育業務に関するタイムスタディ調査の実施、好事例の収集・横展開。

「保育士・学童支援員への待遇改善」について

視察地 東京都 総務省・内閣府

視察日：平成30年7月25日

報告者 齊藤 誠之

て、総務省の担当より説明を受けました。

保育士の処遇改善の推移は年度ごとに上昇傾向にあり、どの地域でも保育士不足で人が集まらない問題に国が処遇の改善を図っていることは理解できました。

しかしあくまでも、公設以外の処遇の改善策しか明示されておらず、公営の保育士の処遇改善の質問をしたところ、その裁量は各自治体に任せているとの回答があり、とても残念に思えた。

同じ保育士の処遇にもかかわらず、行政で抱える保育士の処遇については、国の援助が受けられていない実情を見ると、まだまだ真の待遇改善にはたどり着かない感が否めない。

本市の臨時採用の職員保育士の待遇は、時間によってばらばらであり、特に保育士の確保に重点を置くため、勤務実態の短い保育士が数多くいる現状がある。また、学童支援員待遇も大きな課題となる。

多くの処遇改善策があるが、根本的な改善には至らないと思える。

保育の質の向上には、それを行う保育士の環境をしっかりと整えることが必要であり、各行政の取組がカギを握る。

これからも処遇の改善がそれぞれの立場の保育士全体に広がり、安心して子どもを保育できる環境になるために、わたくしも尽力していきたい。



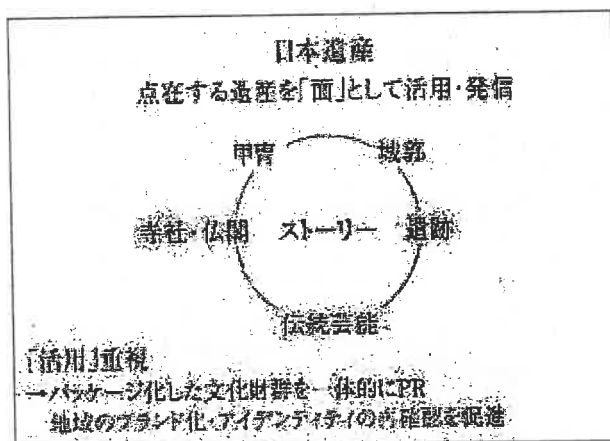
日本遺産について

視察地 東京都 文化庁・観光庁
視察日 平成30年7月25日
報告者 森本 彰伸

【視察の目的】

本市は、この度、那須野が原周辺の大田原市、矢板市そして那須町と共に「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」を日本遺産として申請し見事、認定を果たした。本市を含む那須野が原はこれまで、首都圏に近いロイヤルリゾートとして温泉や高原などの自然を中心に集客してきた。しかしこの度の日本遺産登録により、全国から観光客を呼び込むストーリー性のある観光地となりうるチャンスを得たのではないかと考える。

日本遺産という大きな観光資源を得た今、全国から、さらには世界中から本市を訪れて頂き「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」を堪能して頂く為に、どのようなプロモーションが必要なのか、これまで日本遺産を登録してきた他市では日本遺産をどのように活用しているのかなどを中心に文化庁・観光庁のレクチャーを受けてきた。



【日本遺産認定地域に対する支援】文化庁

認定地域が主体となって日本遺産を活用した地域活性化の取組を行うことが出来るよう、以下の事業に対して、認定後3年間を目途として財政支援を行う。

①情報発信、人材育成事業

観光ガイドやボランティア解説員の育成、多

言語HPの作成

②普及啓発事業

ワークショップ等の開催、PRイベント（国内外）の開催

③調査研究

旅行者（訪問予定）の嗜好性調査など

④公開活用のための整備

ストーリーの理解に有効なガイダンス機能の強化、周辺環境等整備（トイレ・ベンチ、説明板の設置等）

日本遺産の推進事業として「日本遺産プロデューサー」の派遣、マスメディア等と連携した情報発信、企業間連携事業を通じて、日本遺産を活用した持続可能な取組を支援する。

【日本遺産認定地域による旅行業界向け説明会・相談会】観光庁

日本遺産認定は大変魅力的な観光資源であるにも関わらず、旅行業界における認知やツアー商品化が進んでいない。一方、認定地域の中には、認定を契機に、観光客を受け入れる態勢が整い、さらなる誘客に意欲的な地域もある。そこで、観光誘客に積極的な自治体を旅行業界に結び付けるため、日本旅行業協会（JATA）主催セミナーの場を活用し日本遺産認定地域による旅行業界向け説明会を開催した。

観光庁は、「日本遺産」ブランドを活用した、旅行商品化を促進するため、平成29年7月に開催された「日本遺産サミット in 京都」に併せて、日本遺産認定地域と旅行会社との「マッチング・相談会」を開催した。

【所感】

この度、文化庁・観光庁より日本遺産認定地域に対する支援についてのレクチャーを受け、本市の日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」のこれからの観光資源としての可能性を強く感じた。

国からの支援を積極的に活用し、それぞれの施設の整備を進め、訪れる観光客に那須塩原市に来て良かった、とっても良い思い出ができたと思って頂けるようにしなければならない。

特にプロモーションの大切さを強く感じた。国の支援を活用していく事は勿論だが、市とし

てどのように旅行会社などの企業、さらには観光客に魅力を伝えて行くかは専門家の意見を聞くなどして独自の方法も考えていく必要があると考える。

今回の日本遺産認定を千載一遇のチャンスと捉え、那須塩原市の観光誘客につなげていくため、今回の視察を活かし、執行部と協力していく事が大切である。

「水害対策」について

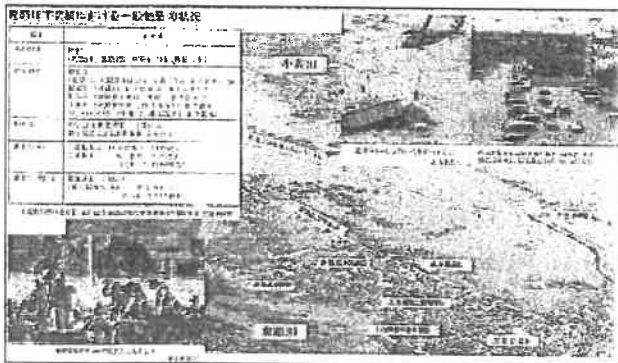
視察地 東京都 国土交通省

視察日 平成30年7月25日

報告者 中里 康寛

水害対策として、国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課から、「水防災意識社会再構築ビジョン」について伺った。

この施策の背景として、現在は、治水対策も進み、それほど水害が起きにくくなっている中で、関東・東北豪雨を踏まえ、課題として浮き彫りになった4つの課題。(1) 危険な区域からの立ち退き避難(2) 水防体制の軟弱化(3) 住まいや土地利用における水害リスクの認識不足(4) 「洪水を河川内で安全に流す」施策だけで対応することの限界である。すべての直轄河川とその沿河市町村において、平成32年度を目途に、このような背景を再度、社会全体で意識し、より実効性のある水害対策を再構築する施策である。



主な内容として、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、危険

管理型ハード対策・住民目線のソフト対策を一体的・計画的に推進する。

住民目線のソフト対策とは、水害リスクの高い地域を中心に、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水予報の配信など、住民が自らリスクを察知し、主体的に避難できるよう住民目線のソフト対策である。

具体的な内容については、①住民の行動につながるリスク情報の周知として、①-1 立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域の公表。これは、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河川浸食が発生することが想定される区域を公表するもの。①-2 住民がとるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良。これは、住民がどのように行動すればよいのかということを知りやすく示したものである。①-3 不動産関連事業者への説明会実施。これは、不動産売買における水害リスクを踏まえた土地利用の促進である。

次に②事前の行動計画作成の促進として、避難に着目したタイムラインの策定。これは、災害が発生することを前提として、関係者が事前にとるべき行動を「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して時系列で整理し、わかりやすく示したものの。例えば、市役所の防災担当の職員が人事異動で赴任したばかりで、防災って何なのか分からないという事がある。ほとんど職員は災害を経験しないで移動となり、引継ぎをすることが多く、全く防災について知識がない職員が、その担当をせざるを得ない状況がある。そのようなことを回避するために、何を備えておけば良いかということが、わかるように。準備できる物や気象庁に問い合わせると何の情報かわかるとか、河川を管理している事務所がどこにあって、どの人と相談すれば、危険なのか大丈夫なのかとか、このような横の連携が取れるような、各機関が何をするのかというものを位置付けるものがタイムラインである。

また③避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供。これは推計や河川のライブカメラを設置し、インターネットでいつでも見

られるよう整備し、同時に危険水位に迫ってきた場合に、その影響のある市町村にいる人のスマホに強制的に送られるプッシュ型の河川水位情報の提供である。

危険管理型ハード対策とは、「洪水を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する対策である。

具体的な内容については、①洪水を未然に防ぐ対策として、優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施するもの。それらに加え、②堤防越水が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進である。これは、堤防の天端をアスファルトで保護し、水によって土が運ばれるのを少しでも遅らせる。このような工夫を全国的に進めている。

このようなハードとソフトを一体的に行うことで、水防災意識社会を構築していく施策である。

平成27年の関東・東北豪雨や平成28年の台風10号では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生した。この経験から同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務となり、「逃げ遅れゼロ」「社会経済の被害の最小化」の実現に向け、平成29年に水防法の一部を改正した。

主な内容として、「要配慮車利用施設の避難確保計画作成等の義務化」は、高齢者施設や保育園などの施設は、避難のための計画を水防法では努力義務と位置付けていた。しかし、努力義務であったため実効性がなく、法律改正でこれを義務にした。これは河川の氾濫だけではなく、土砂災害を受ける範囲についても、義務化した。

次に「大規模氾濫減災協議会制度の創設」は、それぞれの河川が氾濫した場合に、どのように避難をするのかということを、関係機関や関係者が相談する協議会というのを各河川に創設するもの。この協議会の中で、それぞれ情報共有し、どこに聞けば何ができるか等。例えば、避難に着目したタイムラインの策定するにしても、この協議会で相談しながら策定すれば、

市役所で一人で悩んでなかなか進まないという事を回避するために県や国の者も協力してやっていく体制を作った。

最後に、西日本豪雨について伺った。全国で1,300余りのアメダスの観測地点のうち、120幾つが新記録の雨を記録した。今だかつてない大雨が広範囲に降っていた。

その中で高梁川の支川の小田川で堤防が決壊をして、浸水をした。場所は岡山県の倉敷市真備町地区。小田川の勾配が高梁川より緩いため、本川への水が掃けにくいためにバックウォーター現象が起きた。さらに県が管理している末政川と高馬川でも堤防が決壊して、浸水が生じた。浸水被害は、約4,000棟余り、1,850人が救助された。鬼怒川の時ほどではないが、かなり多くの人が救助されている。

ここは堤防が高くて支川で囲まれているところであるが場所によっては、2階まで浸水するということが起きた。急いで全国の排水ポンプ車を手配し、排水をして概ね4日間で排水は完了した。現地で亡くなった方も50名程度いる。

水位が上がっていったのは夕方から夜にかけて、一番のピークは夜中の0時から1時くらい、そのころに次々に破堤が起き、浸水が起きている。明け方には広範囲に浸水が確認でき避難をしなければならないタイミングは、夕方から夜の間だったのだが、大雨の中であったことや浸水が広がっている中で避難をしている人も多く、それが夜中の1時や2時の出来事であることから、かなり困難性があつた。

1,800人余りが救助され浸水被害は、4,000棟であることから10,000人位いたかもしれない。ということは、8,000人位が自力で避難をしていたと思う。

この件について、小田川の治水対策として、合流地点の付け替えをし、合流点を下流に持つていくことで、水位を下げるのが可能だったので、そういう事業をまさにやろうとしている最中に起きた。

本市は、災害が少なく恵まれている土地である一方、私たち住民の災害リスクの認識不足が

懸念される。行政・住民・企業の各主体が災害リスクの知識と心構えを共有し、減災のための考え方や意識を改めて考えてみる必要があるだろう。



「そなエリア東京」について

視察地 東京都 そなエリア東京

視察日 平成30年7月25日

報告者 伊藤 豊美

整備の経緯

東京都は、平成7年の阪神・淡路大震災の大都市直下型地震を教訓に、情報網の寸断、行政機能のマヒ状況等に備えるため、東京湾臨海部における広域防災拠点として有明の丘地区に、「東京臨海広域防災公園 そなエリア東京」を整備した。

平成13年6月、都市再生プロジェクト第一次として、「東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備」の決定、関係府省庁と関係都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市）による整備方針検討を行い、海拔8メートルの有明の丘地区に平成18年3月施設建設着手、平成20年6月竣工（両地区）、国の災害応急対策の拠点として整備された。6.7haの国営公園、6.5ha都立公園の計13.2haの広域防災公園でその中に防災体験学習施設「そなエリア東京」がある。

施設の機能（発災時）

緊急災害現地対策本部

平成28年3月中央防災会議幹事会で、首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画を策定、政府は、首都直下地震が発生した場合には、被災都県災害対策本部と密接な連携を図るため、被害状況に応じて、速やかに政府現地対策本部を設置する。

また、救助活動の拠点としての機能として、警察、消防、自衛隊等の各部隊が指揮、宿営、資機材集積等に活用できる。

さらには、航空搬送拠点・SCUとして・被災地からの患者を受け入れ周辺医療機関への搬送拠点としての活用できる。



もう一つの施設の機能（平常時）

防災体験学習施設（本部棟）では、首都直下地震の発生から避難までの流れを体験できる。地震発生後72時間の生存力を身に付けるための体験ツアーの開催。タブレット端末を使って「防災クイズ」に挑戦「AR体験」で危険個所を確認できるなど、防災体験・学習、各種訓練を実施している。

また、「防災ヘリ」「緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練」「東京都文京区合同総合防災訓練」「政府総合防災訓練」「災害対策車両操作訓練」「深川消防署放水訓練」「災害救助犬」「消防訓練」「救命訓練」「防災講演会」「防災教育チャレンジプラン発表会」「地震を学ぶ」「地震体験」「バケツリレー」「ジャッキアップゲーム」「水消火器で的あてゲーム」などあらゆる災害に対する体験や訓練できる機能を備えている。

東京都は、直下型地震での東京湾の津波の高さは最大6メートルと想定しているためこの地に防災拠点として整備したと説明、国内最高の防災施設である。



「神戸市公民連携推進事業」について

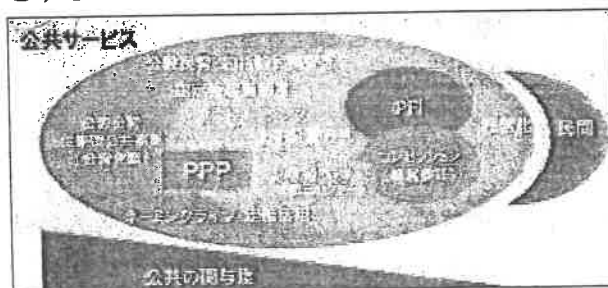
視察地 兵庫県神戸市

視察日 平成30年7月26日

報告者 相馬 剛

公民連携（PPP）とは、パブリック・プライベート・パートナーシップといわれ、主に自治体が提供する公共サービスに、民間の知恵やアイデア、資金や技術・ノウハウを取り入れることにより、事業効率の向上を図ることをいう。

全国的には、PFI法の改正・施行により民間事業提案の制度化が進み、横浜市の「共創フロント」の設置や福岡市の「官民協働事業の取組」などが先進事例としてある。神戸市では民間事業者からの提案が少ない、公民連携の窓口がない、提案の実現までに時間がかかるなどの課題から平成25年2月に、企画調整局産学連携課を設置し、民間事業者からの提案・相談を各事業部局へのマッチング及び事業化の検討をする“ワンストップ窓口”とした。



平成26年7月には、PPPの基本的考え方や導入方法等を共有するため、公民連携ガイド

ラインを公表、その目的を①市民サービスの向上、②行政コストの見直し、③地域経済の活性化とし、ワンストップ窓口による迅速かつ柔軟な連携、市と事業者が対等なパートナーとして連携、事業者アイデアの実現促進を基本姿勢として取り組んでいる。

その成果としては、お互いの強みを活かしたメリットが引き出されている。神戸市としては、市民サービスの向上、行政コストの見直し、地域経済の活性化、行政課題の解決など、また事業者側は、企業イメージの向上、新たなビジネスモデルの構築、商品売り上げの向上や知名度アップなどとしている。

現在、江崎グリコ株式会社、伊藤ハム、キリン株式会社、ファミリーマート、ローソン、セブンイレブン・ジャパン、あいおいニッセイ同和損保、イオン株式会社の8社と包括連携協定を締結、また個別の連携としては、みなと銀行、映画プロモーション、アシックス、など、包括連携協定では、江崎グリコの「神戸ローストショコラ」のパッケージを通じ、神戸の魅力を全国へ発信、「保存用ビスコ」は防災教育、防災イベントに活用、伊藤ハムとの協定では「高級ハム・ソーセージ」で神戸スペシャルPR認定、キリンとの協定では、水源保全など環境問題に関する項目、ファミリーマート、セブンイレブン、ローソン、とはそれぞれ市産オリジナル商品の開発や「AED」を設置し「まちかど救急ステーション」の登録、さらには、アシックス社監修による、市の東西におよぶランニングコースの整備、など様々な行政課題に対応している。

その他、PFI事業による市民病院の建設と効率的な運営など民間事業者のノウハウを生かした行政サービスとなっていると同時に、今後は、「産官学金」連携に向けたフォーラムを開催し、新しい時代の神戸らしさへ向け、市民・事業者・神戸市がWin-Win-Winにつながる公民連携に取り組むとしている。



この（PPP）事業の推進となったポイントは「企画制作局 産学連携課」の設置が大きな起点となった。本市でも民間活力を生かした行政の効率化を目指しているが、市民・事業者にとっては窓口が見えない！神戸市の取組は大変参考になるだろう。



「オープンデータの推進」について

視察地 京都府京都市

視察日 平成30年7月27日

報告者 山形 紀弘

「オープンデータ」とは、原則、誰でも自由に利活用できる形で公開したデータで、「市民協働の促進による市民サービスの向上」「地域活性化」「行政の透明化・信頼性の向上」に寄与することを目的として推進している。推進のための基本原則は(1)市が保有するデータは個人情報を除き、積極的にオープンデータとして公開する。(2)市民・大学、市内中小企業が利用しやすいデータ形式で公開する。(3)営利目的がどうかを問わずに活用を促進する。(4)費用対効果等について十分考慮し、効率的に取組を進めるとなっている。

京都市では平成28年9月「京都市オープン

データ推進ガイド」策定してオープンデータの取組が本格化した。観光・産業・文化・芸術・安心安全・防災を重点分野にした。京都市オープンデータポータルサイト開設するまでの流れではプロポーザル業者を選定して、オープンデータとして公開可能なデータの庁内調査、基礎研修の実施、公開可能なデータの事前登録を各部署に依頼してサイト公開になった。サイト構築にあたり①必要なデータを容易に見つけられるように②様々な取組を発信することで、市民等が利用しやすいデータ活用環境の整備を！③各所属がオープンデータを迅速・効率化に公開できる機能を！④市民等が利用しやすい形で公開できるよう、各所属で公開作業の負担軽減を図る機能を！4つのコンセプトから成り立っている。主な公開データとしては、観光施設情報、地下鉄時刻表、避難所、AED設置場所、公共施設などの位置データ、人口などの統計データが公開されている。その中でも人気のデータソースは京都観光見もの情報、旅館業法の基づく許可施設一覧、駐輪場一覧、京都観光総合調査、AED設置場所と観光地ならではのデータが人気である。そのデータを利用してアプリケーション（アプリ）を作成した様々な事例を紹介する。京の歴史と街並みをつたえ隊のアプリではオープンデータを活かし駐輪場一覧、認定レンタルサイクル店一覧を地図上に可視化する機能やルート案内機能などを備えたアプリとなっている。住民や観光客の方々が京都の歴史や文化、伝統的な美しい街並みを自転車で楽しむための共創型公共サービスとしてデザインされている。また、いしぶみアプリでは京都に点在する1,400以上の「いしぶみ【石碑・道しるべ】」を巡り、歴史・季節・自然を感じることでできるアプリである。また観光客が年々増加している京都ではバスの需要がますます高くなると見込まれて独自の技術で利用者が多くても高速に検索できる乗換案内アプリが開発された。乗車するバス停を写真（ストリートビュー）で表示する機能を搭載しており、初めて京都を訪れる旅行者にやさしい設計となっている。次世代統計アプリでは家

計調査の結果を可視化することにより主要品目に支出額全国ランキングが一目でわかるようになってきている。このオープンデータの活用事例により総務省が平成28年度に増設した「チャレンジ！オープンガバナンス」に参加して（持続可能な観光・交通）（子育て支援）（空き家対策）の3つの課題を提示最終審査対象アイデア13件のうち京都の団体から2件が選ばれて「オープンガバナンス総合賞」を獲得した。これからの課題では更なる普及啓発が必要であると考え。データを公開していけば、地域の課題解決などに有意義に活用できる事につながり、やがては事務の効率化などにつながっていく。データの使い道はデータを使う側が考えてくれる、使う人はいるのか等の先入観の排除と意識の共有が必要である。データへのニーズの把握やなるべく機械判別しやすい形式でのデータ登録、他都市や関係団体等の方々との連携が不可欠である。最後にオープンデータはセキュリティー対策問題や高齢者の方々には非常にわかににくい部分がある。誰でも簡単にまた外国人観光客が非常に多い京都市であるために多言語に対応したアプリやオープンデータの構築が必要になってくると思います。



「京都市産業戦略ビジョン」について

視察地 京都府京都市

視察日 平成30年7月27日

報告者 中里 康寛

産業戦略ビジョンは、地域の「稼ぐ力」の向上と経済の好循環と安定した雇用の創出に向

け、策定された政策である。政策の位置づけとしては、将来の産業構造の変化を見据え、平成28年から5カ年にわたり「産業振興の基本方針」と「施策展開の方向性」を示し、全庁で共有するものである。また、各分野別計画や総合戦略に掲げた具体的な施策を推進するための考え方を「施策展開の方向性」として示している。

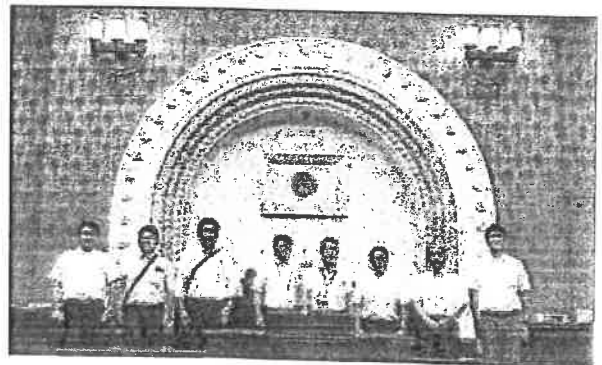
まず、産業戦略ビジョンが策定される背景となった京都市の産業構造と主要産業について論じる。京都市の産業構造の割合は、「サービス業」のシェアが最も高く、次いで「製造業」、「不動産業」と続いている。サービス業の特徴について、宿泊・飲食サービス業と教育・学習支援業に従事する人の割合が高い。宿泊・飲食サービス業というのは、これは言うまでもなく観光関連産業である。教育・学習支援業は、京都市内に大学が38校あることの特徴といえる。「製造業」の特徴について、業種構成が多様性に富んでいることが特徴といえる。主なものとしては、飲料・たばこ製造業、電子部品・電子回路製造業、機械機器製造業、食品製造業で構成され、製造出荷額は全市町村中16位となっている。また、京都といえば1,200年の歴史がある伝統産業の街といわれていて、伝統工芸品も有名であるが、生産額は最盛期から約55%減少している。特に京都の伝統産業の代表格である西陣織は、最盛期から約93%減少、京友禅は最盛期から約98%減少となっており、かつての基幹産業は無くなってしまいそうな状況にある。次に京都市の雇用情勢について、特に非正規雇用比率は、43.7%と政令市で最も高い状況となっている。しかしながら、非正規雇用が全てマイナスということではなく、「望む非正規雇用」と「望まない非正規雇用」に分けることができる。例えば、京都市は大学が多く学生も多いため、「望まない非正規雇用」と比較すると、「望む非正規雇用」の割合が高い。また、望まない非正規雇用率は、全国平均より低い状況にあるようだ。京都の強みである観光を支える宿泊業・飲食サービス業において、非正規雇用者の約20%が非正規雇用を望ん

でないため、京都市は、この「望まない非正規雇用」への対応が重要と考えている。

京都市の産業特性を総括すると、製造業に立脚した産業構造、多様な業種構成、都市のブランド力、観光関連産業の特化などが京都市の持つ特有の性質であろう。

さて、このような背景を網羅し策定された産業戦略ビジョンの内容について、①成長市場を獲得する新たな産業分野の振興②創造的なまちづくり③誰もが働きやすく、技術・ノウハウを継承できるビジネス環境の整備がある。①成長市場を獲得する新たな産業分野の振興として、取り組んでいるものの一つとして、「伝統産業×ハイブランド」がある。これは東京の外資系ホテルと西陣織が協力し、部屋の寝具や壁に西陣織を使用する取組がある。また、「京もの海外進出支援事業」として、海外のニーズに合った商品を海外のデザイナーと開発し、海外市場の開拓を支援する取組である。これらの取組は、他にはない伝統産業と京都市の持つブランド力が成せることであろうと考える。②創造的なまちづくりとして、「ベンチャー企業目利き委員会」というものがある。これは、若者の意欲や力を引き出すビジネス環境を創出する取組で、全国からベンチャー企業を発掘・育成するために、起業家の資質やプランの事業性、技術・アイデアなどを評価し、Aランク認定を受けた人を対象に様々な支援策を提供するというもの。内容は、研究開発補助金や資金調達、家賃補助など7つの支援策がある。この取組は、かなりの財源が必要になると考えられる。③誰もが働きやすく、技術・ノウハウを継承できるビジネス環境の整備として、「中小企業魅力再発見プロジェクト」に取り組んでいる。これは、事業や技術の継承や企業の地域貢献のために、学生が中小企業を取材し、その内容をWEBで発信するもの。学生目線で、中小企業の魅力を発信し、成果報告会やWEBを通して学生や若者に広く発信する。次に、「企業の立地環境の整備」という取組は、企業立地促進助成制度などによる企業の事業拡大支援や誘致、また創業期にインキュベーション施設を提供し、事業拡

大期まで、企業の成長段階に応じた事業環境を提供するというもの。今年から新しい取組として、中小企業未来力会議がある。これは、行政が「現場の声」を反映した実効性のある振興策の実現を図るため、また「自分からやっていく」という意識を中小企業全体に広めるため、中小企業を集めて意見交換会を開催し、社会課題の解決につながるビジネスを創出する等の取組を行っている。



(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 7月 17日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 11-10

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	30-07-17	お取引店番	0189	種番	T12
お取引 種別	お引出し				
カード番号(口頭番号)	100-183-****475		取引通番 009707		
お取引金額	¥650,960	カード発行銀行	0129	0183	同支店番号
残高					
お取引時刻	15:55	説明コード	カード入金取引番号		

ご利用手数料 ¥216
お受取人 足利銀行

1) アサトラベル様
ご依頼人
ナスシオバ ラクラブ 様

振込予約(30. 7. 18扱)

印紙税申告納 付につき宇都宮 税務署様					
お取引額	1万円	5千円	2千円	1千円	5百円
	100円	50円	10円	5円	1円

☒ 足利銀行

※このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

(角) アサトラベル

650,960円

+

手数料 216円

※内訳は別添 請求書のとおり。

領収証

那須塩原 7.17 様

H.30 年 7月 18日

金額

¥ 650,960

内

消費税

但 行政視察代

上記正に領収いたしました

現金 0

小切手

アサトラベル

代表取締役 浅野 秀一

栃木県那須塩原市豊浦93

TEL (0287) 63-7960

FAX (0287) 64-4178

御 請 求 書

那須塩原クラブ 様

方 面	行政視察 東京・神戸・京都
期 間	平成30年 7月25日(水)～ 7月27日(金)
人 員	8名

交 通 費	JR運賃	43,370 円 × 8 名	346,960 円
宿 泊 代	1日目 東京	12,000 円 × 8 名	96,000 円
	2日目 京都	12,000 円 × 8 名	96,000 円
そ の 他	航空券取消料・取消手配料	12,000 円 × 8 名	96,000 円
	旅行企画料 (旅行災害補償費用含む)	1,000 円 × 8 名	8,000 円
	手配料	1,000 円 × 8 名	8,000 円
合 計			650,960 円

(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 8月27日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号

14

②

視察手土産代

領 収 書 那須塩原クラブ 様

2018年7月26日

No. 00000649

¥5,000 (大谷)

税抜合計
消費税等

¥4,630-
¥370-

但し、御品代として上記の金額正に領収しました。

収 入
印 紙

フランス菓子

フナヨシ洋菓子店

栃木県那須塩原市南郷屋2-1
TEL 0287-36-2573



お願い この領収書は感熱紙につき保存に注意してください。

① 神戸市役所

② 京都市役所

(様式第5号別紙)

[別紙] 平成 30 年 8 月 27 日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徹し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 14

※お客様へのお願い
お届け先様の「郵便番号」のご記入をお願いします。

お荷物のお問い合わせはヤマト運輸ホームページへ

<http://www.kuronekoyamato.co.jp/>

ご希望の方は、
お届け時間帯に
○をして下さい。

請求書
依頼主控

TO 郵便番号 650-8570

お問い合わせ 送り状番号 4367-9352-9874

受付日 2018年7月23日 お届け予定日 月 日

ご希望のお届け日がある場合はご記入ください。 7月24日

品名 (ワレモノ・なまもの) 裏面の「宅急便で特にご注意いただきたい主な品目」をよくご確認ください。品名はできるだけ詳しくご記入ください。

御菓子

ゴルフ・スキー・空港 クラブ本数 本

ゴルフ・スキー
フル一日又は
搭乗日

集荷・持込 現収・未収・回数券・精算カード・電子マネー

サイズ 60 80 100 運賃 915 円

サイズ 120 140 160 料金 円

宛店コード 合計 円

お客様コード 担当者

上記の金額を正に領収致しました。
本書をもって領収書にかえることがあります。運送料一万円未満

クール 冷蔵 冷蔵

取扱店・CVS名

之ヲ有
ナ限
ヨ
印シ社

a 4 3 6 7 9 3 5 2 9 8 7 4 a

お荷物のご依頼はインターネットからもお申し込みいただけます

← 携帯 <http://9625.jp/> スマホ/パソコン <http://9625pc.jp/>

※お客様へのお願い
お届け先様の「郵便番号」のご記入をお願いします。

お荷物のお問い合わせはヤマト運輸ホームページへ

<http://www.kuronekoyamato.co.jp/>

ご希望の方は、
お届け時間帯に
○をして下さい。

請求書
依頼主控

TO 郵便番号 604-8571

お問い合わせ 送り状番号 4367-9352-9885

受付日 2018年7月23日 お届け予定日 月 日

ご希望のお届け日がある場合はご記入ください。 7月24日

品名 (ワレモノ・なまもの) 裏面の「宅急便で特にご注意いただきたい主な品目」をよくご確認ください。品名はできるだけ詳しくご記入ください。

御菓子

ゴルフ・スキー・空港 クラブ本数 本

ゴルフ・スキー
フル一日又は
搭乗日

集荷・持込 現収・未収・回数券・精算カード・電子マネー

サイズ 60 80 100 運賃 915 円

サイズ 120 140 160 料金 円

宛店コード 合計 円

お客様コード 担当者

上記の金額を正に領収致しました。
本書をもって領収書にかえることがあります。運送料一万円未満

クール 冷蔵 冷蔵

取扱店・CVS名

之ヲ有
ナ限
ヨ
印シ社

a 4 3 6 7 9 3 5 2 9 8 5 a

お荷物のご依頼はインターネットからもお申し込みいただけます

← 携帯 <http://9625.jp/> スマホ/パソコン <http://9625pc.jp/>

(様式第5号別紙)

【別紙】 8月27日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号

17

領 収 書

現・チ・ク・割引 No.6866

日付 '18年07月26日

車番 101030 000

メ-タ運賃 ¥1930円

合計 ¥1930円

上記の通り領収致しました

毎度ご乗車ありがとうございます。

お忘れ物・お気付きの点は当社へ

株式会社かすみ交通

東京都葛飾区西新小岩4-39-17

TEL 03-6657-6100

領 収 書 No.7907

2018年07月26日

車番001378 000

メ-ター 2010円

運賃合計 2010円

合計 2010円

毎度ご乗車ありがとうございます

宮園自動車株式会社
杉並営業所

info@miyazono.jp

お忘れ物、お気付きの点は、

TEL 03(3394)3611

東京タクシーセンター

TEL 03(3648)0300

ホテル ⇒ 東京駅 3,940円

[別紙] 8月27日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 17

新神戸→神戸印役所 新神戸→神戸印役所

領収書
No 9025
日付 2018年 07月 26日
車番 2965 0000
早稲田町 ¥1,240円
合計 ¥1,240円
上記の様に領収致し
毎度御乗車ありがとうございます
楠公タクシー株式会社
神戸市兵庫区新崎通10-4
TEL 078-652-0155

領収証

毎度ご乗車ありがとうございます。

車両番号 1119号

2018年07月26日

乗車料金 ¥1160円

立替金

円

(現金・チケット・クーポン)
上記の通り正に領収致しました。

ユニヴァーサルタクシー株式会社
神戸市兵庫区駅南通2丁目1番29号
TEL (078) 651-7021

神戸印役所→新神戸

神戸印役所→新神戸

領収書

毎度ご乗車ありがとうございます。
車両番号 000128号
2018年07月26日
乗車料金 ¥980円
立替金 円

上記の通り正に領収致しました。

スターハイヤー株式会社
神戸市須磨区妙法寺字岩山1059-2
TEL (078)-747-3885

領収証

毎度ご乗車ありがとうございます。
車両番号 686号
2018年07月26日
乗車料金 ¥1000円

上記の通り正に領収致しました。

神姫バスグループ
神姫タクシー株式会社
〒654-0131
神戸市須磨区横尾1丁目18番地
TEL (078) 742-3400 (代)

(様式第5号別紙) 平成31年
[別紙] 3月20日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 30

東京⇒国会議事堂前 1,360円



領収書

- ・ご利用ありがとうございます。
- ・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥510

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2018年07月25日
時刻 08時11分

伝票番号: 91892
東京地下鉄株式会社
東京駅 券02発行



領収書

- ・ご利用ありがとうございます。
- ・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥340

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2018年07月25日
時刻 08時12分

伝票番号: 39341
東京地下鉄株式会社
東京駅 券01発行



領収書

- ・ご利用ありがとうございます。
- ・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥510

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2018年07月25日
時刻 08時11分

伝票番号: 91891
東京地下鉄株式会社
東京駅 券02発行



領収書

- ・ご利用ありがとうございます。
- ・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥340

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2018年07月25日
時刻 14時38分

印紙税申告納
付につき東京上野
税務署承認済

伝票番号: 64190
東京地下鉄株式会社
国会議事堂前駅 券22発行



領収書

- ・ご利用ありがとうございます。
- ・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥510

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2018年07月25日
時刻 14時38分

伝票番号: 68704
東京地下鉄株式会社
国会議事堂前駅 券21発行



領収書

- ・ご利用ありがとうございます。
- ・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥510

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2018年07月25日
時刻 14時38分

伝票番号: 68705
東京地下鉄株式会社
国会議事堂前駅 券21発行

国会議事堂前⇒浜松町 1,360円

◆研修会や会議等の開催通知や日程等のほか、視察報告書等も整理し保管すること◆

(様式第5号別紙) 平成31年
[別紙] 3月20日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 30



浜松町 → 有明
3,040円



◆ 研修会や会議等の開催通知や日程等のほか、視察報告書等も整理し保管すること ◆

(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 3月20日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 71

京都市役所 → 京都馬場

3人

3人

2人

領収証

毎度ご乗車ありがとうございます。

車両番号 169号

2018年07月27日

乗車料金
¥1490円

上記の通り正に領収致しました。

 比叡タクシー株式会社

京都市山科区川田土仏16

TEL 075-501-8800

<http://www.hieitaxi.co.jp/>

領収証

毎度ご乗車ありがとうございます。

車両番号 7532号

2018年07月27日

乗車料金
¥1490円

上記の通り正に領収致しました。

伏見タクシー株式会社

-----【本社営業所】-----
TEL 075-601-8131

(無線センター)

TEL 075-621-0001

領収書

2018年07月27日 -008

メーター運賃 ¥1,490円

合計 ¥1,490円

現金支払 ¥1,490円

車両番号 0413

毎度ご乗車ありがとうございます。

新京和タクシー(株)

京都市南区吉祥院時絵町23番地

☎ 075-671-7321

(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 8月27日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号

16

管理No. 301055

領 収 書

¥ 2,700-

内訳

品 名	数量	単位	単価	金 額
栃木県市町村要覧(平成30年度版)	9	部	300	2,700
合 計				2,700

上記のとおり領収いたしました。

平成30年 9月14日

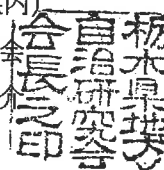
那須塩原クラブ 様

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20

(栃木県総合政策部市町村課内)

栃木県地方自治研究会

会長 熊倉 精介



管理No. 301055
那須塩原市

請 求 書

〒 2700-

内 訳

品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
栃木県市町村要覧（平成30年度版）	9	部	300	2700
合 計				2700

上記のとおり請求いたしますので、下記振込先にご入金願います。
平成 年 月 日

那須塩原クラブ 様

〒320-8501

栃木県宇都宮市埴田1-1-20

（栃木県総合政策部市町村課内）

栃木県地方自治研究会

会長 熊倉 精



振込先

金融機関名	足利銀行
支 店 名	県庁内支店
口座種別	普 通
口座番号	
口座名義人	とちぎけんちほうじちけんきゅうかい 栃木県地方自治研究会

調査研究活動記録票

会派名: 那須塩原クラブ

月日	平成30年8月7日(火)				
場所	岩手県				
相手方	紫波町				
	滝沢市				
参加した議員	伊藤豊美、佐藤一則、齊藤誠之、山形紀弘、森本彰伸、中里康寛				
目的・内容・結果等	オガール紫波現調視察及び、議会報告会について 別紙にて				
上記活動に要した経費	使途項目	経費の内容・積算基礎等		金額(円)	領収書番号 (収支番号 を記載)
	(該当項目を選択)	JR・私鉄等	那須塩原⇄紫波中央 11,630円×2×6人	139,560	13
	研 修 費	地下鉄・バス	盛岡駅⇄滝沢市役所 400円×2×6人	4,800	15
	【合計】			144,360	

会派行政視察実施計画書

那須塩原市議会議長 君島 一郎 様

標記につきまして、下記のとおり実施したいので、許可くださるようお願いいたします。

平成30年7月25日

会派代表者 那須塩原クラブ 伊藤 豊美



記

1 期 日	平成30年8月7日(火)			
2 参 加 者	代 表	伊藤 豊美	幹 事 長	佐藤 一則
	経理責任者	齊藤 誠之	会 員	山形 紀弘
	会 員	森本 彰伸	会 員	中里 康寛
3 視 察 内 容	視察先及び内容: ① オガール紫波について(岩手県紫波町 オガール紫波) ② 議会による広聴に関する取り組みについて (岩手県滝沢市役所)			
4 宿 泊 先	日帰りのため無し			
5 緊急連絡先	齊藤 誠之			
6 備 考	・①については議員による現地視察とする。(相手方の立会い無し)			

行程 (那須塩原クラブ、公明クラブ 行政視察)

8月7日 (火)	那須塩原駅 (6:31 発) やまびこ 291 号・仙台行 ―― 仙台駅 (7:36 着 8:06 発) はやぶさ 1 号・新函館北斗行 ――
	盛岡駅 (8:45 着 8:58 発) ―― 紫波中央駅 (9:17 着) ―― <u>オガール紫波 (視察) (9:20~10:20)</u> ――
	紫波中央駅 (10:37 発) ―― 盛岡駅 (10:59 着) 【昼食】 ―― (徒歩 6 分) 旭橋 (岩手県交通 [バス] 12:46 発)
	―― 滝沢市役所 (13:08 着) ―― <u>滝沢市役所 (視察) (13:30~15:00)</u> ―― 滝沢市役所 ([バス] 15:50 発) ――
	旭橋 (16:14 着) ―― (徒歩 6 分) 紫波中央駅 (17:16 発) はやぶさ 62 号・東京行 ―― 仙台駅 (17:55 着 18:11 発)
	やまびこ 218 号・東京行 ―― 那須塩原駅 (19:27 着)

■ 滝沢市議会事務局

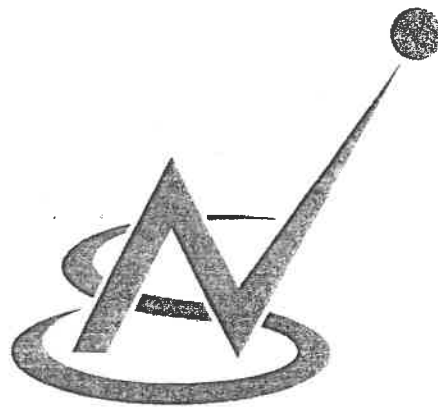
〒020-0692 岩手県滝沢市中鵜飼 5 5

Tel : 019-656-6591

様

那須塩原市議会 「那須塩原クラブ」

行政視察報告書



視察日：平成 30 年 8 月 7 日（火）

I 視察地：岩手県紫波町 オガール紫波
内 容：オガール紫波について

II 視察地：岩手県滝沢市役所
内 容：議会による広聴に関する取り組みについて

参加議員： 伊藤 豊美 佐藤 一則 齊藤 誠之
 山形 紀弘 森本 彰伸 中里 康寛

テーマ：「オガール紫波について」

「議会による広聴に関する取り組みについて」

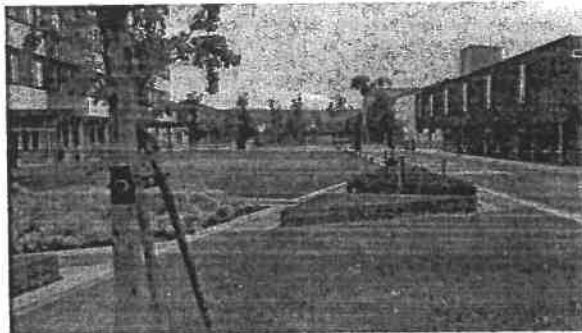
視察地：紫波町オガール紫波（現地視察）
滝沢市役所

視察日：平成30年8月7日

報告者：齊藤誠之

オガール紫波

今回訪れたオガール紫波については、公民連携の先駆けといわれている。オガールプロジェクトと言われ、オガールプラザ、オガールセンター（官民複合施設）、エネルギーステーション、オガールベース（民間複合施設）、町役場などの施設と民間のテナントが29年度のオガール保育園（民説民営）の開園でプロジェクトが完了している。



滝沢市議会

議会改革の一環で、様々な取り組みを行っている、滝沢市議会。議会報告会では創意工夫されており、市議会議員全体での取り組みについて話を伺った。

特に市民参加型の取り組みとしては、干支議会や、議会フォーラム等があった。

議会報告会では、自治会に案内を送り、希望する自治会を組み合わせ、行っている。年間20会場以上行っているとのこと、参加者の問題としては、集まってくる市民の顔ぶれが変わらないといった現実的な問題もあった。

設営としては広報委員会がこの報告会及び意見交換会を行い、意見等を集約、その後各常任委員会で集めた資料よりテーマ設定をし、調査研究をして最終的には、予算付けを行い、議会からの提案事項として執行部に提出している。

議会側が市民との懇談後にこういった動きをするか、ただ単に聞くのみではなく、その後の行動に移し、その結果を市民に報告している点も素晴らしいと感じた。

当初はこの新たな取り組みに対し、同じ議員からの反対もあったとのこと。しかし議会がより市民に関心を持っていただくためにはこういった手法を行うことが必要であると、何度も反対の議員に説明をしたとのことでした。今では議員全員で取り組み成果をあげている。

那須塩原市議会も現在、議会側に対する取り組みや意見については、次の報告会でどう取り扱ったかを議会だよりや、開会のあいさつ等で伝えている。

今後は市民の提案や問題提起について、執行部に提案ができるようにしていきたい。

また、新たな手法にも取り掛かり、市民の議会への関心を上げていくために、今回の視察の内容を精査し、取り入れていくべきであると感じました。



(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 8月3日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号

13

領 収 証

2018年 8月 3日

那須塩原クラブ 様

金139,560円

ただし、乗車券類代
として、上記金額を受領しました。

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

印 紙 税 申 告 納
付 に つ き 渋谷
税 務 署 承 認 済

東日本旅客鉄道株式会社
那須塩原301 No.000003

(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 8月27日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 15

80. 8. - 7 日

那須塩原ウヅ 殿

運賃証明証

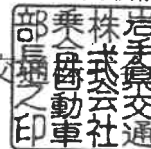
路線名	区間	普通運賃		定期券運賃	備考 営業経程
		大人	小人		
	盛岡駅~塩沢市役所	片道 400 円	片道 円	ヶ月 円	往復 800.
	" ~ "	400 円	円	ヶ月 円	往復 800
	" ~ "	400 円	円	ヶ月 円	往復 800
	" ~ "	400 円	円	ヶ月 円	往復 800
	" ~ "	400 円	円	ヶ月 円	往復 800

上記のとおり相違ないことを証明する。

住所 岩手県盛岡市盛岡駅前通3番55号

社名 岩手県交通株式会社

盛岡駅



(様式第5号別紙)

[別紙]

平成30年

8月27日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳

収支番号

15

2018年 8月 7日

那須塩原ケグ 殿

運賃証明証

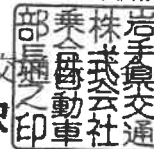
路線名	区間	普通運賃		定期券運賃	備考 営業経程
		大人	小人		
	盛岡駅～滝沢市役所	片道 400円	片道 円	ヶ月 円	往復 800
	～	円	円	ヶ月 円	
	～	円	円	ヶ月 円	
	～	円	円	ヶ月 円	
	～	円	円	ヶ月 円	

上記のとおり相違ないことを証明する。

住所 岩手県盛岡市盛岡駅前通3番55号

社名 岩手県交通株式会社

盛岡駅



◆研修会や会議等の開催通知や日程等のほか、視察報告書等も整理し保管すること◆

(様式第3号)

会派行政視察実施計画書

那須塩原市議会議員 君島 一郎 様

標記につきまして、下記のとおり実施したいので、許可くださるようお願いいたします。

平成30年10月29日

那須塩原市議会
会派代表者 伊藤 豊美



記

1 期 日	平成30年11月19(月)			
2 参 加 者	代 表	伊藤豊美	副 代 表	松田寛人
	幹 事 長	佐藤一則	副幹事長	相馬 剛
	経理責任者	齊藤誠之	会 員	山形紀弘
	会 員	森本彰伸	会 員	中里康寛
3 研 修 内 容	研修先及び内容: ① 新座市役所(埼玉県新座市) ・新庁舎建設について ② 北本市役所(埼玉県北本市) ・新庁舎建設について			
4. 宿 泊 先	なし			
5 緊急連絡先	経理責任者 齊藤誠之			

■行程 (那須塩原クラブ 行政視察)

11月19日 (月)	西那須野支所出発 (7:00 出発) —— レンタカー・高速道路 —— 新座市役所 —— (9:40 着)
	新座市 (視察) (10:00~11:30) ——移動・高速道路—— 約1時間30分 (昼食を含む) ——
	北本市役所 (13:30 着) 北本市 (視察) (14:00~15:30) ——移動・高速道路 約1時間50分——
	—— 西那須野支所 (17:20 着)

【宿泊先】

1日目 なし

■新座市議会 (事務局)

〒352-8623 埼玉県新座市野火一丁目1番1号
Tel: 048-477-7367 (直通)

■北本市議会 (事務局)

〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111
Tel: 048-594-5560 (直通)

那須塩原市議会 「那須塩原クラブ」 行政視察報告書



視察期間：平成 30 年 11 月 19 日（月）

I 視察日：11 月 19 日（月）
視察地：埼玉県新座市
内 容：「新庁舎建設」について

II 視察日：11 月 19 日（月）
視察地：埼玉県北本市
内 容：「新庁舎建設」について

参加議員： 伊藤 豊美 佐藤 一則 相馬 剛 齊藤 誠之
 山形 紀弘 森本 彰伸 中里 康寛

「新庁舎建設事業」について

視察地 埼玉県新座市

視察日 平成 30 年 11 月 19 日

報告者 佐藤 一則

【市勢】

1. 新座の歩み

新座は、旧石器時代から古墳時代に至るまで 100 か所余りの遺跡があり、弥生時代には河川流域に水田が開かれ、古墳時代から奈良・平安時代には広く人の居住していたことが確認されています。江戸時代の初期に当時江戸幕府の老中だった川越藩主の松平伊豆守信綱が、江戸の生活用水として引かれていた玉川上水からの分水権を得て、野火止大地の開発のために野火止用水を開発したことは有名です。明治期には町村合併により、10 村が片山村に、また 4 村が大和田町となり、昭和 30 年 3 月に両町村が合併して新座町となりました。その後、都市化と共に人口の急増が始まり、昭和 45 年の国勢踏査により、人口が 7 万 7 千人余りとなり、埼玉県で 30 番目の市として誕生しました。

2. 現況

埼玉県の最南端に位置し東は朝霞市、南は東京都練馬区、西東京市及び東久留米市、西は東京都清瀬市及び埼玉県所沢市、北は埼玉県入間郡三芳町及び志木市と行政境を有し、都心から 25 km 圏内に位置しています。市域の北側に東武東上線「志木駅」、中央部に JR 武蔵野線「新座駅」が開設されているほか、近隣としての南側に西武池袋線「ひばりヶ丘駅」、「清瀬駅」等の私鉄駅があり、市民等の通勤、通学の足として鉄道網が整備されています。

3. 市制施行 昭和 45 年 11 月 1 日
(平成 29 年 7 月現在)

4. 面積 22.78 km²

5. 人口 165,287 名

6. 世帯数 73,416 世帯

◎平均年齢 44.5 歳

◎平成 29 年度一般会計予算

449 億 4,800 万円

◎議員数 26 名

◎幼稚園数 11 園(全て私立)

◎保育園数 31 園(うち 25 園が私立)

◎小学校数 17 校

◎中学校数 8 校(うち 2 校が私立)

◎高校数 5 校(うち 2 校が私立)

◎大学数 3 校(全て私立)

《庁舎建築概要》

所在地 新座市野火止一丁目 1 番 1 号

敷地面積 13,951 m²

建築面積 2,249 m²

延床面積 12,735 m²

階 数 地下 1 階 地上 5 階

構 造 基礎免震構造

複合構造(鉄筋コンクリート造+鉄骨造)

工 期 平成 28. 1. 26～平成 29. 10. 31

建築工事費 44 億 8,626 万 6 千円

〔利用しやすく親しみやすい快適な庁舎〕

- ・来庁者の多い部署を低層階に配置しています。また、関連する部署を近接して配置しています。
- ・来庁者エリアと執務室エリアが明確に区分された分かりやすい構成としています。
- ・車椅子使用者や高齢者に配慮し、窓口は原則としてローカウンターとしています。
- ・プライバシーに配慮し、カウンターに間仕切りを設置するほか、各階に個室の相談室を設けています。
- ・誰もが見やすくわかりやすいサイン表示を行っています。



〔エコシティ新座の実現に向けた環境にやさしい庁舎〕

- ・執務室内 2ヶ所にエコボイドを設置して、自然採光を確保します。
- ・エコボイドにより、効率的に自然換気を行います。
- ・建物西側は日差しの影響の大きいことから、水平にひさしと堅型のルーバーを設置しています。屋内への日差しを遮り、熱負荷とまぶしさを軽減できます。
- ・議場上部の屋根を利用して、30kWの太陽光発電設備を設置しています。
- ・トイレの洗浄には雨水を利用しています

〔市民の生活を守る安全・安心な庁舎〕

- ・大地震発生時でも、免震装置が建物に伝わる揺れを吸収することにより倒壊や損傷を防ぐ免震構造とします。
- ・屋上に非常用発電機設備を設置し、災害時等の停電時にも重要な行政機能が停止することのないよう電源を供給します。発電に必要な燃料は、3日分を備蓄しています。
- ・高架水槽による給水方式を採用し、地下受水槽と合わせて災害時に必要な3日分の飲料水及び雑用水を確保しています。
- ・公共下水道が途絶した場合に備え、汚水を3日分貯留できる非常用排水層を設置しています。

〔連携と協働によるまちづくりを支える庁舎〕

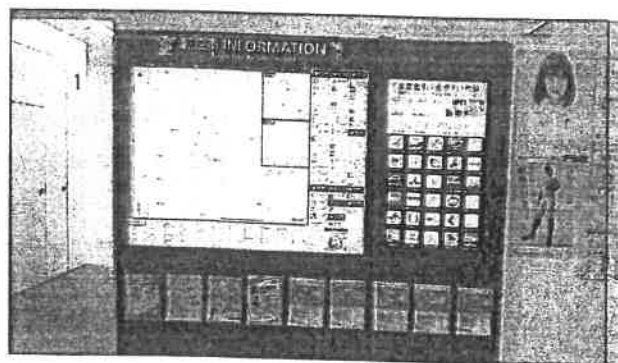
- ・各階ロビーの見やすい位置に、市政情報等を伝える掲示板を設置しています。
- ・来庁者が市政に関する情報を閲覧できる市政情報コーナーを設けています。
- ・市民に開かれた議会を実現するため、必要な施設や設備を整備しています。
 - ・議場には、資料を分かりやすく説明するための映像設備や、インターネット配信に必要な設備等を設置しています。
 - ・市議会を身近に感じられるよう、議場内の座席と傍聴席の高低差を小さくしています。
 - ・傍聴席には車椅子席や親子席を設ける

他、難聴者や高齢者に配慮して、補聴器を補助する磁気ループを設置しています。

- ・傍聴者等の待合・休憩スペースとして、傍聴席出入口に近接してロビーを設けています。

〔長期間にわたって使用できる効率的で経済的な庁舎〕

- ・建物外周部にメンテナンスデッキを設けるなどメンテナンスに必要なスペースを十分に確保しています。
- ・外装や内装は、機能性を重視したシンプルで効率的なデザインとしています。
- ・建物内部を鉄骨造とすることにより、柱の本数を減らして大空間を確保しました。組織機構の変更に柔軟な対応が図れる執務空間となっています。
- ・執務室内は、人事異動等があっても机を移動することなく、人や必要書類の移動で対応できるユニバーサルレイアウトとしています。



「新庁舎建設」について

視察地 埼玉県新座市

視察日 平成 30 年 11 月 19 日

報告者 相馬 剛

那須塩原市では、2015 年 3 月新庁舎建設基本構想を策定し、2018 年度基本計画策定予定、さらには、2020 年度までに基本設計・実施設計を予定、2021 年着工し、2023

年度完成を目指している。そうした状況から、本市の姉妹都市であり、本年新庁舎を開庁した新座市の視察を行った。

新座市新庁舎は、地上5階、地下1階で
敷地面積：13,951㎡（4,220坪）

延床面積：12,735㎡（3,852坪）

構 造：基礎免震構造

鉄筋コンクリート+鉄骨造

建設工事費：44億8,626万6千円

設計・監理：株式会社石本設計事務所

（選定方法は公募型プロポーザル）

施 工：株式会社銭高組北関東支店

（選定方法は一般競争入札）である。

この庁舎建設にあたって特に考慮した点は次の5点だとしている。

- 1、利用しやすく親しみやすい快適な庁舎
来庁エリアと執務エリアを区分、窓口はローカウンターとカウンター間仕切り設置、関連部署を近接配置。
- 2、環境にやさしい庁舎
自然採光と換気のためのエコボイド設置、日差しの対応に水平ひさしと縦型ルーバーを設置。
- 3、安全・安心な庁舎
地震の揺れを吸収する免振装置設置、非常用発電設備、高架水槽と地下受水槽により3日分の飲料水と雑用水を確保。
- 4、連帯と協働のまちづくりを支える庁舎
市情報を伝える掲示板や情報コーナーを設置、開かれた議会の実現のため施設や設備の整備。
- 5、効率的で経済的な庁舎
建物外周部にメンテナンススペースを確保、建物外部をRC、内部を鉄骨造にすることにより大空間を確保と備品の配置をユニバーサルレイアウトの実現。

本市と新座市では、立地の条件や市の面積に違いはあるが、人口規模は類似しており、新庁舎の基本方針や建物の構想は近いものがあり、参考にする部分は多くあると思う。特に建設費については、新座市の場合平米あたり35万2千円、本市の場合、

現在の試算では、平米あたり55万9千円としている。基本設計にあたる際には十分な考慮が必要であると思う。



「新庁舎建設」について

視察地 埼玉県新座市

視察日 平成30年11月19日

報告者 森本 彰伸

【視察目的】

那須塩原市では、2023年の開庁を目指し新庁舎の建設計画が進められている。君島市長が就任し、オリンピック以降に先延ばしになった新庁舎建設ではあるが、本当に市民に求められる庁舎にするため議会においては新庁舎検討特別委員会で新庁舎のあり方を検討している。また、市民からも多くの意見を聞き市民に求められる庁舎建設の為の計画が進む中、本市の姉妹都市でもあり、平成28年に新庁舎を45億円で建設した新座市の庁舎を視察することで、本市の新庁舎建設計画に良い影響を与えるべく、本視察を実施した。

【新座市新庁舎建築概要】

所在地 新座市野火止一丁目1番1号

敷地面積 13,951㎡

延床面積 12,735㎡

階数 地下1階 地上5階

構造 基礎免震構造

混合構造（鉄筋コンクリート+鉄骨造）

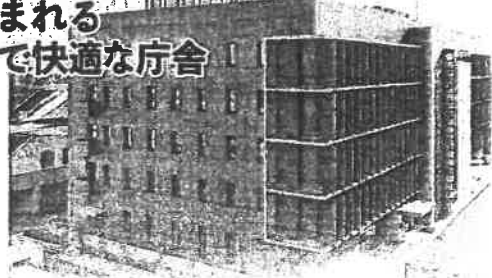
工期 平成28年1月26日から

平成29年10月31日まで

建設工事費 44億8,626万6千円
設計・監理 株式会社石本建築事務所本
社

施工 株式会社銭高組北関東支店

訪れた全ての人に
親しまれる
安心で快適な庁舎



【新座市新庁舎の特長】

1. (利用しやすく親しみやすい快適な庁舎)

来庁者の多い部署を低層階に配置し、関連する部署を近接して配置している。

来庁者エリアと執務室エリアが明確に区分された分かりやすい構成になっている。

車椅子使用者や高齢者に配慮し、窓口は原則としてローカウンターになっている。

プライバシーに配慮し、カウンターに間仕切り設置する他、各階に個別の相談室を設けている。

誰もが見やすく分かりやすいサイン表示を行なっている。

2. (市民の生活を守る安全・安心な庁舎)

大地震発生時でも、免震装置が建物に伝わる揺れを吸収することにより倒壊や損傷を防ぐ免震構造を採用。

屋上に非常用発電設備を設置し、災害時等の停電時にも重要な行政機能が停止することのないよう電源を供給する。発電に必要な燃料は、3日分を備蓄している。

高架水槽による給水方式を採用し、地下受水槽と合わせて災害時に必

要な3日分の飲料水及び雑用水を確保している。

公共下水道が途絶した場合に備え、汚水を3日分貯留できる非常用排水槽を設置している。

3. (連帯と協働によるまちづくりを支える庁舎)

各階ロビーの見やすい位置に、市政情報等を伝える掲示板を設置している。

来庁者が市政に関する情報を閲覧できる市政情報コーナーを設けている。

市民に開かれた議会を実現するため、必要な施設や設備を整備している。

議場には、資料を分かりやすく説明するための映像設備や、インターネット配信に必要な設備等を設置している。

市議会を身近に感じられるよう、議場内の議席と傍聴席の高低差を小さくしている。

傍聴席には車椅子席や親子席を設けるほか、難聴者や高齢者に配慮して、補聴器を補助する磁気ループを設置している。

傍聴者等の待合・休憩スペースとして、傍聴席出入口に近接してロビーを設けている。

4. (長期間にわたって使用できる効率的で経済的な庁舎)

建物外周部にメンテナンスデッキを設けるなど、メンテナンスに必要なスペースを十分に確保している。

外装や内装は、機能性を重視したシンプルで効率的なデザインとしている。

建物内部を鉄骨造とすることにより、柱の本数を減らして大空間を確保した。組織機構の変更に柔軟な対応が図れる執務空間となってい

る。

執務室内は、人事異動等があっても机を移動することなく、人や必要書類の移動で対応できるユニバーサルレイアウトとしている。

5. (エコシティ新座の実現に向けた環境にやさしい庁舎)

執務室内 2 か所にエコボイドを設置して、自然採光を確保した。

エコボイドにより、効率的に自然換気を行う。

建物西側は日差しの影響が大きいことから、水平のひさしと縦型のルーバーを設置している。屋内への日差しを遮り、熱負荷とまぶしさを軽減できる。

議場上部の屋根を利用して、30kwの太陽光発電設備を設置している。

トイレの洗浄には雨水を利用している。

【所感】

新座市の新庁舎は延床面積が本市の計画より約5,000㎡小さいことや建設のタイミングにより資材が安かったことなど、要因はあるが、総建築費が本市の半分以下の約45億である。設備においても環境や市民の利便性などに深く考慮した設計になっており学ぶべき点が多いと感じた。資材の値段など本市の努力の及ばない要因は多くあるものの、庁舎を運営していく中では、家賃収入を得るなどより効率的な方法があるのではないかと思う。今後、本市の新庁舎の計画にあたっては本会派より代表を通して提案していくが、今回視察してきた新座市の事例も参考に進めて頂くことを望む。



「新庁舎建設」について

視察地 埼玉県新座市

視察日 平成30年11月19日

報告者 伊藤 豊美

平成30年11月19日、埼玉県新座市へ行政視察に行ってきました。視察内容は、新座市の新庁舎建設事業について、以下、報告いたします。

【利用しやすく親しみやすい快適な庁舎】

来庁者の多い部署を低層階に配置し、関連する部署を近接して配置し、来庁者エリアと執務室エリアが明確に区分された分かりやすい構成とした。

【エコシティ新座の実現に向けた環境にやさしい庁舎】

執務室内2カ所にエコボイドを設置して、自然採光を確保し、効率的に自然換気を行っている。議場上部の屋根を利用して30KWの太陽光発電設備を設置し、トイレの洗浄には雨水を利用している。

【市民の生活を守る安全・安心な庁舎】

大地震発生時でも、免振装置が建物に伝わる揺れを吸収することにより倒壊や損傷を防ぐ免震構造としている。

屋上に非常用発電設備を設置し災害時等の停電にも重要な行政機能が停止することのないよう電源を供給する。発電に必要な燃料は、3日分を備蓄している。

高架水槽による給水方式を採用し、地下受水槽」と合わせて災害時に必要な3日分の飲料水及び雑用水を確保してい

る。

公共下水道が途絶えた場合に備え、汚水を3日分貯留できる非常用排水槽を設置している。

【連帯と協働によるまちづくり支える庁舎】

各階ロビーの見やすい位置に、市政情報等を伝える掲示板を設置している。

来庁者が市政に関する情報を閲覧できる市政情報コーナーを設けている。

市民に開かれた議会を実現するため、必要な施設や設備を整備している。

【長期間にわたって使用できる効率的で経済的な庁舎】

建物外周部にメンテナンスデッキを設けるなど、メンテナンスに必要なスペースを十分確保する。外装や内装は、機能性を重視したシンプルで効率的なデザイン。

建物内部を鉄骨造とすることにより、柱の本数を減らして大空間となっている。執務室内は、人事異動があっても机を移動することなく、人や必要書類の移動で対応できるユニバーサルレイアウトとしている。

視察調査事項の説明の後、新庁舎見学し、質疑応答を行いました。

敷地面積 13,951 m²

建築面積 12,735 m²

階 数 地下1階 地上5階

構 造 基礎免震構造
混合構造(鉄筋コンクリート造+鉄骨造)

工 期 平成28年1月26日から平成29年10月31日まで

建設工事費 44億8,626万6千円

設計・監理 株式会社石本建築事務所
本社

・一方那須塩原市庁舎建設の計画は

敷地面積 30,000 m²

建築面積 17,000 m²

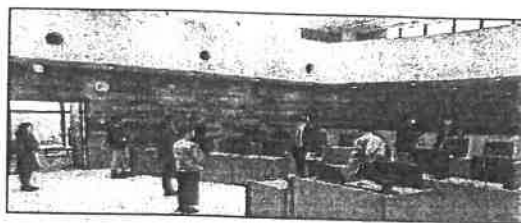
構 造 免震構造

工 期 2018年度基本計画から始ま

り 2023年度開庁予定

建設工事費 97億7,520万円(外構工事費5億円含む)

上記が予定となっております。



「新庁舎建設」について

視察地 埼玉県北本市

視察日 平成30年11月19日

報告者 齊藤誠之

北本市役所にて、新庁舎建設にかかわる説明を頂いた。

この庁舎は隣に子ども利用できる児童館を併設しており、民間業者に委託している。

また文化センターや中学校も隣接しており、機能的に連携が取れる配置となっていた。コンセプトは市民交流の軸、安全、安心の軸。防災面でも目の前にみどりの広場を設け、そこで災害対応活動ができる仕組みとなっている。

議場には、傍聴席と議場の間に強化ガラスが立ててあり、理由は傍聴席と議場の最後列の席の間が狭いとのことの理由であった。ちょっと市民との距離を感じさせざるを得ない作りに驚きました。

これまでも北本市議会では、新庁舎にかかわる決議を5本議決し要望しており、最終的に議会から「新庁舎の事業費見直しに関する要望書」を提出している。

結果として、事業費の縮減を検討し、新庁舎建設工事費、備品購入費、移転費等を併せて、39億9千万円の概算事業費を約31億9千万円に見直した為、新たに調達したものや、再利用できるものの分別が行われ、現在の新庁舎でも随所に利活用されていた。

特に、庁舎内の資材では塩化ビニルタ

イルの使用により、また壁面においては、石膏ボードに直接クロスが貼られていたため、少しの接触でも汚れが目立つようになっていた。

建てた瞬間からランニングコストは発生する。その部分も念頭に置き、壊れない建物を造る理屈はわかるが、傷まない建物はない、どこに重点を置くかで、その後の庁舎の在り方さえ変わってしまうことはあると感じた。実際床暖房を敷いている部分では何らかの理由で床の色が変色していたが修繕がかけられない状況にあるという。

本市にもいっても設計前の議論が行われている。市民に開かれた庁舎、まちの中枢機関としての必要性とその費用のかけ方は、人口減少時代、後世への負担を考え議論されなければならないと改めて感じさせていただいた。



「新庁舎建設」について

視察地 埼玉県北本市

視察日 平成 30 年 11 月 19 日

報告者 山形紀弘

埼玉県北本市は緑にかこまれた健康な文化都市をスローガンにしています。人口は66,742人で市職員数は396人(臨職含706人)。埼玉県の中央の位置にあります。新庁舎は平成27年3月に完成されて敷地面積13,511.14㎡延床面積11,147.90㎡地上4階建て高さは19.89mで景観を損なわないように20m以下に抑えております。児童館・防災倉庫が隣

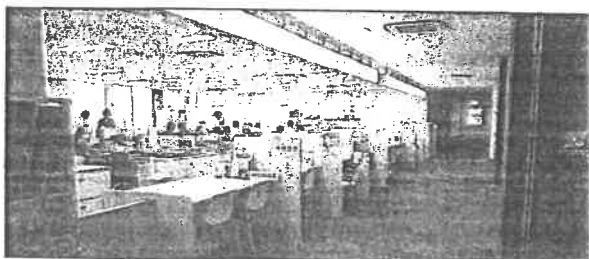
接しており、総工費36億3,782万円となっております。市民の要望を聞いて児童館も併設しており、明るく賑わいのある市役所となり、夏休み中は駐車場が大変混雑するそうです。昭和59年庁舎建設基金条例から始まり、段階を経て基本構想を作り、住民満足度及び執務環境の実態調査も行い、平成24年建設工事着工して3年で完成した。コンセプト(みどりに囲まれた市民をむすぶやさしい低層庁舎)災害に強い新庁舎・地域で考える配置計画低層の庁舎による周辺環境への調和・明快な構成により市民の利便性や効率性に配慮した平面設計である。配置として隣接する文化センター・中学校と機能的に連携しており児童館、文化センターを結んでいる。(市民交流の軸)避難施設である中学校する(安心・安全の軸)も考えています。防災対策として物資輸送拠点のヘリポートを考慮・ボランティア活動拠点などの場所の設置を考えている。フロア配置のコンセプトはエコボイドを中心とした平面配置・柱が少ないオープンフロア・市民の利用頻度が高い部門は1・2階に配置・3階には議会スペースを確保している。窓口オフィスレイアウトは3分割されており窓口ゾーン・執務ゾーン・執務サポートゾーンを設けて業務の効率化を図っている。省エネ・環境配慮としてはエコボイドによる採光、通風、高断熱。太陽光発電・蓄電池装置・LED照明使用。節水衛生器具を設置、外部、外構はみどりの広場、緑化駐車場、透水舗装。コスト削減のために、仮設庁舎を造らず、既存什器の一部を使用しております。建設コストの抑制としてはシンプルでコンパクトなデザイン・鉄骨造の採用・耐震構造(免震装置を用いない)地下階を作らない・低層建築などで実態に即した計画+シンプルでコンパクトな庁舎となりました。

市議会への対応として、庁舎(等)建

設特別委員会を設置し、各会派より 11 名。定例会ごと 1 回程度の委員会を開催して、経過報告、議案内容の事前説明。建設位置などの決定まではかなりの回数を開催されて平成 9 年度から平成 26 年度までに計 62 回開催されました。また市民参画として基本計画策定時には市民説明会 10 箇所述べ 194 名・団体説明 5 団体述べ 78 名・パブリックコメント 8 名。基本設計策定時には基本設計検討会議では計 40 名・市民説明会 9 箇所述べ 105 名・パブリックコメント 6 名。また、出前講座 36 名・タウンミーティング 29 名を実施した中で庁舎建設自体への反対は少なかったが事業費について意見は多かったそうです。

現在の課題として一般的な事務所ビルの内壁と同様な仕上げの工事費は安いですが、キズや汚れが目立ち清掃がほとんどできない。OA フロアに使用されているタイルカーペットは泥汚れ、水濡れが多い部署、エリアでは維持管理に注意。近年のビル空調システムは電気・機械により一年中制御が必要なため、旧庁舎の窓開け換気・通風＋エアコンに比べて電気代、メンテナンス費用が増大しているそうです。

最後に議会のフロアでは傍聴席前のガラス板の透明な壁が気になった。議場は明るく移動式の椅子は便利である。コスト削減のために工夫しているが免震装置を用いないので心配である。ガラス張りの庁舎は非常に開かれたスペースであり、庁舎前の緑の公園は非常に景観が良く市民には親しみが湧くと感じた。



「新庁舎建設」について

視察地 埼玉県北本市

視察日 平成 30 年 11 月 19 日

報告者 中里 康寛

新庁舎建設に伴い調査研究のため、会派において埼玉県北本市へ伺った。

北本市の概要について、人口は 66,742 人、面積 19.82 km^2 、新庁舎に児童館が併設されている北本市の新庁舎は平成 27 年 3 月末に完成した。新庁舎と児童館の概要について、それぞれ説明する。

新庁舎の概要について、敷地面積 13,511 m^2 、延べ床面積 11,148 m^2 （庁舎 9,594 m^2 ）、構造は鉄骨造（耐震構造）、地上 3 階建、最高高さは 19.89 m、併設施設は児童館・防災倉庫、総工費 36 億 3,782 万円（庁舎分 31 億 1,950 万円）。

児童館の概要について、敷地面積、構造、階数においては新庁舎概要と同様、延べ床面積 1,439 m^2 、用途は図書館・児童センター、工事費 5 億円、なお児童館は指定管理者制度を採用しており、請負者はシダックスである。新庁舎建設に併せて、市民に喜ばれる施設を建設したい思いから、児童館を併設した。児童館を併設したメリットは、明るく賑わいのある市役所となった。デメリットは、夏休み中の駐車場が大変混雑する。

主なコンセプトについて、①住宅街の中に庁舎があるため、威圧感を無くすために工夫したことは、3 m 程度セットバックし、低層庁舎とした。②災害時について、庁舎敷地の隣には、文化センター及び中学校があり、それぞれの施設に役割を分担し、防災拠点の強化を図った。庁舎敷地は災害対策本部（ボランティア活動拠点、帰宅難民者の一時避難場所、自衛隊や消防の活動拠点を含む）とし、文化センターは支援物資集積拠点施設

としての役割、中学校の校庭を物資輸送拠点（場外飛行場ヘリポート）とした。そのほか、新庁舎は72時間稼働の自家発電設備、4日分の貯水槽、7日分の緊急排水槽を完備する。

庁舎の工事費の詳細について、

建築工事	16億5,800万円
電気設備工事	4億7,100万円
機械設備工事	4億8,600万円
昇降機設備工事	3,500万円
太陽光発電設備工事	1,900万円
小計	26億6,900万円
解体工事	8,300万円
外構工事	3億1,700万円
中計	30億6,900万円
その他、児童館などの付帯施設について、	
小計	9億4,500万円
合計	40億1,400万円

新庁舎における現在の課題等は、①内壁の仕上げ（石膏ボード＋白色塗装）は工事費が安いですが、キズ、汚れが目立ち、清掃はできない。②O Aフロアに使われているタイルカーペットは、泥汚れ、水濡れ多い部署（水道・下水道等の建設系）、エリアでは維持管理に注意。③ビル空調システムは、電気・機械により一年中制御が必要なため、旧庁舎の窓開け管理・通風＋エアコンに比べて電気代、メンテナンス費用が増大する。④各種機器装置にメーカー保証が切れた後の故障について、発生頻度、修理費用等が計り知れない。⑤植栽、緑化駐車場等が多く配置され、水あげ、雑草等管理が不十分となっている。

所見について、人口減少期の中における新庁舎を建設は、庁舎の維持管理費について十分に考慮し、市民への配慮も必要であると考えます。これは、省いてコスト抑制に努めるという考え方ではなく、例えば家賃などの収入を得て、維持管理費に充てる財源をつくる。このような考え方も取り入れ、市民への負担を減らすことも必要ではないかと考える。



(様式第5号別紙)

【別紙】平成 30 年 11 月 29 日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳

収支番号 18

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

西那須野塩原



浦和

領 収 書

料金所 浦和本線

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5338-7524

18年11月19日 9時12分

車種 普通

通行料金 ¥3,760-

(現金)

—入口料金所— 西那須野塩原
高速道路上で停止車両を見聞きた際は、
停止車両や人に注意しながら安全走行を！
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3-3-2
取扱番号212-00180738-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 桶川北本

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5338-7524

18年11月19日13時28分

車種 普通

通行料金 ¥1,180-

(現金)

—入口料金所— 所沢
高速道路上で停止車両を見聞きた際は、
停止車両や人に注意しながら安全走行を！
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3-3-2
取扱番号203-00951256-00

所沢IC



桶川北本

領 収 書

料金所 西那須野塩原

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5338-7524

18年11月19日17時31分

車種 普通

通行料金 ¥3,470-

(現金)

—入口料金所— 桶川加納
高速道路上で停止車両を見聞きた際は、
停止車両や人に注意しながら安全走行を！
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3-3-2
取扱番号216-00171609-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

浦和



川口JCT第二

領 収 書

料金所 川口JCT第二

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5338-7524

18年11月19日 9時18分

車種 普通

通行料金 ¥1,020-

(現金)

高速道路上で停止車両を見聞きた際は、
停止車両や人に注意しながら安全走行を！
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3-3-2

取扱番号2460-05-00

ご利用ありがとうございます。



所では一旦停車してください。

桶川加納



西那須野塩原

◆研修会や会議等の開催通知や日程等のほか、視察報告書等も整理し保管すること◆

(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 11月29日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号

19

※ 内部は別紙のとおり



貸渡料金精算明細書 (兼 ご請求書) Rental Agreement

お客様控

貸渡人

株式会社トヨタレンタリース栃木

西那須野駅前店
那須塩原市扇町1-10

電話番号0287-36-8100

発行年月日:平成 30年11月19日
貸渡N: 0582503

借受人 名称 齊藤 誠之様
住所

項目	予定料金	精算料金
基本料金	17,820	17,820
カード割引額(0%)	0	0
その他割引額(0%)	0	0
*	0	0
小計	17,820	17,820
免責補償料	ご加入	ご加入
特別装備料	0	0
添付品料金	540	540
ワンウェイ料金	0	0
燃料代		6,856
引取配車料	0	0
	0	0
ご利用額	18,360	25,216
リース無償代車		0
N O C		0
免責実費料		0
お支払額	18,360	25,216
内消費税	1,360	1,867
予約金	0	0
船乗車券	0	0
当日預り金	18,360	18,360
現金		
預り金合計	18,360	18,360
マイル・ポイント利用	0	0
ご請求金額	0	6,856

<お貸しする車両>

貸渡車両 ハイ-XGC 燃料 ガソリン
登録N: 宇都宮 300わ1583

料金クラス W4-K 車両クラス W4-K

<ご利用内容>

	予定貸渡	貸渡	メーター(Km)
着	11月19日20時00分	11月19日17時50分	95,989
発	11月18日20時00分	11月18日20時00分	95,709
利用分	1日 0時間00分	0日21時間50分	280

料金種別 B C C I ランク料金 料金割引率 0%

添付品 安心Wプラン 1 かるタン 1

現金	6,856
ご請求金額	
支払金額	
内訳	

乗車人数 7名
返却営業店舗 西那須野駅前 0287-36-8100 返却府県 県内

運転者氏名 齊藤 誠之様

TOYOTA Rent a Car

トヨタレンタカー予約センター

0800-7000-111 無料

<http://rent.toyota.co.jp>

領収書

那須塩原クラブ

様

領収書N: 0058477
平成 30年11月19日

領収金額 25,216 円

(内消費税 1,867 円)

Receipt

現金・小切手 25,216 円
クレジット 0 円
交通系IC 0 円

トヨタレンタカーをご利用いただき、誠に有り難うございます。
ご利用料金として上記金額を正に領収いたしました。
(なお、扱者印無きもの、又は金額訂正したものは無効です)

営業店舗 西那須野駅前
住所 那須塩原市扇町1-10
電話番号 0287-36-8100

株式会社トヨタレンタリース栃木

本社 栃木県宇都宮市東宿郷3-1 中央宇都宮ビル3F

収入印紙

扱者印



Toyota Rent-a-Car is an official rental car partner of Hertz. Should you have any questions regarding this Rental Agreement/Receipt, please do not hesitate to ask the Toyota rental counter staff, or contact your home country's Hertz Customer Service Center. Thank you for renting from Toyota and Hertz.

調査研究活動記録票

会派名： 那須塩原クラブ

月日	平成31年1月21日（月）～23日（水）					
場所	熊本県、長崎県、福岡県					
相手方	熊本県庁					
	長崎県長崎市					
	福岡県大牟田市					
参加した議員	伊藤 豊美 松田 寛人 佐藤 一則 相馬 剛 齊藤 誠之 山形 紀弘 森本 彰伸 中里 康寛					
目的・内容・結果等	①くまもと家庭教育支援条例について（熊本県熊本市）熊本県庁議員提案条例制定のプロセス等について ②老朽危険空き家対策について（長崎県長崎市）長崎市役所まちぶらプロジェクトについて ③よかもん商店街について（福岡県大牟田市）大牟田市役所議会改革の取組について			※結果等は別紙報告書		
上記活動に要した経費	使途項目	経費の内容・積算基礎等		金額（円）	領収書番号 （収支番号を記載）	
	（該当項目を選択）	視察費	アサノトラベル （内訳は下記のとおり）		657,950	20、24、25
		JR・私鉄等	那須塩原⇄東京（8名分） 熊本⇄長崎、長崎⇄大牟田、大牟田⇄博多		184,940	20、24、25 （内訳）
		JR・私鉄等	浜松町⇄羽田		5,600	
		航空費	羽田⇄熊本空港 19,290円×7名 福岡空港⇄羽田 21,490円×7名		285,460	
		宿泊料金	ホテル（熊本）一泊9,000円×1泊×7人		63,000	
		宿泊料金	ホテル（長崎）一泊9,000円×1泊×7人		63,000	
		その他	保険料7,000円、手配料7,000円+取消料41,950円		55,950	
		その他	振込手数料 216円		216	21
		交通費	【タクシー】熊本市内、長崎市内 5,970円 【リムジンバス】熊本空港⇄熊本県庁 4,130円 【市電】辛島駅⇄熊本駅前駅 1,190円 【私鉄】博多駅⇄福岡空港 1,820円		13,110	26、33
	お土産代	土産代9,720円（3市分）+送料3,717円		13,437	22、23	
【合計】			684,713			

(様式第3号)

会派行政視察実施計画書

那須塩原市議会議員 君島 一郎 様

標記につきまして、下記のとおり実施したいので、許可くださるようお願いいたします。

平成30年11月27日

那須塩原クラブ

会派代表者 伊藤 豊美



記

1 期 日	平成31年1月21日(月)～23日(水)			
2 参 加 者	代 表	伊藤 豊美	副 代 表	松田 寛人
	幹 事 長	佐藤 一則	副幹事長	相馬 剛
	経理責任者	齊藤 誠之	会 員	山形 紀弘
	会 員	森本 彰伸	会 員	中里 康寛
3 研 修 内 容	視察先及び内容: ①くまもと家庭教育支援条例について (熊本県熊本市)熊本県庁 議員提案条例制定のプロセス等について ②老朽危険空き家対策について(長崎県長崎市)長崎市役所 まちぶらプロジェクトについて ③よかもん商店街について(福岡県大牟田市)大牟田市役所 議会改革の取組について			
4. 宿 泊 先	1日目 熊本東急REIホテル 〒860-0803 熊本県熊本市中央区新市街7-25 TEL:096-322-0109 2日目 ホテルニュータンダ 〒850-0843 長崎県長崎市常磐町2-24 TEL:095-827-6121			
5 緊急連絡先	経理責任者 齊藤誠之			
6 備 考				

那須塩原クワブ 様

方 面	九州 (熊本・長崎・福岡)		
期 間	平成31年 1月21日(月) ~ 1月23日(水)		人 員 8名
月 日	行 程		
1 日 目 1月21日 (月)	那須塩原駅 +++++ 東京駅 +++++ 浜松町駅 +++++ 羽田空港第2ターミナル 6:11 (なすの254) 7:20 9:00頃着 羽田空港 ⇒ 熊本空港 < リムジンバス > = 熊本県庁 (視察) ++<市電> ++ 熊本市内【熊本東急REIホテル】(泊) 10:05 (ANA643) 12:00 13:30 ~ 15:30 16:00頃 血 096 (322) 0109 熊本東急REIホテル 〒860-0803 熊本県熊本市 中央区新市街 7-25		
2 日 目 1月22日 (火)	ホテル ++<市電> ++ 熊本駅 ++++++ 新鳥栖駅 ++++++ 長崎駅 ++<市電> ++ 長崎市役所 (視察) ++<市電> ++ 8:30 9:03 (さくら544) 9:32 / 9:42 (かもめ11) 11:24 13:00 ~ 16:30 長崎市内【ホテルニュータンダ】(泊) 新地中華街「会楽園」(夕食) 16:45頃 血 095 (827) 6121 18:00~ ホテルニュータンダ 〒850-0843 長崎県長崎市 常盤町2-24		
3 日 目 1月23日 (水)	ホテル = 長崎駅 +++++ 鳥栖駅 ++<在来線> ++ 大牟田駅 ... 大牟田市役所 (視察) ... 大牟田駅 ++<在来線> ++ 7:28 (かもめ6) 9:01 / 9:13 9:49 10:30 ~ 14:30 15:04 筑後船小屋駅 ++++++ 博多駅 ++<地下鉄> ++ 福岡空港 ++> 羽田空港 +++++ 浜松町駅 +++++ 東京駅 +++++ 那須塩原駅 15:24 / 15:35 (つばめ328) 16:00 16:30 / 17:55 (ANA264) 19:30 21:24 23:36		

上記行程表は、平成30年11月27日を基準として作成しております。変更の場合は、内容が変わります。

行程 (那須塩原クラブ 行政視察)

1月21日(月)	那須塩原駅 (6:55 発 なの 262 号) —— 東京駅 (8:04 着) —— 浜松町駅 —— 羽田空港 (9:00 頃 着) ——
	羽田空港 (10:05 発 ANA643 —— 熊本空港 (12:00 着) —— 移動【昼食】 ——
1月22日(火)	熊本県庁 (視察) (13:30~15:30) —— 移動 —— 宿泊【ホテル】
	ホテル発 —— 移動 —— 熊本駅 (9:03 発 さくら 544) —— 新鳥栖駅 (9:32 着) ➤ 9:42 発 かもめ 11) —— 長崎駅 (11:24 着) —— 移動【昼食】 —— 長崎市役所 (視察) (13:00~16:30) —— 宿泊【ホテル】
1月23日(水)	ホテル発 —— 長崎駅 (7:28 発 かもめ 6) —— 鳥栖駅 (9:01 着) ➤ 9:13 発) —— 大牟田駅 (9:49 着) —— 移動 —— 大牟田市役所 (視察) (10:30~14:30)【昼食】 —— 移動 —— 大牟田駅 (15:04 発) ——
	筑後船小屋駅 (15:24 着) ➤ 15:35 発 つばめ 328) —— 博多駅 (16:00 着) —— 福岡空港 (17:55 発 ANA264) ——
	羽田空港 (19:30 着) —— 浜松町駅 —— 東京駅 (21:08 発) —— 那須塩原駅 (22:17 着)

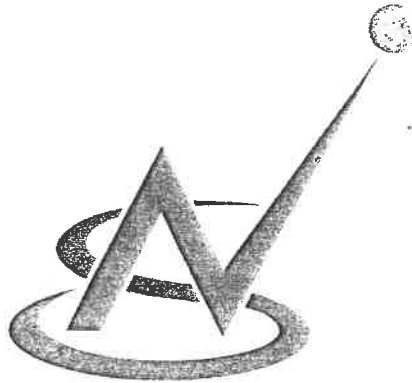
【宿泊先】

- 1日目 熊本東急REIホテル
〒860-0803 熊本県熊本市中央区新市街7番25号
TEL: 096-322-0109 FAX: 096-322-3050
- 2日目 ホテルニュータンド
〒850-0843 長崎県長崎市常盤町2番24号
TEL: 095-827-6121 FAX: 095-826-1704

- 熊本県議会事務局 担当: 総務課 様
〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
Tel 096-333-2614 (直通)
- 長崎市議会事務局 担当: 議事調査課 様
〒850-8685 長崎県長崎市桜町2番22号
Tel 095-829-1200 (直通)
- 大牟田市議会事務局 担当: 様
〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地 (大牟田市庁舎北別館3階)
Tel 0944-41-2800 (直通)

那須塩原市議会 「那須塩原クラブ」

行政視察報告書



視察期間 平成31年1月21日(月)～1月23日(水)

- I、視察日：平成31年1月21日(月)
視察地：熊本県 熊本県庁
調査内容：「くまもと家庭教育支援条例」について
- II、視察日：平成31年1月21日(月)
視察地：熊本県 熊本県庁
調査内容：「議員提案条例制定のプロセス」について
- III、視察日：平成31年1月22日(火)
視察地：長崎県 長崎市役所
調査内容：「老朽化危険空き家対策」について
- IV、視察日：平成31年1月22日(火)
視察地：長崎県 長崎市役所
調査内容：「まちぶらプロジェクト」について
- V、視察日：平成31年1月23日(水)
視察地：福岡県 大牟田市役所
視察内容：「よかもん商店街」について
- VI、視察日：平成31年1月23日(水)
視察地：福岡県 大牟田市役所
視察内容：「議会改革の取組」について

視察者： 松田寛人 佐藤一則 齊藤誠之 相馬 剛 山形紀弘
森本彰伸 中里康寛

テーマ：「くまもと家庭教育支援条例」について

視察地：熊本県 熊本県庁

視察日：平成31年1月21日

報告者：森本 彰伸

【視察目的】

家庭教育の重要性は近年特に注目されている。特に子供に対する虐待や貧困は社会問題になっていて、生まれた家庭によって子供の学力や人間形成にも大きな影響があり、次の世代に対しても悪い影響が出るのが懸念されている。こうした悪循環を断ち切るためには、行政が積極的に家庭教育に介入し、親一人ひとりの親力を向上させる必要があると考える。熊本県議会では議員提案により、家庭教育支援条例を作成し、家庭、学校、地域そして行政の役割を明確にし、遂行を推進している。この姿勢には学ぶべきところが多くあり本市そして本議会において研究し参考にするべきと考え視察を行った。

くまもと家庭教育支援条例



【くまもと家庭教育支援条例ポイント】

この条例は保護者が親として学び、成長していくこと及び子どもが将来親になることについて学ぶことを促すこと、そして子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達の推進に寄与することを目的に議員提案により作られました。

家庭教育を支援する施策を総合的に策定し実施すること、市町村や事業者等の関係機関と連携し取り組むこと、家庭の状況の多様

性に配慮することを県の責務として記しています。市町村との連携としては、情報の提供、技術的な助言を行うこと。そして、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを条例にうたっています。県は、毎年度、家庭教育支援の施策の状況を議会に報告するとともに、公表することを義務付けられています。

条例には保護者、学校、地域そして事業者の役割も示されています。保護者は子どもに愛情を持って接し、子どもの生活のために必要な習慣の確立、自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図るとともに、保護者自らが成長していくよう努めることが記されています。学校は、家庭、地域と連携して、子どもに生活のために必要な習慣を身に付け、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達ができるように努めること、地域は、地域の歴史、伝統、文化、行事などを通じて、子どもの健全育成を支えるとともに、家庭や学校等と連携して、家庭教育支援に積極的に取り組むべきこと、そして事業者は、従業員のワークライフバランスにつとめるとともに、県又は市町村が実施する家庭教育を支援する取り組みへ協力すべきことが記されています。

家庭教育を支援するための施策としては以下のことが記され、実施されています。

親としての学びを支援するための学習機会の提供として、PTAの集まりに合わせた講演や勉強会を行うことで、より多くの保護者に学びの機会を提供しています。

親になるための学びの推進として、中学生や高校生に、発達の段階に合わせた親としての心構えや子どもに対する愛情や責任を伝えるプログラムを作成し、学びの機会を提供しています。

人材育成として、家庭教育支援を行う人材の養成及び資質の向上並びに人材相互の連携を推進しています。

家庭、学校等、地域住民等の連携した活動の推進として、それぞれが、相互に連携、協

力した活動を促進しています。

相談体制の整備、充実として家庭教育や子育てに関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実をし、相談窓口の周知等必要な施策を実施しています。

広報及び啓発として、家庭教育に関する情報の収集、整理、分析、提供を行い、家庭教育の重要性を広報、啓発しています。

【所感】

熊本県議会が率先して、全国に先駆け制定したくまもと家庭教育支援条例は県内の市町村にも受け入れられ連携した施策ができているとのことだった。個別の施策においても、PTAの集まる機会を利用した勉強会の実施や公立の学校だけではなく、私立の学校にも親学の推進や、子どもたちへの親になるための教育を行う等、きめ細やかな施策が条例に則り行われているとのことでした。

条例により家庭教育支援条例関係課(5部局17課)の連絡会議を設置することで、県庁内の横の連携が進み部局を超えて、連携することができている。執行部に対し、毎年度、条例関係課の家庭教育支援の充実に向けて取り込む施策、予算と、前年度の取り組み状況を一覧の資料にまとめ県議会に報告することになったことも、条例の効果を向上させている一因であるとのことでありました。

家庭教育の向上は、将来を担う子どもたちの健全な成長のためにも、緊急に取り組まなくてはならない問題であると認識している。議員提案型の条例が一定の成果を上げている熊本県の事例には学ぶべき点が多くあった。本市においても親学を向上し、子どもたちが健やかに成長する環境を整えていくためにも必要な条例であると思うし、今後取り組んでいく価値が大いにありと感じました。



テーマ：「議員提案条例制定のプロセス」について

視察地：熊本県議会

視察日：平成31年1月21日

報告者：齊藤誠之

議員提案条例の制定についての説明を熊本県議会、議会事務局の方から受けました。

熊本県議会では、すでに議員提案による条例に関して、家庭教育支援条例などを含め、8本制定(うち1本は改正条例)しており、最近では平成21年に制定した地産地消の推進条例の中から地酒に特化した、熊本県産酒での乾杯条例を30年11月に制定している。

これまで成立した条例の議決での賛否は、全会一致は6本、賛成多数は2本となっている。

この議員提案の条例制定にかかわるスキームとしては、特段決まったやり方があるわけではなく、また会議体があるものでもないというが、その時どきの政治課題において随時を検討行っており、検討組織もその都度設定をしている。

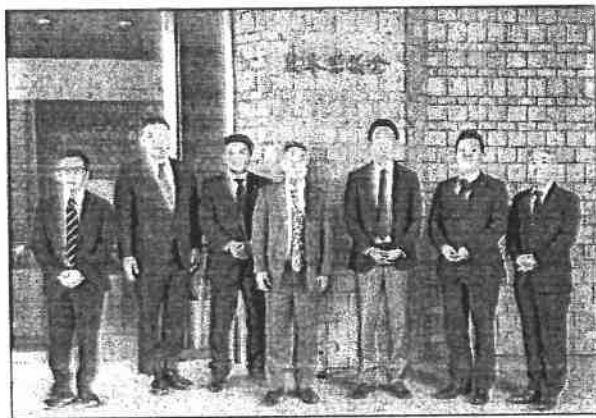
制定までの経緯については、案件ごとに協議の場を設ける場合とそうでない場合がある。県で既に制定されている「家庭教育支援条例」を例に掲げると、まず条例策定に検討委員会が必要であるとなると、議会最終日に条例制定に協議等の場の設置の件として、議決を経ている。可決されたのちに交渉会派と呼ばれる会派が、超党派で策定検討委員会を組織し委員会を開いていく(この条例では全6回の委員会を開催)

その後、策定検討委員会の中で、第2回、3回では大学教授の講義を2回受講するための勉強会を開催、第4回では、その後条例の骨子案を検討し、その骨子を土台に条例素案の検討を行い、第5回にはこの他にパブリックコメントの是非について協議し、了承を得たうえで実施し経緯がある。

その際、一つの団体から条例に関する意見の要望書が提出されたことから、その内容を精査し、協議を行いまとめあげ、第6回の委員会で最終案を策定する流れであった。約6か月間をかけて、条例案を策定し、議会において、採決にいたっている。

根底には、条例の制定が必要であると思う議員の強い意志と、それに対しての執行部側の考えが一致することが理想とされる。また、条例の制定の必要性を議員が示していくことも執行部側でまとまらない考え方を一つにしていく一助になることも、今回の説明において理解ができた。

何故、条例の制定が必要なのかをしっかりと考え、各自治体において住民の福祉向上につなげるためには、その地においての明確なルール作りがカギとなる。各課でそれぞれが特徴ある施策を展開しているが、バラバラのままでは、効果としての表れが薄い。同じ境遇で関係ある部局が一体となって進めていくことが、これからの課題解決に必要なってきているのは明白で、その一つにこの条例の制定があるとすれば、議員側からの提案であったとしても、大きな効果を表すことができると再確認ができた。



テーマ：「老朽危険空き家対策」について

視察地：長崎県長崎市

視察日：平成31年 1月22日

報告者：中里 康寛

長崎市の現状について、人口の推移は昭和50～60年にピークを迎え、その後減少と

なり、今後20年後には35万人に減少する見込みである。長崎市の宅地は、平らな土地が少なく山の斜面を宅地にした。

空き家が増える要因として、最近では平地に高層マンションが増える中、人口減少、少子高齢化の影響に伴い、高齢者が高層マンションへ住み替え、斜面地に残った住宅が空き家となるケースが多いと市は分析している。

空き家の数は、昭和63年の9.9%であったが平成25年には14.7%（総務省統計局）に増えた。そのうち、特定空き家について、市の独自の空き家調査（建築指導課）を行った結果、362件の特定空き家が見つかり、うち286件（74.8%）が斜面市街地の空き家である。

空き家バンク制度の取り組みにおいては、本市のような宅建協会と協定は結んでではなく、空き家バンクに登録できそうな物件について臨時職員を雇い3年前から調査している。実績としては、10件程度登録し移住者に提供することができたため、少しの成果はあったと考えているが、費用対効果を考えると見直しが必要であると分析している。

移住者に対する定住促進空き家活用補助金が2件の実績。移住者向けリフォーム支援、空き家に残る家財等撤去・処分支援が2件の実績、地域交流用途へのリフォーム支援は1件の実績。空き家を活用する手立てとしてのリフォームには支援金10万円。

特定空き家をなくす取り組みとして、老朽危険空き家除却費補助金（除却工事費用の一部）は、本市と同様50万円。年間20件程度の実績で、これまで127件の実績であった。

老朽空き家対策は、老朽化が進み活用ができないものを、市に寄贈し、その周辺の自治会等で活用したいと申し出があり活用することとなった場合に、市が所有しながら自治会に管理してもらい活用する事業である。例えば、駐輪場やポケットパーク、ごみステーション等を作った。

この事業は、国庫補助を入れ運用している。

- ①地域住宅交付金（提案事業）交付率4.5／10（H19～H21）
- ②社会資本整備総合交付金（基幹事業）交付率4.5／10（H22～H23）、（効果促進事業）交付率5.0／10（H24）
- ③防災・安全交付金（効果促進事業）交付率5.0／10（H25～H28）
- ④空き家対策総合支援事業（基幹・効果促進事業）交付率4.0／10（H29～）

年間2～3件の実績、平成18年から29年までに71件。直近3カ年の事業費は、1,179万円（H27）、1,780万円（H28）、1,532万円（H29）、事業期間は、平成18年度から～平成32年度の15年間を予定している。

地元民間業者との連携は、空き家の除却について、地元の銀行と連携して低金利ローンを設置、また司法書士会と連携して、相談（相談など）する機会も設けている。

長崎市は、市民にわかりやすい空き家対策のチラシを作成し、市の広報誌と共に配り周知に努めている。市民（自治会）とも情報を共有しているため、市民からの相談も多く、市は窓口で相談に乗っている。



テーマ：「まちぶらプロジェクト」について
 視察地：長崎県長崎市
 視察日：平成31年1月22日（火）
 報告者：山形紀弘

まちぶらプロジェクト策定について

長崎市は、東アジアに近い九州の西端、長崎県の南部に位置し、古くからその地理的な利点と豊かな海と港を活かして海外の国々との交流を行い独自の発展を遂げてきた。中

でも市街地は、港と斜面地に囲まれた南北に細長いわずかな平たん部に位置しているが、その果たす機能は、長崎市が発展してきた地理的特性を背景に行政界を大きく超えて効果をもたらせている。県都として行政・業務機能をはじめ西九州最大を誇る商業地、多彩な歴史に培われた文化資源などが集積している市である。長崎市は中心市街地の課題として多様な地区の特色を持つ長崎の魅力の表出不足・民間事業者や地元住民等地域との連携不足・人がまちに来てとどまる仕組みと拠点間の回遊性の不足・面として一体感・総合的な事業推進の不足などの課題点がパブリックコメントや市民意識調査、統計データ等の分析により浮き彫りになり、この「まちぶらプロジェクト」事業のきっかけになる。

長崎市の「まちなか」は、歴史及び文化資産の集積と商業業務・公共サービスなどの集積があり、長崎市をけん引するエンジンにあたる地域である。九州新幹線西九州ルート of 着工認可や国際船の受け入れ体制の強化に伴い、長崎駅周辺が「陸の玄関口」として、松が枝周辺が「海の玄関口」として整備が進もうとする中、長崎の「まちなか」も、これまで以上に魅力に磨きをかけて賑わいを高める必要になったと感じ、そこで新大工から浜町を通り大浦に至るルートをまちなか軸として設定し、この軸を中心とした5つのエリアの魅力の顕在化や、回遊性を促す今後10年間の取組みを「まちぶらプロジェクト」として取りまとめ、平成25年度から本格的にハード・ソフト両面から整備を進めることになった。目的として、今後、長崎市は、「陸の玄関口」である長崎駅周辺と「海の玄関口」である松が枝周辺の整備により、これからの10年で、長崎のまちの形が大きく変わっていくとしている。

このような状況の中、歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか」においても、この10年を大きな契機と捉え、長崎駅周辺や松が枝周辺と上手に連携させながら、賑わいの再生を図ろうとするものあ

る。①エリアの魅力づくりでは各エリアにおいて、まちづくりの方向性を掲げ、各エリアが持つ特色を活かしながら、エリア内の魅力の向上に結びつくような取り組みを進めた。②輪づくりまちなか軸を基軸として、各エリア間の回遊性を高める環境の整備を行い、また「陸の玄関口」である長崎駅周辺や「海の玄関口」である松が枝周辺等の周辺施設との連携軸の整備により「まちなか」への誘導を図った。③地域力によるまちづくりによって地域や市民自らが企業や行政、NPO等の多様な組織と連携を図りながら、まちを守り、育て、創るために行動し、その集積がまちなかを支えるような地域力や市民力を結集する取り組みを進めた。

計画の進めたかとしては、「まちぶらプロジェクト」の推進にあたって、中心市街地の活性化に関する法律第9条に基づく「長崎市中心市街地活性化基本計画」、都市再生特別措置法第46条に基づく「都市再生整備計画（まちなか地区）」及び都市再生推進事業制度要綱第2条の5に基づく「長崎市中心部・臨海地域（まちなかエリア整備計画）」などに位置付けるとともに、社会資本整備総合交付金等の活用を図るなど、財源の確保を目指した。



計画の見直しは「まちぶらプロジェクト」に基づき取り組みを展開しているが、社会情勢等の趨勢、あるいは地域との話し合いなどの中で、新たに取り組むとして決定した事項、または、修正等が必要になった事項等に関しては、随時追加修正等を行いながら進めてい

く。長崎市は海と山と斜面地に囲まれその特色を生かしたまちづくりには、とても魅力を感じた。

本市でも地域の特色を活かしたまちづくりの構築の重要性を再確認した。



テーマ：「まちぶらプロジェクト」について

視察地：長崎県長崎市

視察日：平成31年1月22日（火）

報告者：松田 寛人

●概要

市が行う基盤整備等と併せ、市民等が主体となって行うまちなかの賑わい再生の取り組みを「まちぶらプロジェクト」として認定することにより、市民等と共に取り組むまちなか再生のプロジェクトとしての展開を図っている。

●内容

【取組に至る背景・目的】

今後、長崎市は、「陸の玄関口」である長崎駅周辺と「海の玄関口」である松が枝周辺の整備により、これからの10年で、長崎のまちの形が大きく変わっていきようとしています。

このような状況の中、歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか」においても、この10年を大きな契機と捉え、長崎駅周辺や松が枝周辺と上手に連携させながら、賑わいの再生を図ろうとするものです。

【取組の具体的内容】

ア エリアの魅力づくり

各エリアにおいて、まちづくりの方向性を掲

げ、各エリアが持つ特色を活かしながら、エリア内の魅力の向上に結びつくような取り組みを進めます。

イ 軸づくり

「まちなか軸」を基軸として、各エリア間の回遊性を高める環境の整備を行います。また、「陸の玄関口」である長崎駅周辺や、「海の玄関口」である松が枝周辺等の周辺施設との連携軸の整備により「まちなか」への誘導を図ります。

ウ 地域力によるまちづくり

地域や市民自らが企業や行政、NPO等の多様な組織と連携を図りながら、まちを守り、育て、創るために行動し、その集積がまちなかを支えるような地域力や市民力を結集する取り組みを進めます。

【施策の開始前に想定した効果、数値目標など】

市民はもとより国内外の来訪者にとって、長崎市のまちなかがもっと歩いて楽しいまちとなることを目指しており、具体的な数値目標は設定していないが、歩行者通行量の増加などにより目で見えて賑わっている状況になることを目標としています。

【現在までの実績・成果】

平成 25 年からスタートしたプロジェクトであり、まだ目に見える部分は少ないが、「まちぶらプロジェクト」に認定した企業・市民等の取り組みもあり、官民連携の取り組みとして市民等への周知も進んでいます。【まちぶらプロジェクト認定事業：14 件（平成 26 年 9 月末現在）】

【導入・実施にあたり工夫した点や苦労した点とその対処法・解決策など】

「まちぶらプロジェクト認定制度」を創設し、市民等が主体となって行う取り組みを「まちぶらプロジェクト」に認定するなど、行政と市民が一緒になってまちなか再生に取り組めるような環境づくりを行っています。

【今後の課題と展開】

「まちぶらプロジェクト」に基づき取り組

みを展開していきますが、社会情勢等の趨勢、あるいは地域との話し合いなどの中で、新たに取り組むとして決定した事項、または、修正等が必要になった事項等に関しては、随時、追加修正等を行いながら、地域と共に計画を進めます。

【事業期間】

平成 25 年度から平成 34 年度まで

【事業予算】

総事業費：平成 26 年度：1,145,972 千円

財源内訳：社会資本整備総合交付金など

【団体情報】

人口：437, 31 人

標準財政規模：101, 339 百万円

担当部課名：長崎市まちなか事業推進室

※参考文献

元気創造プラットフォーム（総務省）

<https://www.chiikinogennki.soumu.go.jp/jirei/nagasaki/2015-0225-1458-1907.html>



私的感想

「地域活性」「地方創生」「協働のまちづくり」「にぎわいとうるおいのあるまち」「まちなか交流」「市民がふれあうまちづくり」「魅力のあるまちづくり」その他たくさんの活性地域づくりを日本各地で行っている。

猫も杓子も人口減少、リーマンショックはどこへ行ってしまったのだろう。

そもそも人口減少がもたらしている現象ではないだろうか。人がある程度多く住んでいればそもそも「まちぶら」という言葉が生まれるのだろうか、人がいれば黙っていても街中を歩くのではないだろうか。

「いやいや違うよ、観光客を呼ぶための事業だよ」「わたしたちのまちの魅力を見てほし

いだけだよ」とたぶん言うでしょう。

人口減少が分かっているのだから今のうちに地域力を高めていきたいと思いますと各自治体が必死になっているいろんな事業をあの手この手やっていますが、どうでしょう？

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」の副題が示すように、その対策の中心は地方の仕事づくりであり、地方は「稼ぐ力」をつけて東京に対抗する経済を作りなさい。

これに地方自治体は惑わされているような・・・ないような・・・

そもそも人口減少は首都一極集中によって起きている。これが政府の示す地方創生が取り組む問題の基本図式だったはず。

だからと言って何もやらないわけにはいかない・・・それをあらためて考えさせられた視察であった。



テーマ：「よかもん商店街」について

視察地 福岡県大牟田市

視察日 平成 31 年 1 月 23 日

報告者 佐藤 一則

【市のあゆみ】

石炭産業とともに発展してきた鉱工業都市である。しかし、エネルギー政策の転換により平成 9 年 3 月に三池炭鉱が閉山。

周辺市町と有明圏域定住自立圏を構成し、その中心市としての役割を担っている。(22 年柳川市、みやま市。25 年荒尾市、南関町、長洲町。)

平成 27 年に「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界文化遺産に登録される。「宮原抗」「三池炭鉱専用鉄道

敷跡」「三池港」がその構成資産となっている。

【市の概要】

1 人口及び世帯数 (平成 30. 4. 1 現在)

男 53,469 人

女 62,334 人

人口計 115,803 人

世帯数 56,756 世帯

2 面積 81.45k m²

【当初予算】

平成 30 年度 (単位：千円)

会計区分	金額
(1)一般会計	54,480,000
(2)国民健康保険	14,493,677
(3)介護保険	13,443,173
(4)後期高齢者医療	2,052,209
(5)病院事業債管理	1,442,318
(6)水道事業	3,986,915
(7)公共下水道事業	7,532,147
総 額	97,430,439

【議会の構成】

1 議員

(1)議員数 定数：25 人 現員：25 人

(2)任 期 平成 27 年 5 月 2 日～

平成 31 年 5 月 1 日

【議員報酬及び旅費等】

1 議員報酬等

区分	現行月額(円)	区分	現行月額(円)
議長	566,000	市長	906,000
副議長	498,000	副市長	725,000
議員	453,000		

2 旅費

区分	一人当たり(円)
常任委員会	120,000
特別委員会	100,000
議会運営委員会	120,000
広報広聴委員会	100,000
会派	100,000
宿泊費 1 泊	13,700
旅行雑費	1,000

3 政務活動費

月額一人当たり 20,000 円

【商業を取り巻く現状】

中心街にあった百貨店や大型スーパーが相次いで閉店するとともに、空き店舗が増加している。一方で、幹線道路沿道でチェーン店が増加するとともに、大型店が相次いで出店するなど、買い物客を取り巻く状況も大きく変化している。

(1) 人口の減少

基幹産業であった鉱業や化学系企業の規模縮小等の影響により、昭和 30 年代半ばには 20 万人を超えていた人口は、平成 27 年の国勢調査人口で 117,360 人へと減少している。高齢化率は、平成 27 年国勢調査では 25.9%と国や県の平均を大きく上回っている。

(2)大型商業施設の閉店、(3)郊外大型店の出店

大型商業施設の出店・閉店の状況を見ると、昭和 40 年中頃に中心市街地活性化エリアに出店していた大型店舗は、平成 7 年から平成 16 年にかけて相次いで撤退した。この間中心市街地活性化エリアには大型商業施設が出店するなど、市内の石炭関連企業が所有していた土地(社宅跡地、遊休地等)への出店が進んだ。また、平成 23 年には、中心市街地活性化エリアから 1 km 西側に大型商業施設が出店している。

(4) 空き店舗の増加

中心市街地活性化エリアの空き店舗率は平成13年の17.3%から平成29年では42.3%となっている。これは、平成13年に大型商業施設が出店し、この年を前後として中心市街地活性化エリアの既存の大型店の多くが閉店したことで、空き店舗の増加が進んだ。

(5) 歩行者通行量の現象

中心市街地活性化エリアの歩行者通行量は年々減少しており、平日通行量は、平成17年の11,727人から平成27年の5,504人となり55.6%の減少、休日通量でも、9,504人から4,420人となり55.3%の減少となっている。全ての調査地点で減少しているが鉄道の西側での減少が特に大きい。

【よかもん商店街】

～買物弱者支援と商店街の活性化～

大牟田商店街に対する一般的なイメージ	
悪いイメージ	良いイメージ
さびしい	専門店が多い
品揃いが悪い	店主との会話が楽しめる
駐車場の問題	信用のある店舗が多い
	地域大切な資源
	思い出が詰まっている

◎よかもん商店街の概要

加盟店舗数 19 店舗(設立時 11 店舗)
会費 年会費 6,000 円(現在は暫定的に
3,000 円)

掘出金 売上金の 10%

入会金 10,000 円

設立 平成 22 年

大牟田市中心地区商店街連絡協議会
内にて発足(銀座通り、新栄町、栄町、
築町、みやまえ、みずき、本町)

※翌年 大牟田市中心地区商店街連絡協議会を脱退

補助事業 H23 年度 福岡県

「出向く商店街事業」

H24 年度 福岡県

「出向く商店街事業」

H25 年度 大牟田市

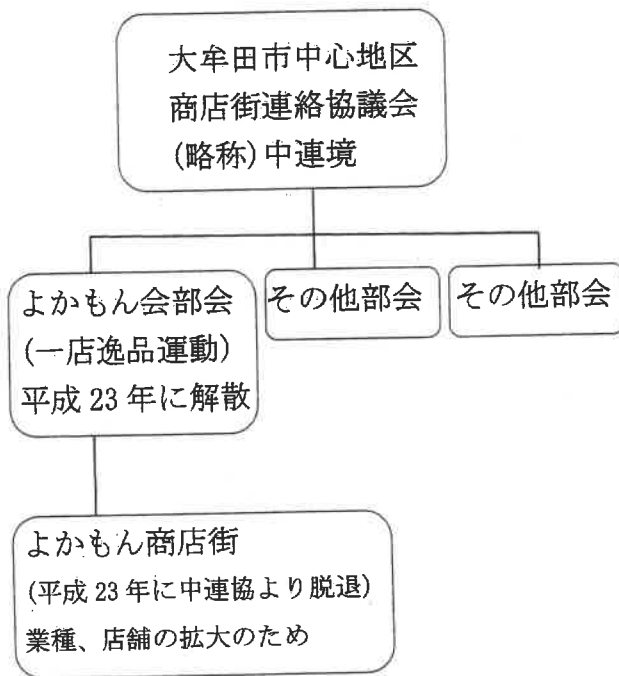
「市民活動補助事業」



◎よかもん商店街の目的

買い物弱者支援・高齢者の生きがい作り
個店の活性化
商店街の活性化

設立時の組織図



加盟店

メガネの松永→メガネ、補聴器、光学品
 古賀時計店→時計、宝石
 レディースウチダヤ→婦人服
 人形の沖牟田→婦人服、季節の品
 フルーツたなか→果物、菓子
 山田屋茶舗→茶、菓子、茶器
 ニュークロダヤ→婦人服
 芽が出た根→惣菜、弁当
 花とみどり たなか→生花
 グリーン・グリーン→婦人服、小物
 天然酵母パン らそら→パン
 つる本舗→和菓子
 菓子処 菊水堂→和菓子
 こうひいや→コーヒー、菓子
 お好み焼きげんちゃん→焼きそば、弁当
 城屋市庁前店→和菓子
 エステ inPORA 結輝→ハットマッサージ、化粧品
 シルバー人材センター→リサイクル品等
 平川商店→乾物

◎出張商店街

「出張施設」

老人福祉施設、病院、地域交流拠点、町内公民館など

(販売時間)2～3 時間(売上)10～20 万円

※売上の 10%を社協等に寄附

◎店舗によってメリットは様々

- ・催事当日の売上を期待
- ・後々、実店舗への来店を期待
- ・個店単位で施設等との繋がりを持てるようになる
- ・活動自体が楽しい

◎お店毎に様々な工夫を

今後に繋げるため、個店単位でも出張販売に取組む(チラシの配布など)

◎催事以外の時もこんな事が！！

- ・施設や地域などから個店に出張のオファーや商品の注文
- ・入居者や施設スタッフ、地域の方々がお店に来店
- ・施設等による、当会の利用を主としたイベントの企画

◎出張商店街開催実績

平成 25 年度	19 回
平成 26 年度	23 回
平成 27 年度	27 回
平成 28 年度	27 回
平成 29 年度	38 回

設立当初は月 1 回、年開催 12 回を目標に活動を行ってきました。年数を重ねる毎に施設等への認知度も上がり、様々な施設等から声を掛けていただけるようになってきました。28 年度末頃に、これまでの実績をまとめた施設向けの案内資料を作成し、市内や近郊の施設に一斉に郵送し当会の PR を行いました。その結果 29 年度は一気に開催回数が伸びました。当会設立当初は、市内の各施設に営業に回りながら当会の利用をお願いしていましたが、最近では施設等からのオファーにより催事の開催を行えるようになってきました。

◎よかもん商店街の様々な取組

認知症サポーターのいる商店街マップの作成

- ・認知症サポーター養成講座の受講
- ・認知症サポーターのいる商店街マップの作成



- ・ 最初から売上の増加は期待していない
そしたら・・・
- ・ 福岡県共助社会づくり表彰(地域貢献部門)受賞
- ・ 福岡デザインアワード(特別部門)受賞
- ・ 地元中学校の福祉授業の講師(認知症について)

◎地域貢献

◆赤い羽根共同募金

(募金百貨店プロジェクト)

全 18 店舗加盟「全国初」

特定の商品の売上の一部を赤い羽根に募金

- ・ 個店単位で共同募金会と契約を結び、特定の商品の売上の一部を募金する仕組み
(募金で集まったお金の 7 割が、地元も社愛福祉の発展のためなどに使われる)

◆会が出た利益の一部を毎年寄付

※毎年およそ 2 万円を寄付

◎出張ゼミ

- ・ 地域包括支援センターや赤い羽根共同募金との共催で「出張ゼミ」開催

※参加者は地域包括支援センターで集めてくれる

「商業者側のメリット」

- ・ お客様と個店単位で密に接することが出来る

- ・ お店のファンを増やせる
「地域包括支援センターのメリット」
- ・ サロン活動の活性化
- ・ 高齢者の引きこもり防止等

◎加盟店への還元(備品購入店舗への補助)

活動を行う中で便利な備品リストを作成し、その備品の購入に関して購入金額の約 7 割を当会が支援する制度を一昨年より始めました。(上限 2 万円)

◎高齢者施設等からの来街者の誘致

- ・ 地元の商店街と連携し開催
- ・ 施設より入居者等を迎え入れる
(逆ディサービス)

◎世界遺産(大牟田の近代化産業遺産)登録の際にどこよりも早く便乗

- ・ その結果、福岡県観光推進協議会とコラボし、福岡県観光推進キャンペーンページ「ブラックエクスプレス」等に掲載

今後の目標と課題

- ・ 商業、福祉、地域などの業界の壁と、異業界に関する知識不足
- ・ 商品の充実(お客様のニーズに応える)
- ・ 店舗数の拡大は必ずしも追い求めない
※ヤル気のある店舗であれば歓迎
※店舗が増えすぎても、施設に入りきれない
- ・ 定期開催出来る会場の確保
- ・ 当会が福祉業界との結びつきを持ち始めた事が、地元商店街にとってもチャンスだと言う事を理解してもらう
- ・ 当会の存在意義を、福祉業界に正しく理解していただいたうえで、より便利に活用してもらえらる団体となる(ボランティア団体では無い)



テーマ：「議会改革の取組」について

視察地：福岡県 大牟田市

視察日：平成 31 年 1 月 23 日

報告者：相馬 剛

大牟田市議会は、平成 18 年ごろから地方議員対象の研修会に参加し議員の意識の変化によって議会機能の向上のために改革を実施、そこで議会基本条例を制定しようと考え、平成 22 年 12 月議会において全会一致で可決、平成 23 年 2 月 1 日に施行した。

【議会基本条例のポイント】

- ・市民意見の聴取に努める。

議会を市民の身近なものにするため、請願・陳情者の意見聴取、議会報告会での意見要望の集約、各種団体との懇談会開催などで出された意見を政策等調整委員会で諮る。

- ・議会活動サイクル。

予算に市民意見が反映しているか、決算で市民意見が反映されたかを評価。

- ・政策等調整委員会での論点整理と集約。

政策等調整委員会は各会派から 1 名で構成し、市の計画の論点や課題を議員間討議により抽出し、各常任委員会に検討を要請、これを受けて常任委員会として意見要望をまとめ市長に提言する。さらに政策等調整委員会から直接市長に要望も行う。

- ・委員会審査の充実

委員会では、関係団体からの意見聴取、専門的知識の活用、複数の委員会で同時審査する連合審査を用いて政策を立案、提言を実施。

【議会改革の活動】

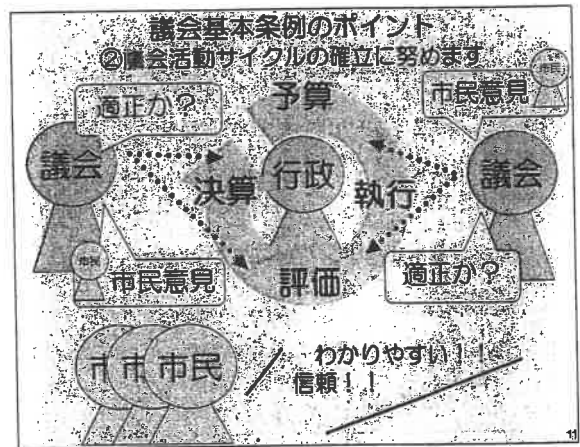
- ・議会報告会のテーマ設定、出された市民意見の分類。

- ・1 年間の議会改革の検証とその結果への対応。

- ・議員研修会のテーマ設定及び開催。

- ・市民アンケートの分析と対応。

※平成 29 年から議会改革特別委員会を解消し、広報広聴機能を担う広報公聴委員会を新設、議会改革機能は、議会運営委員会へ移行。



【議会改革の検証】

- ・議会基本条例に基づく検証

基本条例の規定により毎年度検証を各章ごとに行っている。

- ・検証作業から公表までの経過

事務局たたき台をもとに、議会運営委員会正副委員長案を作成⇒各会派の意見を集約・調整⇒議会運営委員会で加筆・修正⇒正副議長へ検証案を報告⇒会派代表者会議で了承⇒議会ホームページで公表。

【市民意見の反映】

- ・市民意見の集約・分類をHPで公表

i 委員会で継続的に検討するもの

ii 当局につなぐ方がよいもの

iii 関係委員会で検討するもの

iv 摘録して議員で供覧を行うもの

- ・公表後、市長等へ要望及び提案し回答を求める。議員は様々な活動の機会に市民意見の説明と集約そして反映に努める。

- ・議会報告会の充実

広報誌やHPでPR、各地域で議員による直接チラシ配布、小中学校生徒へのチラシ配布、コミュニティFMラジオに議員が出演しPR。議会の主要な活動を報告、前年度出された意見に対する回答報告。

【取り組みの成果】

全小中学校へのエアコン設置、中学校給食の完全実施（廃校跡地利用での給食センター方式）などこれまで7つの施策が実施されている。

【今後の議会改革の展望】

- ・会派の枠を超えての議員の意見交換の活性

化⇒論点・争点の明確化

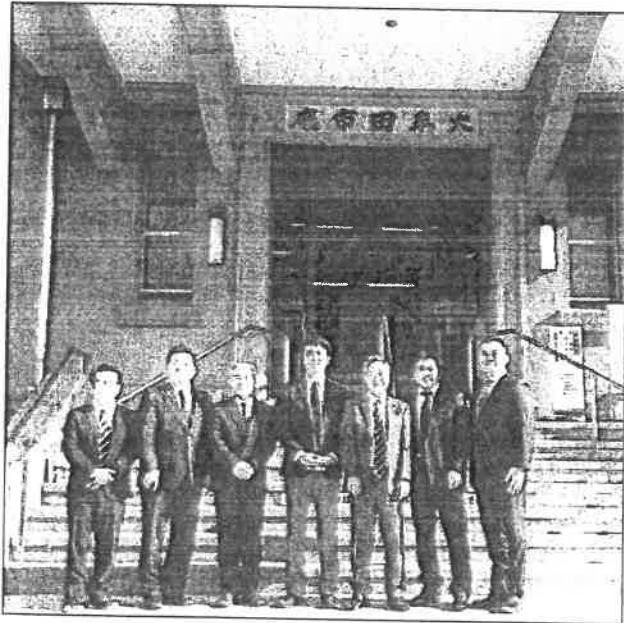
・行政の活動サイクルに応じた議会の活動サイクルの確立⇒受け身の議会運営からの脱却。

・議会報告会での年齢性別のバランス⇒幅広い意見の集約。

・市民アンケート結果に基づく改革の推進⇒20歳以上の市民1000人。

今後、議会機能向上への取組と広聴広報公聴機能の向上、さらに議会の活動状況の「見える化」取組が重要としている。

那須塩原市議会においても、今年度議会基本条例の検証を行い更なる議会改革が必要と考え、議会の政策形成サイクルに特化した特別委員会、広聴広報機能に特化した特別委員会の設置が検討されている。これらの目的は「市民意見の反映」であり、その結果が重要である。



(様式第5号別紙) 平成30年
 [別紙] 2月11日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
 収支番号 20, 21

ご利用明細票
 いつも足利銀行をご利用いただき
 まことにありがとうございます。

お取引日: 30-12-11 0184 T18
 お取引種別: お引出し
 カード番号(0000番): 100-183-****475 000245
 お取引金額: ￥708,720 0129 0183
 残高: 14:45
 お取引時刻: 14:45 説明コード: カード入金取引番号
 ご案内: お受取人 ご利用手数料 ￥216

ユ)アサトラベル様
 ご依頼人
 ナスシオハククラブ様

印紙税申告額
 付につき字部部
 100円 50円 10円 5円 1円
☒ 足利銀行

アサトラベル
 657,950円
 + 手数料 216円
 ※内訳は別紙
 請求書より

領収証

那須塩原クラブ様

平成31年2月1日

金額

¥ 657,950

内

但 行政視察費用

消費税

上記正に領収いたしました

現金

小切手

那須塩原クラブ
 代表取締役 浅野秀世

栃木県那須塩原市豊浦93
 TEL (0287) 63-7960
 FAX (0287) 64-4178



御 請 求 書

平成31年1月24日

那須塩原クラブ 様

方 面	九州（熊本・長崎・福岡）
期 間	平成31年1月21日（月）～ 1月23日（水）
人 員	7名

航空券代	羽田空港 ⇒ ⇒ 熊本空港	19,290 円 × 7 名	135,030 円
	福岡空港 ⇒ ⇒ 羽田空港	21,490 円 × 7 名	150,430 円
小 計			285,460 円
JR運賃	乗車券 特急券 那須塩原 - 東京（往復）	10,800 円 × 7 名	75,600 円
	乗車券 熊本 → 長崎	3,990 円 × 7 名	27,930 円
	長崎 → 大牟田	3,240 円 × 7 名	22,680 円
	大牟田 → 博多	1,290 円 × 7 名	9,030 円
	特急券 熊本 → 新鳥栖	2,050 円 × 7 名	14,350 円
	新鳥栖 → 長崎	1,750 円 × 7 名	12,250 円
	長崎 → 鳥栖	1,750 円 × 7 名	12,250 円
	筑後船小屋 → 博多	1,550 円 × 7 名	10,850 円
小 計			184,940 円
モノレール	浜松町 - 羽田空港（往復）	800 円 × 7 名	5,600 円
小 計			5,600 円
宿泊代	熊本 東急REIホテル	9,000 円 × 7 名	63,000 円
	長崎 ホテルニュータンダ	9,000 円 × 7 名	63,000 円
小 計			126,000 円
そ の 他	旅行企画料（旅行災害補償費用含む）	1,000 円 × 7 名	7,000 円
	旅行取扱料	1,000 円 × 7 名	7,000 円
	取消料・取消手数料	41,950 円 × 1 名	41,950 円
小 計			55,950 円
合 計			657,950 円

※1人あたり
 88,000円 / キャンセル料(協分)
 内訳 JR 13,640円
 返金 33,000円
 有取消料 41,360円 = 88,000円 + 590円(取消手数料)

平成31年

(様式第5号別紙)

[別紙] 2月 1 日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳

収支番号 24

(輪 68)

②お客さま用

払戻証明書

定期券 / 乗車券 / 特急券 / グリーン券 / おトクなきっぷ等

Suica / Suica定期券 / その他 ()

お買い上げ金額		¥	1	5	6	2	0	円
手数料		¥	1	9	8	0		円
払戻金額(現金・クレジット扱)		¥	1	3	6	4	0	円

発行月日 2019年 1 月 17 日

東日本旅客鉄道株式会社 那須塩原駅 発行

※ 1名キャンセルのため、払い戻し。

(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 12月11日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 20

1/21 分 航空券

到着地までお持ちください
Please do not lose this certificate.

保安検査証
Security Certificate

マツダ ヒロト 様



66

出発時刻の10分前までにお越しください
Please be at the gate 10minutes before departure



搭乗順
Boarding

グループ
Group

3



座席
SEAT

33B

中央
CENTER

1/21 ANA643便

東京/羽田
TOKYO/HANEDA
10:05発



熊本
KUMAMOTO
12:00着

マツダ ヒロト 様

1/21 ANA643便
BN:22 SN:33B ZONE:4
照会番号:W9886501 種別:ITX



A STAR ALLIANCE MEMBER



到着地までお持ちください
Please do not lose this certificate.

保安検査証
Security Certificate

サトウ カズノリ 様



66

出発時刻の10分前までにお越しください
Please be at the gate 10minutes before departure



搭乗順
Boarding

グループ
Group

3



座席
SEAT

32C

通路側
AISLE

1/21 ANA643便

東京/羽田
TOKYO/HANEDA
10:05発



熊本
KUMAMOTO
12:00着

サトウ カズノリ 様

1/21 ANA643便
BN:21 SN:32C ZONE:4
照会番号:2974RJ01 種別:ITX



A STAR ALLIANCE MEMBER



(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 2月 1 日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 20

1/21 分 航空券

到着地までお持ちください
Please do not lose this certificate.

保安検査証
Security Certificate

ソウマ ツヨシ 様



搭乗口
GATE

66

出発時刻の10分前までにお越しください
Please be at the gate 10minutes before departure



搭乗順
Boarding

グループ
Group

3



座席
SEAT

33A

窓側
WINDOW

1/21 ANA643便

東京/羽田
TOKYO/HANEDA

10:05発



熊本
KUMAMOTO

12:00着

ソウマ ツヨシ 様

1/21 ANA643便
BN:64 SN:33A ZONE:4
照会番号:L97MYZ01 種別:IITX



A STAR ALLIANCE MEMBER

到着地までお持ちください
Please do not lose this certificate.

保安検査証
Security Certificate

サイトウ サトシ 様



搭乗口
GATE

66

出発時刻の10分前までにお越しください
Please be at the gate 10minutes before departure



搭乗順
Boarding

グループ
Group

3



座席
SEAT

32B

中央
CENTER

1/21 ANA643便

東京/羽田
TOKYO/HANEDA

10:05発



熊本
KUMAMOTO

12:00着

サイトウ サトシ 様

1/21 ANA643便
BN:20 SN:32B ZONE:4
照会番号:698F0J01 種別:IITX



A STAR ALLIANCE MEMBER

(様式第5号別紙) 平成 30 年
[別紙] 2 月 11 日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 20

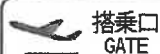
1/21 分 航空券

到着地までお持ちください
Please do not lose this certificate.

保安検査証

Security Certificate

ヤマガタ トシヒロ 様



66

出発時刻の10分前までにお越しください
Please be at the gate 10minutes before departure



グループ Group 3



33C

通路側
AISLE

1/21 ANA643便

東京/羽田
TOKYO/HANEDA

10:05発



熊本
KUMAMOTO

12:00着

ヤマガタ トシヒロ 様

1/21 ANA643便
BN:19 SN:33C ZONE:4
照会番号:397DJE01 種別:IITX

ANA A STAR ALLIANCE MEMBER

到着地までお持ちください
Please do not lose this certificate.

保安検査証

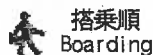
Security Certificate

モリモト アキノブ 様



66

出発時刻の10分前までにお越しください
Please be at the gate 10minutes before departure



グループ Group 3



34B

中央
CENTER

1/21 ANA643便

東京/羽田
TOKYO/HANEDA

10:05発



熊本
KUMAMOTO

12:00着

モリモト アキノブ 様

1/21 ANA643便
BN:18 SN:34B ZONE:4
照会番号:C96W3P01 種別:IITX

ANA A STAR ALLIANCE MEMBER

(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 12月11日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 20

1/21 分航空券

到着地までお持ちください
Please do not lose this certificate.

保安検査証 Security Certificate

ナカザト ヤスヒロ 様



搭乗口
GATE

66

出発時刻の10分前までにお越しください
Please be at the gate 10minutes before departure



搭乗順
Boarding

グループ
Group

3



座席
SEAT

34A

窓側
WINDOW

1/21 ANA643便

東京/羽田

TOKYO/HANEDA

10:05発



熊本

KUMAMOTO

12:00着

ナカザト ヤスヒロ 様

1/21 ANA643便

BN:17 SN:34A ZONE:4

照会番号:V997PF01 種別:ITX



A STAR ALLIANCE MEMBER



(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 12月 11 日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 20

1/25/分 航空券

到着地までお持ちください
Please do not lose this certificate.

保安検査証

Security Certificate

ナカザト ヤスヒロ 様



7

出発時刻の10分前までにお越しください
Please be at the gate 10minutes before departure



グループ
Group

3



38A



1/23 ANA264便

福岡
FUKUOKA

17:55発



東京/羽田
TOKYO/HANEDA

19:30着

マイレージ: AMC 受付済
Mileage : accepted

ナカザト ヤスヒロ 様

マイレージ: AMC 受付済

1/23 ANA264便

BN:159 SN:38A ZONE:4

照会番号:V997PF02 種別:IITX



A STAR ALLIANCE MEMBER



◆研修会や会議等の開催通知や日程等のほか、視察報告書等も整理し保管すること◆

(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 12月 11日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 20

1/23 航空券

到着地までお持ちください
Please do not lose this certificate.

保安検査証

Security Certificate

サトウ カズノリ 様



7

出発時刻の10分前までにお越しください
Please be at the gate 10minutes before departure



搭乗順
Boarding

グループ
Group

3



座席
SEAT

36C

通路側
AISLE

1/23 ANA264便

福岡
FUKUOKA

17:55発



東京/羽田

TOKYO/HANEDA
19:30着

サトウ カズノリ 様

1/23 ANA264便
BN:311 SN:36C ZONE:4
照会番号:2974RJ02 種別:ITX



A STAR ALLIANCE MEMBER

到着地までお持ちください
Please do not lose this certificate.

保安検査証

Security Certificate

マツダ ヒロト 様



7

出発時刻の10分前までにお越しください
Please be at the gate 10minutes before departure



搭乗順
Boarding

グループ
Group

3



座席
SEAT

37B

中央
CENTER

1/23 ANA264便

福岡
FUKUOKA

17:55発



東京/羽田

TOKYO/HANEDA
19:30着

マツダ ヒロト 様

1/23 ANA264便
BN:224 SN:37B ZONE:4
照会番号:W988G502 種別:ITX



A STAR ALLIANCE MEMBER

◆研修会や会議等の開催通知や日程等のほか、視察報告書等も整理し保管すること◆

(様式第5号別紙)

平成30年
[別紙] 12月 11日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 20

1/23 分 航空券

到着地までお持ちください
Please do not lose this certificate.

保安検査証

Security Certificate

ソウマ ツヨシ 様

 搭乗口
GATE

7

出発時刻の10分前までにお越しください
Please be at the gate 10minutes before departure



搭乗順
Boarding

グループ
Group

3



座席
SEAT

37A

窓側
WINDOW

1/23 ANA264便

福岡
FUKUOKA

17:55発



東京/羽田
TOKYO/HANEDA

19:30着

ソウマ ツヨシ 様

1/23 ANA264便
BN:218 SN:37A ZONE:4
照会番号:L97MYZ02 種別:ITX



A STAR ALLIANCE MEMBER

到着地までお持ちください
Please do not lose this certificate.

保安検査証

Security Certificate

サイトウ サトシ 様

 搭乗口
GATE

7

出発時刻の10分前までにお越しください
Please be at the gate 10minutes before departure



搭乗順
Boarding

グループ
Group

3



座席
SEAT

36B

中央
CENTER

1/23 ANA264便

福岡
FUKUOKA

17:55発



東京/羽田
TOKYO/HANEDA

19:30着

マイレージ: AMC 受付済
Mileage : accepted

サイトウ サトシ 様

マイレージ: AMC 受付済

1/23 ANA264便
BN:310 SN:36B ZONE:4
照会番号:698F0J02 種別:ITX



A STAR ALLIANCE MEMBER

◆研修会や会議等の開催通知や日程等のほか、視察報告書等も整理し保管すること◆

(様式第5号別紙) 平成30年
[別紙] 12月11日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 20

1/23 分 航空券

到着地までお持ちください
Please do not lose this certificate.

保安検査証

Security Certificate

ヤマガタ トシヒロ 様

 搭乗口 GATE **7**

出発時刻の10分前までにお越しください
Please be at the gate 10minutes before departure

 搭乗順 Boarding グループ Group **3**

 座席 SEAT **37C** 通路側 AISLE

1/23 ANA264便

福岡 FUKUOKA → 東京/羽田 TOKYO/HANEDA
17:55発 19:30着

ヤマガタ トシヒロ 様

1/23 ANA264便
BN:164 SN:37C ZONE:4
照会番号:397DJE02 種別:IITX

ANA A STAR ALLIANCE MEMBER

到着地までお持ちください
Please do not lose this certificate.

保安検査証

Security Certificate

モリモト アキノブ 様

 搭乗口 GATE **7**

出発時刻の10分前までにお越しください
Please be at the gate 10minutes before departure

 搭乗順 Boarding グループ Group **3**

 座席 SEAT **38B** 中央 CENTER

1/23 ANA264便

福岡 FUKUOKA → 東京/羽田 TOKYO/HANEDA
17:55発 19:30着

モリモト アキノブ 様

1/23 ANA264便
BN:307 SN:38B ZONE:4
照会番号:C96W3P02 種別:IITX

ANA A STAR ALLIANCE MEMBER

◆研修会や会議等の開催通知や日程等のほか、視察報告書等も整理し保管すること◆

(様式第5号別紙)

[別紙] 平成 3 | 年 | 月 15 日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 23

領 収 書 那須塩原クラブ 様

2019 年 1 月 13 日

No. 00000853

¥9,720

税抜合計
消費税等

¥9,000-

¥720-

但し、御品代として上記の金額正に領収しました。

収 入
印 紙

フランス菓子

フナヨシ洋菓子店

栃木県那須塩原市南郷屋2-146
TEL 0287-36-2576



お願い この領収書は感熱紙につき保存に注意してください。



2019年 1月 13日(日)

3個 @3,240

自家製進物 ¥9,720

課税売 ¥9,720

消費税等 ¥720

純売 * ¥9,000

買上点数 3

現金計 ¥9,720

0056 担当者32

◆研修会や会議等の開催通知や日程等のほか、視察報告書等も整理し保管すること◆

(様式第5号別紙) 平成31年
[別紙] 1月5日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳

収支番号 22

「宅急便センター受け取りサービス」ご利用時のお願い お届け先に宅急便センターの「センターコード」「センター名」をご記入ください。ご希望の方は、お届け先にお届け日時指定を希望する場合は、お届け日時指定サービスをご利用ください。

TO 郵便番号 862-8570 郵便番号 4516-6620-8921

TEL 0963332614 お届け先 (お受け取り) 希望日 月 日 時間帯 午前 午後 14時 16時 18時 20時 21時

住所・Receiver's address 熊本県熊本市中央区水前寺 6丁目8番1号 氏名・Receiver's name 熊本県議会事務局 総務課様

FROM 郵便番号 325-8501 郵便番号 4516-6620-8906

TEL 0287(62)7181 お届け先 (お受け取り) 希望日 月 日 時間帯 午前 午後 14時 16時 18時 20時 21時

住所・Shipper's address 熊本県那須郡原市共栄社108番地2 氏名・Shipper's name 那須郡原市共栄社様

クロネコメンバーズに登録すると、受け取る・送るが便利になります

ヤマト運輸 検索 お荷物のお問い合わせは ヤマト運輸ホームページへ

品名 (ワレモノ・なまもの) Contents (Fragile・Perishable) 裏面の「宅急便」で特にご注意ください。主な品目をよくご確認ください。品名はできるだけ詳しくご記入ください。※宅急便で現金は送付できません。

ゴルフ・スキー・空港 クラブ本数 本 送料 1239円 料金 1239円 合計 1239円

宅急便センター受け取りサービス 冷蔵 冷凍 冷蔵 冷凍

La 4 5 1 6 6 2 0 8 9 2 1 a

「宅急便センター受け取りサービス」ご利用時のお願い お届け先に宅急便センターの「センターコード」「センター名」をご記入ください。ご希望の方は、お届け先にお届け日時指定を希望する場合は、お届け日時指定サービスをご利用ください。

TO 郵便番号 850-8685 郵便番号 4516-6620-8906

TEL 0958291200 お届け先 (お受け取り) 希望日 月 日 時間帯 午前 午後 14時 16時 18時 20時 21時

住所・Receiver's address 長崎県長崎市桜町2番22号 氏名・Receiver's name 長崎市議会事務局 久保 様

FROM 郵便番号 325-8501 郵便番号 4516-6620-8906

TEL 0287(62)7181 お届け先 (お受け取り) 希望日 月 日 時間帯 午前 午後 14時 16時 18時 20時 21時

住所・Shipper's address 熊本県那須郡原市共栄社108番地2 氏名・Shipper's name 那須郡原市共栄社様

クロネコメンバーズに登録すると、受け取る・送るが便利になります

ヤマト運輸 検索 お荷物のお問い合わせは ヤマト運輸ホームページへ

品名 (ワレモノ・なまもの) Contents (Fragile・Perishable) 裏面の「宅急便」で特にご注意ください。主な品目をよくご確認ください。品名はできるだけ詳しくご記入ください。※宅急便で現金は送付できません。

ゴルフ・スキー・空港 クラブ本数 本 送料 1239円 料金 1239円 合計 1239円

宅急便センター受け取りサービス 冷蔵 冷凍 冷蔵 冷凍

a 4 5 1 6 6 2 0 8 9 0 6 a

月 15 日分

(原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

22

「宅急便センター受け取りサービス」ご利用時のお願い

お届け先に宅急便センターの「セーターコード」「センター名」をご記入ください。
ご希望の方は、お届け先にお受け取り時間帯を指定してください。電話番号・氏名は受取人様をご記入ください。※営業日・時間を確認してから、お受け取り日・時間帯をご希望ください。

請求書ご依頼主控

携帯電話・PHSよりナビダイヤル
0570-200-000

固定電話よりフリーダイヤル
0120-01-9625

050 JP電話よりビジネスダイヤル
050-3786-3333

ヤマト運輸株式会社
本社 03(3541)3425
東京都中央区銀座2丁目1番地10号

交通事情等によりご希望のお届け日・お届け時間帯に添えない場合もございますので予めご了承ください。

宅急便の責任限度額は30万円です。また賠償金、損害賠償及び有価証券その他の店指しの品目の取扱いはできません。なお、その他は宅急便約款によります。

TO お届け	郵便番号 Postcode	836 - 8666	お問い合わせ 送り状番号	4516-6620-8910	☒ 指定無し ☒ 午前中 ☒ 14時～16時 ☒ 16時～18時 ☒ 18時～20時 ☒ 19時～21時										
	電話TEL	0944472800	お届け先 (お受け取り) 希望日	月 日		お届け先のわからない場合 お届け先のお受け取りご希望時間帯									
FROM ご依頼主	住所・Receiver's address (宅急便センターから送る「セーターコード」)	福岡県大牟田市有明町2丁目3番地 (大牟田新倉北別館3階)		品名 (ウレモノ・なまもの)・Contents (Fragile・Perishable)											
	氏名・Receiver's name	大牟田市議会事務局 771 様		裏面の「宅急便で特にご注意ください主な品目」をよくご確認ください。品名はできるだけ詳しくご記入ください。※宅急便で現金は送付できません。											
FROM ご依頼主	郵便番号	325 - 8501	ゴルフ・スキー・空港 クラブ本数	本	☒ 宅急便センター受け取りサービス ☐ クール ☐ 冷凍 ☐ 冷蔵										
	電話TEL	0287(62)7181	集荷・持込 現収・未収・電マネー・KM割・精算カード・ポイント												
FROM ご依頼主	住所・Shipper's address	栃木県那須塩原市農共連社 108番地2		<table border="1"> <thead> <tr> <th>60</th> <th>80</th> <th>100</th> <th>運賃</th> <th>料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>120</td> <td>140</td> <td>160</td> <td>1289</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		60	80	100	運賃	料 金	120	140	160	1289	
	60	80	100	運賃	料 金										
120	140	160	1289												
氏名・Shipper's name	那須塩原クラブ 様		発店コード お客様コード 合計		円 取扱店 CYS 名 円 担当者 印三合										
クロネコメンバーズに登録すると、受け取る・送るが便利になります			ヤマト運輸 検索 お荷物のお問い合わせはヤマト運輸ホームページへ												

上記の金額を正に領収致しました。本書をもって領収書にかえることがあります。

L a 4 5 1 6 6 6 2 0 8 9 1 0 a

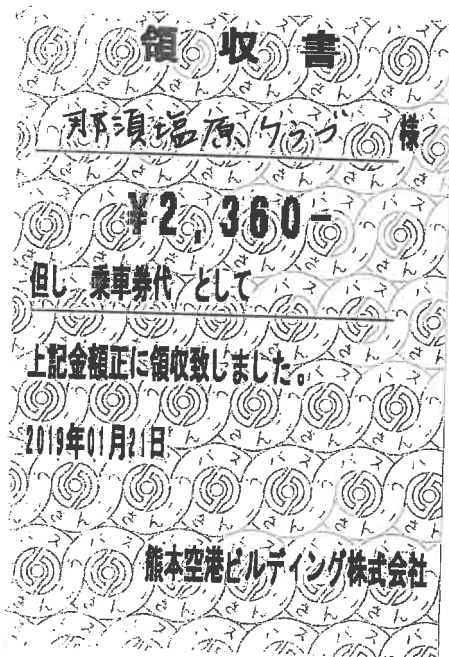
◆研修会や会議等の開催通知や日程等のほか、視察報告書等も整理し保管すること◆

(様式第5号別紙) 平成34年
[別紙] 2月 1 日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 26

熊本空港から熊本県庁



領収書
阿部真由子様
¥1,770-
但し 乗車券代として
上記金額正に領収致しました。
2019年01月21日
熊本空港ビルディング株式会社

590円×7名分

(様式第5号別紙) 平成31年
[別紙] 2月 1日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 26

(様式第6号)

政務活動費支出証明書

使途項目	支出年月日	政務活動費 充 当 額	支 出 先	支出内容及び領収書を 徴し得なかった事情等
研 修 費	2019年1月21日	1,190円 (170円×7人) 幸島町→熊本駅前	熊本市電	領収書発行しないため

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 那須塩原クラブ
代表者 伊藤 豊美



◆研修会や会議等の開催通知や日程等のほか、視察報告書等も整理し保管すること◆

(様式第5号別紙) 平成31年
[別紙] 2月1日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 26

博多駅 から 福岡空港まで
260円×7名.

領収書

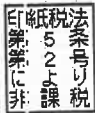
那須塩原クラブ 様

ご利用日付 2019年01月23日

時刻 16時03分

券番号: 7822

取引内容: 乗車券購入 金780円



伝票番号: 43562

・ご利用ありがとうございます。

地) 博多駅 券C05発行
福岡市交通局

260円×3名

領収書

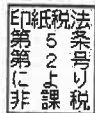
那須塩原クラブ 様

ご利用日付 2019年01月23日

時刻 16時04分

券番号: 0044

取引内容: 乗車券購入 金780円



伝票番号: 53786

・ご利用ありがとうございます。

地) 博多駅 券C04発行
福岡市交通局

260円×3名

領収書

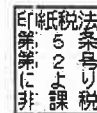
那須塩原クラブ 様

ご利用日付 2019年01月23日

時刻 16時04分

券番号: 7825

取引内容: 乗車券購入 金260円



伝票番号: 43563

・ご利用ありがとうございます。

地) 博多駅 券C05発行
福岡市交通局

260円×1名

(様式第5号別紙) 平成31年
[別紙] 2月 / 日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 26

長崎
お打ちし/館 → ホテル

領 収 書

現・チ・ク・割引 No. 5486

日付 2019年 01月 22日

車番 000149 0000

基本運賃 ¥660円

合計 ¥660円

上記の様に領収致しました

長崎個人タクシー協同組合

個人 片山タクシー

長崎市上小島4丁目4番20号

配車室(821)8850

御乗車有難うございました

領 収 書

No. 9359

日付 '19年 01月 22日

車番 050322 000

基本運賃 ¥710円

合計 ¥710円

上記の通り領収致しました

LUCKY GROUP

(株) 長崎タクシー

長崎市大橋町25番6号

095(844)1188

御乗車有難うございました

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号

26

熊本県庁 → ホテ

領 収 書

2019年01月21日 -007

メーター運賃 ¥1,460円

合計 ¥1,460円

現金支払 ¥1,460円

毎度ご乗車ありがとうございます。

車両番号 0470

 福田(和)タクシー

熊本市長嶺西1丁目9-2-302

事務所 TEL:096-380-5001

携 帯 TEL:090-2508-1234

領 収 証

現・チ・ク・割引 No. 8630

日付 2019年01月21日

車番 000250 0000

基本運賃 ¥1,620円

合計 ¥1,620円

上記の様に領収致しました

毎度ご乗車ありがとうございます。

お忘れ物、お問い合わせは下記までご連絡下さい。

 個人事業協同組合
吉川(明)タクシー

熊本市東区下南部3丁目6-31

事務所 096-380-2488

携 帯 090-1927-9095

またのご乗車、お待ちしております。

(様式第5号別紙) 平成31年
[別紙] 2月 | 日分

《領収書貼付枠》 (原則として領収書を徴し、重ならないように貼付すること)

現金・預金 出納帳
収支番号 26

ホテル→長崎奇馬

領 収 書

No. 8652

日付 2019年 01月 23日 07:13

車番 000150 0000

基本運賃 ¥760円

合計 ¥760円

上記の様に領収致しました

毎度ご乗車

ありがとうございます

文化タクシー(株)

長崎市毛井首1-227

TEL (095) 878-9645

領 収 書

No. 1829

日付 2019年 01月 23日 07:11

車番 000238 0000

基本運賃 ¥760円

合計 ¥760円

上記の様に領収致しました

毎度ご乗車

ありがとうございます。

(有) 新興タクシー

南 営業所

長崎市高丘2丁目4-69

TEL (095) 824-4835